

決算特別委員会会議録

開会 令和4年9月13日

閉会 令和4年9月21日

寒川町議会

出席委員 天利委員長、佐藤（正）副委員長
茂内委員、青木委員、横手委員、黒沢委員
佐藤（一）議長

欠席委員 なし

説明者 木村町長、畑村副町長、大澤教育長
大川議会事務局長、亀井議会事務局次長、鈴木副主幹、長瀬主査
深澤企画部長、小林企画政策課長、村瀬専任主幹、奥谷副主幹、山下主査、
渡邊主査、山本主査、赤崎主任主事
関根財政課長、吉田副主幹、石黒副主幹、丹内主査
青木広報戦略課長、木内主査、山下主任主事、三好主任主事
野崎総務部長、伊藤総務課長（兼）寒川文書館長、米山主幹、辻井主査、
内藤主査、平尾主任主事
皆川人事課長、高橋副主幹、三澤副主幹
濁川財産管理課長、杉崎主幹、工藤副主幹、守屋主査
池田税務収納課長、大平主幹、鳥海主幹、瀬戸副主幹、遠藤主査
戸村町民部長、岡野町民協働課長、栢沼主査
高木町民安全課長、北野主幹、佐野副主幹、門脇主査、嶺主査
徳江町民窓口課長、中嶋副主幹、三留副主幹、執行主査

案 件

（付託議案）

1. 議案第44号 令和3年度寒川町一般会計歳入歳出決算の認定について
2. 議案第45号 令和3年度寒川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
3. 議案第46号 令和3年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
4. 議案第47号 令和3年度寒川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
5. 議案第48号 令和3年度寒川町下水道事業特別会計決算の認定について

令和4年9月13日
午前9時00分 開会

【佐藤（一）議長】 おはようございます。いよいよ本日から21日にかけて、決算特別委員会が開催される運びとなりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、本特別委員会の設置につきましては、本会議におきまして、6名の委員を選出いたしておりますので、ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、決算審査を進めるに当たりまして、まず、委員長をお決め願うというところになります。委員長の選出に当たりましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が委員長の互選を行わせるとあります。また、第2項で、互選に関しての進行役は年長の委員が当たると規定されております。

今回、決算特別委員会の構成メンバーの中での年長委員は天利委員ということであります。恐れ入りますが、天利委員に座長をお務めいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

早速ではございますが、天利委員、こちらの座長の席のほうにお移りください。

(天利 黨委員、座長席へ移動)

【天利座長】 改めまして、おはようございます。年長というところで、私ということなんでございます。ただいま議長よりご指名がございましたので、委員長の選任までしばらく座長を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速ではございますが、委員長の互選に入りたいと思っておりますが、互選の方法につきましては、推選と投票の2つの方法がございます。皆さん、いかがいたしましょうか。

(「推選」の声あり)

【天利座長】 ただいま推選というお声でしたが、推選ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【天利座長】 異議なしということでございますので、委員の皆様から委員長の推選をいただきたいと思っております。いかがいたしましょうか。

茂内委員。

【茂内委員】 天利委員がいいと思っております。

【天利座長】 他にございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【天利座長】 ありがとうございます。座長である天利が委員長という声がかかりましたものですから、他にご推選がないということでございます。そういうことから、私が委員長職を務めさせていただきますと思いますが、よろしくお願い申し上げます。

【天利委員長】 それでは、ただいま推選をいただきまして、決算特別委員会の委員長という大役を仰せつかりました。今日から5日間でございますが、限られた期間でございます。令和3年度決算審査の進行役を務めさせていただきますので、そのためには皆様委員のご協力なしでは進めていかれないということでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

それでは、まず委員長としての最初の務めは、副委員長の選任ということでございますが、いかがいたしましょうか。

(「委員長一任」の声あり)

【天利委員長】 皆様から委員長一任というお声ございましたものですから、僭越でございますが、私のほうから指名するということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【天利委員長】 異議がないようでございますので、僭越ながら私が佐藤正憲委員にお願いしたいと思っておりますが、これに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【天利委員長】 ご異議がないということでございますので、佐藤(正)委員、よろしくお願い申し

上げます。

早速ですが、佐藤（正）委員、こちらにお移りください。

（佐藤正憲委員、副委員長席へ移動）

【天利委員長】 それでは、佐藤（正）副委員長から一言ご挨拶をお願いいたします。

【佐藤（正）副委員長】 予・決算の副委員長をやるのは4回目になります。結構慣れております。人のサポートをするのがすごく好きな性格なので、しっかり委員長のサポートをしていきたいと思えます。よろしくお願いします。

【天利委員長】 佐藤（正）副委員長から心強いお言葉をいただきましたものですから、私も助かります。

そこで、ここで暫時休憩させていただきます。席の移動となります。

【天利委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

これより審査を進めてまいります。過日、初日の本会議におきまして本委員会に付託されました案件は、議案第44号 令和3年度寒川町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第45号 令和3年度寒川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第46号 令和3年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第47号 令和3年度寒川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び議案第48号 令和3年度寒川町下水道事業特別会計決算の認定についての5議案でございます。

審査に当たりましては、一括して審査を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

この際、審査日程についてお諮りしますが、タブレットにあります決算特別委員会審査日程表（案）のとおり、議会事務局を皮切りに各課等の審査を行い、9月21日の最終日におきましては、総括質疑及び討論、採決という日程で順次進めてまいりたいと思っておりますが、この進め方でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【天利委員長】 ご異議がないようでございますので、日程表のとおり進めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、審査に先立ちまして、町長より一言ご挨拶を申し述べたいと申出がございましたので、これを許可いたしたいと思えます。

町長が入室されるまで暫時休憩といたします。

【天利委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

それでは、町長よりご挨拶をお願いいたします。木村町長。

【木村町長】 皆さん、おはようございます。ただいま委員長から発言のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げたいと思えます。

既に暦の上では9月も半ばとなりまして、若干涼しい風を感じるが多くなりまして、ここから見える田の稲穂も黄色く色づいてきたところでもございます。本日から9月21日までの間、委員の皆様におかれましては、令和3年度各会計決算につきまして審査をいただくことになっております。予算の執

行に当たりましては、適正を心がけ、町民の皆様安心して寒川町に住み続けたいと思っていただけるよう、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策と地域経済の回復に力を入れ、子育て支援、あるいは教育環境の充実をはじめ様々な施策を展開してまいりました。委員の皆様からは、審査を通じまして幅広いご知見からご指導いただけましたら幸いです。具体的内容につきましては、後ほど各担当より説明申し上げますので、よろしくご審査の上決算認定賜りますようお願い申し上げます、簡単でございますけれども、挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

【天利委員長】 木村町長、ありがとうございました。暫時休憩といたします。

【天利委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

この後の進め方についてですが、順次、課ごとに説明を行い、関連する課等がある場合については、関連する課長等が同席の上、説明や質疑応答をいたしますので、ご了承いただきたいと思っております。タブレット審査次第の説明者欄に記載している課長等が同席しますので、よろしくお願いいたします。

なお、質疑については簡潔明瞭にさせていただき、効率よく審査を進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞ委員の皆様方につきましては、ご協力をお願い申し上げます。

決算書のページ等については、タブレットにあります各課等の決算特別委員会説明資料に記載がございますので、ご参照くださいますようお願いいたします。

なお、今回より寒川町総合計画2040の第1次実施計画の事務事業評価結果を参考資料としてタブレットに添付しておりますので、ご参考にしていただければと思います。

次に、企画部長より決算の概要につきまして説明したいと申出がございましたので、企画部長の申出を許可いたします。

企画部長入室のため暫時休憩といたします。

【天利委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

それでは、企画部長より決算の概要について説明をお願いいたします。

深澤企画部長。

【深澤企画部長】 皆様、おはようございます。ただいま委員長からお許しをいただきましたので、令和3年度決算の概要につきまして、ご説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

令和3年度決算の概要をご説明するに当たりまして、令和3年度予算編成時の状況について、ご説明させていただきたいと思っております。

国においては、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、まずは感染症の拡大を防止し、早期に収束させ、地域住民の命を守ると同時に雇用の維持と事業の継続を確保し、人々の暮らしを支え、守り切らなければならない。また地域経済を早期に立て直し、さらに危機に強い地域経済の構築を図り感染症の克服と経済活性化の視点を入れつつ、感染症を乗り切った後に、時代の変化を捉えた新しい地方創生の実現に向けた取組を加速していくことが必要であるとされていたところでございます。

一方で、国の令和3年度予算の概算要求においては、基本的に対前年度同額としておりまして、医療

等にかかる経費の高齢化等に伴う、いわゆる自然増などは、今後の予算編成過程で検討することとされておりました。また、県の状況でございますが、県税収入については、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化によりまして、令和2年度当初予算額を大幅に下回るものと見込んでいる一方、歳出面では、介護、医療、児童関係費などにかかる経費が増額となる見込みであり、現段階でおおむね1,100億円の財源不足が見込まれ、県財政は危機的な状況にあるとされていたところでございます。

こうした中、町においても、新型コロナウイルス感染症の影響による景気悪化等により、町税が減収する見込みにある一方で、歳出の義務的経費が増加することにより、町税収入だけで義務的経費を賄うことができない状況となり、今後も義務的経費の増が続くと考えられる中で、本格的に事業開始された田端西地区のまちづくりや公共施設再編計画に基づく施設の更新及び修繕費などにも多くの歳出予算が必要となることが想定され、令和3年度以降の町財政状況は今までにないほど厳しいものになると考えられておりました。

しかしながら、このような状況を踏まえつつも、総合計画で掲げる町の将来像の実現を目指し、将来にわたり自立した健全財政の維持、確保の観点からも真に必要な取組を重点的に推進することとし、具体的には「つながる力で新化するまち」の実現に向け、各施策や事務事業の目標に沿った取組、新しい生活様式を踏まえた取組、歳入予算を確保するための取組といった3つの基本方針を掲げ、予算編成を実施し、令和3年度予算として議決を賜ったところでございます。

その結果となる令和3年度決算の概要につきまして、既に配付させていただいております令和3年度各会計別主要な施策の成果に関する説明書に基づきご説明申し上げます。

まず、令和3年度各会計別主要な施策の成果に関する説明書の2ページをご覧くださいと思います。こちらの第1表決算収支の状況にも記載のとおり、令和3年度一般会計の決算額は、歳入では196億5,288万8,000円で、前年度対比32億7,196万6,000円、14.3%の減、歳出では173億9,612万3,000円で、前年度対比42億7,085万7,000円、19.7%の減となりました。これにより形式収支は22億5,676万5,000円となり、翌年度に繰り越す7,973万1,000円を控除した実質収支は、21億7,703万4,000円と黒字となっております。また、単年度収支についても黒字となりますが、財政調整基金の積立金の加算と積立金取崩額の減算のほか、茅ヶ崎市との消防広域化に伴う消防車両の無料譲渡にかかる町債の繰上償還を加えた支出単年度収支は、12億6,552万9,000円の黒字となっております。なお、令和3年度決算における特筆事項といたしまして、繰越金の大幅な増がございます。その理由といたしましては、収入済額と支出済額の差額が繰越金となることは当然のことでございますが、その分析視点として、歳入歳出予算現額との比較と前年度の比較といった2つの視点がございます。

まず、予算現額との比較でございますが、一般会計歳入の総予算現額は191億1,032万9,090円で、収入済額は196億5,288万7,936円となり、超過収入額は5億4,255万8,846円、対予算収入率は102.8%となります。一方、歳出の総予算現額は歳入同様191億1,032万9,090円で、支出済額は173億9,612万2,388円となり、執行残として17億1,420万6,702円、対予算執行率は91.0%となりました。結果、形式収支といたしまして22億5,676万5,548円となります。

具体的にご説明申し上げますと、歳入面では、主には町税の収入額が予算額を上回ったことによるもので、町民税の予算に対する収入済額は7億5,977万8,000円の増、同様に固定資産税では2億679万円

の増のほか地方消費税交付金では2億9,085万3,000円の増となり、これらの収入科目だけでも12億5,742万1,000円の増となります。また、歳出面では、各種コロナ対策にかかる執行残のほか、子育て支援関係費や障害福祉関係費などの執行残などがございます。

次に、前年度比較の視点でございますが、令和2年度歳入決算額では229億2,485万3,954円、令和3年度は196億5,288万7,936円で、対前年度比で32億7,196万6,018円の減、率では14.3%の減となりました。また、令和2年度歳出決算額は216億6,698万489円、令和3年度は173億9,612万2,388円で、対前年度比で42億7,085万8,101円の減、率では19.7%の減となりました。結果、32億7,196万6,018円の減収があるものの、42億7,085万8,101円の支出減があるため、令和2年度の形式収支額12億5,787万3,465円に対して令和3年度の形式収支額は22億5,676万5,548円で、その差額9億9,889万2,083円が前年度と比較して繰越金が増額となっております。

具体的に申し上げますと、歳入面では個人町民税で減があるものの、法人町民税の増により対前年度比較で2億3,959万8,000円の増のほか地方消費税交付金で9,148万5,000円の増となりましたが、国庫支出金で特別定額給付金給付事業費補助金が48億9,645万8,000円の皆減、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金が7,468万5,000円の皆減などにより、国庫支出金全体で33億4,543万5,000円の減のほか、町債において起債対象事業費の減により4億9,240万円の減となりました。

歳出面につきましては、各会計別主要な施策の成果に関する説明書13ページから15ページに記載しておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

以上、繰越金の大幅な増の理由を申し上げましたが、コロナ禍での厳しい社会経済状況を踏まえ、歳入においては、地方財政法第3条に基づき予算の編成は経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならないとされていることから、健全財政であることを優先し、歳入予算を過大に見積もることなく、また歳出においては各種コロナ対策を講じつつ、子育て支援や社会保障に不足のないよう確実な予算確保を図った結果、歳入と歳出の乖離が生じたため例年以上の繰越金が発生したものでございます。

こうした繰越金の活用につきましては、地方財政法第7条に基づき町財政の健全な運営に資するため、その2分の1を財政調整基金に積み立て、年度間の財源の不均衡の調整を図るとともに、町総合計画の実現や田端西地区のまちづくりのほか、公共施設の老朽化問題など将来への投資に備えてまいります。また、残された2分の1につきましては、令和4年度一般会計補正予算（第4号）に対して本会議の場でもお答えいたしましたとおり、喫緊の課題への対応のほか財源及び事業優先度上やむを得ず先送りした事務事業や計画的事業の前倒しなど、現役世代に還元できる行政サービスに活用してまいります。

こうした財政運営は、一般家庭の家計に置き換えれば、不確実な収入を当てにせず、発生した可処分所得の状況を踏まえて、予定外の支出に回すといった考え方と同様に、会計年度独立原則の下、町の財政状況を踏まえた上で追加的支出に回すことで健全財政の維持を優先としつつ、柔軟かつ弾力的な財政運営に資するものと考えております。今後につきましても関係法令等の下で町財政の健全維持と町民ニーズに即した施策実施の両面を実現できる行財政運営に努めてまいります。

続きまして、5ページをご覧ください。歳入決算の状況でございます。令和3年度の歳入決算における自主財源と依存財源の構成割合は61.3対38.7で、前年度と比較して10.1ポイント自主財源が増となり

ました。その主な理由といたしましては、依存財源においては、前段でご説明いたしましたとおり、国庫支出金で特別定額給付金給付事業費補助金や子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金など大幅な依存財源の減がある一方で、自主財源においては、新型コロナウイルス感染症の影響による個人所得の減少により個人町民税の減や令和3年度に実施した評価替えに伴う固定資産税の減があるものの、一部の業種が好業績を示したことなどにより、法人町民税の増などに伴う自主財源の増により大幅に構成比が変動いたしました。なお、詳細につきましては、6ページの第3表歳入の状況でご確認願います。

7ページをご覧ください。町の歳入の大宗を占める町税についてご説明申し上げます。まず、下段第4表町税の内訳をご覧くださいますと、個人町民税については、個人所得の減少に伴う減や評価替えに伴う固定資産税の減があるものの、一部の業種が好業績を示したことなどに伴い、法人町民税の増により町税全体では2億2,806万9,000円、2.6%の増となっております。

次に、歳出決算額について、目的別に主な増減についてご説明申し上げます。13ページをご覧ください。まず、総務費でございますが、令和3年度決算額は30億2,885万9,000円で、前年度比45億3,347万2,000円、59.9%の減となりました。これは住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費で3億9,160万円の皆増などがあるものの、特別定額給付金給付事業費で48億6,950万円の皆減などによるものでございます。

次に、民生費でございますが、令和3年度決算額は69億2,194万5,000円で、前年度比9億7,685万4,000円、16.4%の増となりました。これは旭小学校区児童クラブ建設工事の完了に伴う皆減があるものの、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費で6億8,784万円の増や寒川さくら幼稚園の認定こども園保育所部分の施設設備に対する認定こども園施設設備費補助金で、1億6,523万5,000円の増などによるものでございます。

次に、衛生費でございますが、令和3年度決算額は19億5,201万3,000円で、前年度比5億4,611万4,000円、38.8%の増となりました。これは新型コロナウイルスワクチン接種事業開始に伴う接種委託料で、3億1,078万8,000円の皆増などによるものでございます。

14ページをご覧ください。次に、商工費でございますが、令和3年度決算額は3億322万9,000円で、前年度比2億2,041万6,000円、42.1%の減となりました。これは申請件数の増に伴い事業継続緊急支援給付金で7,339万円の増があるものの、新型コロナウイルス感染症対策事業費として、緊急経済対策寒川町共通商品券補助金の事業完了に伴い2億6,103万9,000円の皆減などによるものでございます。

次に土木費でございますが、令和3年度決算額は15億4,689万8,000円で、前年度比2億6,688万1,000円、14.7%の減となりました。これは倉見駅バリアフリー化工事の完了に伴い民営鉄道駅舎垂直移動施設整備事業負担金で1億円の皆減や、寒川駅南口整備事業の土地購入費で8,808万2,000円の皆減によるものでございます。

15ページをご覧ください。次に、教育費でございますが、令和3年度決算額は15億676万7,000円で、前年度比7億8,300万9,000円、34.2%の減となりました。これは寒川小学校用地の土地購入費で2億9,250万円の皆減や、グローバル教育推進事業費におけるタブレット端末の購入完了に伴い、小・中学校費合わせて2億4,389万7,000円の皆減のほか、中学校特別教室等空調機設置工事の完了に伴い、1億4,632万2,000円の皆減によるものでございます。

以上、歳出の目的別に主な増減についてご説明させていただきましたが、17ページには、第7表として歳出決算額目的別内訳を、また19ページには、第8表として歳出決算額性質別内訳を記載しておりますので、ご参照いただければと存じます。

また、25ページから28ページまでで町債の状況を、29ページから38ページまでで最近10年間における町の財政状況について記載しておりますので、併せてご参照いただければと存じます。

以上、これまで説明させていただきました令和3年度の決算に対します町監査委員の決算審査における意見でございますが、令和3年度寒川町決算審査意見書の46ページから48ページ、11項の結びの中の記述を読み上げて決算審査意見としてご報告いたします。

48ページの3行目をご覧ください。「令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、町税等の減収といった厳しい財政状況が想定されたが、新型コロナウイルス感染症対策ではワクチン接種を進めたほか、町の対策方針に基づき、子育て世帯臨時特別給付金事業において、子どもは平等の考えの下、所得制限により受給できなかった世帯にも給付金を支給するなど、国や県の制度から漏れた方々に光を当てる事業を実施し、コロナ禍における子育て世帯の生活を下支えした。また、町役場庁舎の自家発電設備改修工事をはじめとする公共施設の老朽化対策や新たな産業拠点として期待される田端西地区まちづくり事業を推進したほか新たに町営プールを開設するなど、限られた財源の中で事業の選択と集中が図られた。

令和4年度は、茅ヶ崎市との消防広域化が始まり、基礎自治体の枠を超えたスケールメリットを生かした事業展開を図るとともに、引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対策が求められていることから、今後も町の対策方針を定め、町民の命と暮らしを守るための取組を進められたい。さらには依然として新型コロナウイルス感染症の収束が見えない状況下ではあるが、令和3年度を初年度として策定された寒川町総合計画2040における町の将来像「つながる力で新化するまち」を実現するため、学校給食センター整備事業や田端西地区のまちづくり事業といった大規模事業等を着実に推進されたい。歳入については、少子高齢化の進展に伴う社会保障関係経費や子育て関係経費の拡大による扶助費の増加などが今後も見込まれることから、一層の財政基盤の強化を図るとともに、必要な財源の確保に努められたい」との審査意見をいただいたところでございます。

町といたしましては、こうした町監査委員からの意見等を踏まえるとともに、本日以降、議員の皆様からのご意見、ご提言を賜ることで、さらに工夫、改善に努め、町民皆様からの負託に応えるべく、持続可能な魅力あるまちづくりを進めていくことで、住んでいてよかったと言われるよう、効率的で効果的な行財政運営に努めてまいります。

なお、具体的な決算額等につきましては、この後、各担当から決算書及び各会計別主要な施策に関する説明書により、また、決算特別委員会説明（参考）資料に基づき、詳細な説明がありますので、よろしくお願ひ申し上げます。また、本年度は初めての試みとなりますが、町総合計画2040第1次実施計画における令和3年度分の事務事業評価結果がまとまりましたので、既に議員皆様のタブレットに配付させていただいております。本委員会の決算審査に当たりまして各事務事業の成果等の参考としていただけるようお願い申し上げます。貴重なお時間を割いていただき誠にありがとうございました。

【天利委員長】 　　ただいま深澤部長から決算の概要について説明をいただきました。ご苦労さまでご

ございました。

暫時休憩といたします。

【天利委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

それでは、議会事務局が所管する内容について説明をお願いいたします。

大川議会事務局長。

【大川議会事務局長】 皆様、改めまして、おはようございます。

それでは、これから令和3年度議会事務局が所管いたしました決算審査をお願いいたします。説明につきましては亀井事務局次長より申し上げ、ご質問には出席職員でお答えいたしますので、よろしくお願ひいたします。

【天利委員長】 亀井次長。

【亀井議会事務局次長】 それでは、議会事務局所管の令和3年度決算につきまして、決算特別委員会説明資料によりご説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

決算書は51、52ページの1款議会費1項議会費1目議会費でございます。タブレット資料は、2ページをご覧ください。職員給与費は、議会事務局職員5人分の給料、職員手当等、共済費の人件費でございます。職員給与費の特定財源はございません。

次に、タブレット資料の3ページをご覧ください。議員報酬及び手当は、議員18人分の報酬、職員手当等、共済費の人件費でございます。議員報酬及び手当の特定財源はございません。

次に、タブレット資料の4ページをご覧ください。健全な行財政運営の確保事業費の1議会運営経費でございます。報償費は、各種団体等で開催されます大会や品評会、作品展などの議長賞の記念品代でございます。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。旅費は、県町村議会議長会局長会議等がオンライン開催等に変更になったため不用額となっております。交際費は、議会が対応する慶弔関係等の経費で、対応件数は備考欄に記載のとおりです。需用費の消耗品費は、図書室に備えてございます加除式図書の追録代経費、新聞4紙や定期刊行物の購読料、食糧費は、来客用コーヒー代や他の自治体からの視察来庁時における茶菓子代でございます。役務費では、議員控室のインターネット回線使用料及びビジネスチャットツール使用料でございます。委託料は、議員健康診断委託料と議場音響システム保守点検委託料で、議員健康診断委託料では、健康診断と大腸がん検診の費用を医療機関へ支払ったもので、受診者は15名でございました。議場音響システム保守点検委託料では、議場及び委員会室の音響設備の保守点検を年2回実施いたしました。使用料及び賃借料は、議長車等の有料道路通行料や駐車場使用料、自動車の借上料、タブレット端末の借上料でございます。負担金補助及び交付金は、会派及び議員に対する政務活動費交付金や神奈川県町村議会議長会への負担金でございます。負担金の主な事業内容は、県下の町村議員の研修会や事務局職員の研修及び永年議員の表彰関係などに充てられております。不用額につきましては備考欄に記載のとおりでございます。

続いて、下表をご覧ください。議会運営経費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は47、48ページ、20款諸収入4項1目雑入8節雑入37万8,425円でございます。各議員にご負担いただいているタブレット端末の負担金、会派や議員ごとにお願ひしている複写費の利用代金でございまして、タブ

レット端末の負担金36万7,200円を使用料及び賃借料に充当しているほか、総務課が所管する印刷事務経費に1万1,225円を充当してございます。

次に、タブレット資料の5ページをご覧ください。健全な行財政運営の確保事業費の議会公開事業費でございます。議会議員活動が円滑に行えるよう議決事件をはじめ町の重要事項に関し、適切な審議、調査、提言等が行えるよう支援し、議会情報を正確かつ迅速に広く情報公開を行うものでございます。需用費の消耗品費は、本会議の会議録を印刷するための用紙を購入いたしました。印刷製本費は、「議会だより」の印刷製本費で年4回発行いたしました。不用額につきましては備考欄に記載のとおりでございます。役務費は、インターネット配信に伴う専用回線使用料でございます。委託料は、備考欄に記載のとおり3つの委託事業分でございます。1つ目は、本会議や各常任委員会及び予算・決算を含めた特別委員会等の会議の反訳を委託する会議録作成委託、2つ目は、会議録のデータ作成と検索システムを委託する会議録検索システム委託で、最新のHTML規格への記述変更と検索機能のリニューアルを実施いたしました。3つ目は、インターネット配信を委託する議会配信委託でございます。

続いて、下表をご覧ください。議会公開事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は45、46ページ、21款諸収入4項1目雑入1節議会費雑入4万円でございます。平成31年2月1日から施行いたしました寒川町「議会だより」広告掲載要綱に基づく広告掲載料で、「議会だより」印刷製本費に充当してございます。

以上で、議会費の令和3年度決算の説明を終わらせていただきます。

【天利委員長】 ただいま説明が終わりました。質疑をお受けいたしたいと思っております。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

(「なし」の声あり)

【天利委員長】 ないのであれば、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでございました。

以上、これをもちまして議会事務局の審査を終わります。

暫時休憩といたします。

【天利委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、次に、企画部企画政策課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

深澤企画部長。

【深澤企画部長】 改めまして、よろしくお願いいたします。

ただいま委員長からご案内のありましたとおり、企画政策課の決算審査をお願いするものでございます。

説明につきましては小林企画政策課長から、また質疑等につきましては、出席職員全員で対応してまいります。よろしくお願いいたします。

【天利委員長】 小林企画政策課長。

【小林企画政策課長】 おはようございます。

それでは、企画部企画政策課企画マーケティング担当及びICT推進担当所管の令和3年度決算につきまして、お手元の決算書とタブレットの020企画政策課の決算特別委員会説明資料に基づき、各事業

別にご説明させていただきます。

決算書の歳入につきましては、33ページから34ページ、37ページから38ページ及び45ページから46ページ、歳出につきましては、55ページから58ページでございます。企画マーケティング担当の所管につきましては私から、ICT推進担当の所管につきましては、村瀬専任主幹よりそれぞれご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

初めに、企画マーケティング担当の所管でございます。決算書につきましては、55ページから58ページの2款総務費1項総務管理費7目企画費及び8目広報情報費でございます。タブレット資料は2ページ、7目企画費1自立的な行財政運営事業費の1企画行革事務経費でございます。企画マーケティング担当が所掌いたします業務の経常的な事務に要する経費でございます。報酬につきましては、総合計画審議会委員の報酬、報償費につきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定等外部委員会委員への謝礼や同外部委員会の委員に対する記念品、旅費につきましては、総合計画審議会委員の費用弁償及び企画マーケティング担当職員の旅費、需用費につきましては、消耗品費でございます。要望活動に伴う手土産代でございます。役務費につきましては、アンケート調査の郵送料でございます。アンケート調査につきましては、将来にわたって心豊かに暮らせる町であり続けるため、町民の皆様がどの取組が重要だとお考えになっているのか、また寒川2020プラン後期基本計画における町の各取組に満足されているかどうかについてお尋ねするとともに、新たな寒川町総合計画さむかわ2040プラン第1次実施計画の進行管理に反映させることを目的に実施いたしました。なお、当該経費の財源につきましては、全て一般財源でございます。

次に、タブレット資料は3ページ、2広域行政推進事業費でございます。単独の自治体では解決できない広域的な行政課題への対応や住民サービスの向上、地域の活性化、行政の合理化及び効率化を実現することをその目的とし、部会等により、特定の課題解決に向けた取組や調査研究を行っているものでございまして、負担金補助及び交付金につきましては、湘南広域都市行政協議会の事務局運営のための負担金でございます。なお、当該経費の財源につきましては、全て一般財源でございます。

次に、タブレット資料は4ページ、8目広報情報費1自立的な行財政運営事業費の1マーケティング推進事業費でございます。この事業につきましては、町政運営に対する町民の声を継続的に聴取し、各施策構築や展開に生かすとともに、町民の町政への関心や理解を深めるものでございまして、報償費につきましては、マーケティングマネージャー及びeマーケティングリサーチ制度協力者への謝礼でございまして、eマーケティングリサーチ制度協力者には町共通商品券をお渡ししております。旅費につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため会議等がオンライン会議及び中止となったため支出はございませんでした。役務費につきましては、謝礼の商品券を簡易書留によりeモニターさんへお届けする郵送料でございます。委託料につきましては、職員研修及び郵便ポストのラッピングでございます。職員研修につきましては、ブランディングのプロジェクトチームの職員を中心にロジカルシンキングの研修を実施いたしました。内容につきましては、議論を効率的、効果的に行うために論理的に話す上での要素やテクニックを学びました。郵便ポストのラッピングにつきましては、役場正面及び寒川駅北口に設置してございます郵便ポストを『「高座」のこころ。』メインブランドカラーにラッピングし、ポストを活用した町ブランドのPRを行ったところでございます。

下表をご覧ください、マーケティング推進事業費の特定財源でございますが、歳入番号①の決算書37、38ページ、総務費県補助金につきましては、県地域づくり活動促進事業補助金でございます、ラッピング郵便ポスト設置にかかるもので、補助率は2分の1で、委託料に充当してございます。

【天利委員長】 村瀬専任主幹。

【村瀬専任主幹】 それでは、続きまして、ICT推進担当所管の事業につきましてご説明させていただきます。

決算書は57、58ページ、タブレット資料は5ページをご覧ください。8目広報情報費のICT活用事業費でございます。行政手続の電子化や高度情報通信技術に対応するため、情報基盤の整備及び情報セキュリティ対策を実施するとともに、町組織内外の電子情報連携を安全かつ確実に実施していくための事業費でございます。旅費につきましては、各種会議の出席に係る職員の普通旅費、需用費は、プリンターのカートリッジや記録媒体等コンピューター周辺機器に関する消耗品費、役務費は、役場庁舎と町内各公共施設等を接続するためのネットワーク回線経費やウェブ会議ツール、モバイルルーター、ビジネスチャットツール、RPA、AI-OCRサービス利用料などの通信運搬費でございますが、不用額につきましては、AI-OCRのサービス利用料が読取数量に応じた従量課金となっており、同数量が少なかったことによるものでございます。委託料は、町情報セキュリティの確保やICT利活用に係る委託料でございますが、不用額につきましては、情報セキュリティ外部監査委託が新型コロナ感染拡大により実施できなかったことによるものでございます。使用料及び賃借料は、職員用ノートパソコンやサーバー等のコンピューター借上料、負担金補助及び交付金は、電子申請システムや施設予約システムの利用に係る神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会への負担金でございます。

続きまして、下表をご覧ください、ICT活用事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は45、46ページの諸収入下水道事業事務費負担金につきましては、財政課でまとめて説明いたしますが、充当先は役務費の通信運搬費、委託料の情報セキュリティクラウドサービス提供委託料、使用料及び賃借料のコンピューター借上料に合計123万4,000円を充当しており、本事業における一般財源は5,154万5,633円でございます。

続きまして、決算書は同じく57、58ページの2款総務費1項総務管理費9目電子計算機費でございます。タブレット資料は6ページをご覧ください。コンピューター利用事業費でございますが、行政事務の近代化、効率化並びに住民サービスの向上を図るため円滑な事務の執行に資するよう、コンピューターを効率的に運用、活用していくための事業費でございます。報酬は、会計年度任用職員1名分の報酬及び時間外勤務手当、職員手当等は、同職員の期末勤勉手当、共済費は、同職員の社会保険料、旅費は、同職員の通勤手当及び職員の普通旅費、需用費は、電算処理に係る用紙代やトナー代等コンピューター周辺機器に関する消耗品費、役務費は通信運搬費で、住民情報のオンラインバックアップに係る回線使用料、委託料は、住民情報の電子媒体外部補完委託、住民情報システム等のパッケージソフト保守委託、使用料及び賃借料は、住民情報システム等とその周辺機器のコンピューター借上料、負担金補助及び交付金は、地方公共団体情報システム機構や神奈川県市町村情報システム共同事業組合への負担金でございます。

続きまして、下表をご覧ください、コンピューター利用事業費の特定財源でございますが、歳入番号

①、決算書は33、34ページの国庫支出金社会保障・税番号制度システム整備費補助金（総務省分）106万4,000円につきましては、いわゆる番号法による社会保障・税番号制度の導入等に係る情報システムの整備に要する経費を対象としたもので、マイナンバーによる情報連携を仲介する中間サーバープラットフォームの磁気システム構築費用に係る国庫補助でございます。補助率は10分の10でございます、負担金補助及び交付金の地方公共団体情報システム機構負担金及び交付金に充ててございます。歳入番号②、決算書は45、46ページの諸収入下水道事業事務費負担金につきましては、財政課でまとめて説明いたしますが、使用料及び賃借料のコンピューター借上料、負担金補助及び交付金の神奈川県町村情報システム共同事業組合負担金に合計25万9,000円を充ててございます。本事業におけるこれら特定財源の充当額合計は132万3,000円で、一般財源は6,704万3,270円でございます。

【天利委員長】 小林企画政策課長。

【小林企画政策課長】 以上で、企画政策課企画マーケティング担当及びICT推進担当所管の令和3年度決算のご説明とさせていただきます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

【天利委員長】 ただいま企画政策課の説明が終わりました。これから質疑をお受けいたしますので、質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

黒沢委員。

【黒沢委員】 まず、2ページ、ここで消耗品費として要望活動の手土産代で4,000円使いましたというお話がありましたけれども、要望活動に行く目的というか、そういったものと、相手先、どういふところに行っているのか。要望活動をやることによって様々寒川町の行政運営をよりよいものにしていくために当然要望活動をやっていると思うので、これは決まった要望活動ではないですよ。企画側として、町として、今このタイミングで必要なところに要望に行くべきだと判断したときに行くんだと思うんだけど、実際何回行って、言える範囲で結構ですので、相手先とか、その目的とか、それからそこによる効果とか、その辺をどうされているのか。せっかく予算を取っていたので、それが効果的であれば、もっと積極的に課題解決に向けた要望活動をしていくべきかなと思うんですけども、その辺の見解についてお聞かせいただきたいと思います。

それから4ページ、eマーケティングリサーチ、これはお金の使い方としては謝礼とかというところの話になるんだけど、以前だと、これを使っておむつの配布が無償できるようにしましたよとかというご意見を子育て最中のお母さんからいただいて、それが町の事業として実施することができたという実例があったかと思しますので、令和3年度におけるeマーケティングリサーチの効果ですとか、それから実績、そういったものがあつたらお聞かせいただきたいと思います。

それから5ページ、委託料の中で情報セキュリティの外部監査について未実施でしたと。理由としては、コロナの感染拡大によってできませんでしたというお話でありました。理由については一定程度理解するしかないかなと思うんですが、もともと情報セキュリティの外部監査の目的がどういったものであつたのか、それからこれを実施できなかったことによる影響というのをどのように考えられているのかお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

【天利委員長】 小林課長。

【小林企画政策課長】 まず、要望活動でございますが、昨年度につきましては、コロナの影響もあってなかなか難しい状況もございましたが、地元選出議員2名に対して要望を行いました。要望の内容については、今の寒川町の課題ですとか、そういうものを議員にお伝えして、継続的な要望も含めて国会議員にお話しさせていただきました。それと2点目、それとこの要望活動につきましては、今後も、これは決まったものではないんですけれども、積極的に町の課題等を捉えて、議員に寒川の現状というものをお伝えしながら、寒川にしっかりと効果的な要望となるように引き続き続けていきたいと考えてございます。

それとeマーケティングの効果なんですけれども、委員がおっしゃったように、おむつのごみ袋の配布ですとか、おうちで給食ですとか、そういうものが実際に行われました。令和3年度につきましては、記念広報紙、こちらはブランディングプロジェクトチームが令和元年度に町民ニーズや近隣自治体と差別化、また社会情勢、寒川町の規模などを踏まえて検討し、提案した事業で、こちらが新型コロナウイルスでちょっと遅れたんですけれども、その辺を実際に実施いたしました。

【天利委員長】 村瀬専任主幹。

【村瀬専任主幹】 3点目の情報セキュリティ対策委託料の部分でございます。こちらにつきましては、内容としては先ほど申し上げた外部監査、それとシステムログ監査、それからメールによる標的型攻撃の訓練支援であるとか、情報セキュリティ研修の支援、こういったものの組合せで対応している委託料になるわけなんですけれども、そのうち外部監査について、先ほど申し上げたように、コロナ禍により事業者の勤務形態が在宅勤務に変わったことにありまして、なかなか来庁しての支援といえますか、監査が受けられなかったというところで不用額が生じてしまったと。年度末ぎりぎりまで実施について見極めを行っておったんですけれども、結果的には見送る、執行残ということになってしまいました。目的としては、外部監査ということで、内部だけでの目では届かない部分、職員だけでは気がつかない部分というのがありますので、そういった部分について専門的な知見により監査いただくような内容のものでございます。

それで実施できなかったことによる影響というところでございますけれども、先ほど申し上げたように、外部監査は実施ができなかったというところでございますけれども、その他例えば標的型攻撃訓練であるとか、情報セキュリティ研修等につきましては、サービス利用型のものに変更いたしまして、職員が運用する形を取りました。また、システムログ監査につきましても、サービスを利用せず職員が実施しているというところで、一部外部監査を受けられなかったというところはあるんですが、セキュリティ対策全体としては意識が高められているとは思っております。

以上です。

【天利委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 マーケティングリサーチについては分かりました。ありがとうございます。要望活動についてなんですけど、これは今後も積極的にやっていきますよということだったんですが、実際国会議員さんのほうに行きましたと。こういう要望活動が、多分というか、町の狙いとしては、当然これから町としては大きな事業をたくさん抱えています。継続的にこういったところとつながっていくということが非常に大事、あとは、国は今いろんな補助メニューとかを出しているんだけど、実は末端までな

なかなか届いてこない、気づけない補助金が実はいっぱいあったりして、そういうのを国会議員さんに要望することによって、実はこういうメニューがあるんだよとか、当然情報は速いですし、しっかり取り組んでいらっしゃいますから、そういうところにつながっていくのかと感じているんですが、そういう認識でよろしいのかどうかお聞かせいただきたいと思います。

それから外部監査なので、これは情報セキュリティについてしっかり取り組んでいるかどうかということ監査していただくという内容になるのかなと考えたんですけど、そうではないのかな。要はその辺は職員で全部やって、職員の意識が高まりましたということであれば、監査の必要性というのはどこに見いだせばいいのかというところの説明をもうちょっとしていただけるとありがたいんですけど。

【天利委員長】 小林課長。

【小林企画政策課長】 要望活動につきましては、昨年度は委員おっしゃったとおりでございますが、議員さんに要望活動を行ったときに省庁、具体的には財務省の職員も同席していただいたということもございます。そういった中で国の制度ですとか、あとは逆にこういう考え方で申請をするんじゃないのとか、そういうアドバイスをいただいたりだとか、そういうこともございますので、こういうことを引き続き積極的に行っていきたいと思ってございます。

以上です。

【天利委員長】 渡邊主査。

【渡邊主査】 3つ目の質問、外部監査の部分についてお答えいたします。外部監査で、まず外部の方に入っていただく大きな目的としては、専門的な知見がある方をおつけして、まず監査の内容を考えていただくところにあると考えております。今年の地方公共団体ですとか、あるいは社会情勢を見たときに、どういった内容のものを点検するのがいいのかというところ、あるいは国の制度改正とかに伴ってどういうことをやったらいいのかというところで、まずは監査メニューを考えていただくところに専門的な知見を活用しております。

また、監査自体を内部の職員だけでやる場合、それから外部の方に入ってやっていただける場合で、当然ですけれども、監査を受ける職員側の緊張感といったところで、より効果、その監査自体で終わった後に対しても、規定にのっとった運用ができるというところに関して監査がありますよというところで、例えばですけど、規定から少し外れたような運用をしないような抑止力というところも期待できると考えております。

令和3年度に関して外部監査ができなかったのも、前年度以前に外部監査をしたときの手法であったログの監査というものが、職員だけでも実現しやすかったところがありましたので、外部に委託はできなかった状況でしたので、職員で取り組みやすいログ監査というものを実施しまして、ログ上であまり運用ルールにそぐわないような運用をされているところに関しては個別にお声かけをして、改善を求めているというのが運用の状況であります。

以上です。

【天利委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

横手委員。

【横手委員】 ページがどうこうというよりも、部署別に教えていただきたいので、お答えいただけ

ればと思います。まず、マーケティングでブランドとかをやっているとは思いますが、ブランドイメージであったり、それからエンゲージメントに関する定点観測みたいな調査を行っているのか、それについて教えてください。それから黒沢委員からもお話ありましたけれども、要望活動みたいなことを国会議員に対してやっていらっしゃるということですが、いわゆるロビー活動だと思うんですが、通常アメリカとかだと、僕の昔の会社の先輩がアメリカで今ロビー活動のそういうことをやっていた方がいるんですが、ロビー活動をやる上である程度業界団体としてこういうことが必要だとかということを広報して、それを知らせた上で上院議員とか、下院議員にアプローチしていくというようなやり方があるんですね。そういうような事前に広報、ある程度パブリシティした上で、それを世に知らしめてからやるという方法もあると思うんですが、その辺でただ行って、よろしくお願ひしますじゃなくて、そういう方法もあるんですが、そのようなことを取り組もうとしたお考えはあるか、それとも今後取り組むような予定があるのかお聞かせください。

それから、デジタルについてなんですけども、デジタル庁が設置されて、いろいろとデジタルに関することに対して、ばらばらだったものが国と地方自治体とでしっかりと連携できるような、まさにそういう時代になっていますけど、デジタル庁との連携というか、情報の取得について今のような体制になっているのか、ただ下りてくるものを待っているだけなのか、それともこちらから積極的に情報を取りにいっているのか、それともう一点、ICTの部分で、今猫もしゃくしもDX、デジタル・トランス・フォーメーションという言葉を使っていますけども、基本的に寒川町として何らかのデジタル・トランス・フォーメーション、いわゆるデジタルによって非常に便利になる変容を遂げたようなことが令和3年度にあったのかどうか、それをお聞かせください。

【天利委員長】 山下主査。

【山下主査】 まず、町ブランドに関する定点観測をしているのかということにお答えしたいと思います。こちらは広報戦略課で実施しているものなんですけど、町ブランドに関するアンケートを3年に一度定期的にとらせていただきます。直近では今年度6月23日から7月13日の間でアンケートを実施しております。結果といたしましては、これまでと状況は変わらず、ブランドマークの認知などは知っているという方が多くいらっしゃいました。また寒川町で穏やかさ、優しさ、温かさを感じるかにつきましては、よくある、たまにあるという方が多くいらっしゃいました。ただ、町ブランドの内容の認知につきましては、知らないと答えた方が多くいらっしゃる状況です。

現状のブランド展開では、ブランドマークの認知につきましては、知っていると答えた方が151名で59%、ブランドマークを知らないと答えた方は95人で37%、そして町ブランド『「高座」のころ。』で掲げている穏やかさ、優しさ、温かさを感じるかにつきましては、よくあると答えた方が22名で9%、たまにあると答えた方が118名で46%、ないと答えた方が98名で38%、ブランドの内容を認知しているかにつきましては、知っていると答えた方が32名で13%、知らないと答えた方が83名で32%でございます。

現状のブランド展開は、デザインなどの可視化が先行しており、ブランドの中身の認知が進んでいない状況であると認識しているところでございます。今後は『「高座」のころ。』について町民の皆様の中身を知ってもらい、共感してもらえよう取組を行っていきたくと考えてございます。

【天利委員長】 小林課長。

【小林企画政策課長】 2点目の要望活動でございますが、今まで要望活動を行って、その要望が実を結んだ事業もございます。こちらについては、今までのやり方にこだわらず、積極的に効果的な要望活動を行っていきたいと思っておりますが、今現在新たな、今、委員がおっしゃられたような新たな視点での要望というのは具体的には現在はございませんが、その辺は効果的な要望を続けていきたいと考えてございます。

以上でございます。

【天利委員長】 村瀬専任主幹。

【村瀬専任主幹】 それでは、デジタル庁の関係でございます。デジタル庁からの情報の取得についてというところなんですが、今現在はデジタル庁からの通知をいただいて、その内容に関して何か意見、内容で確認等があれば連絡しているといったことで、常に何かやり取りをしているというところではない状況でございます。

それから、令和3年度のICTといいますが、DXでどんな取組があったのかというところでございますけれども、内容としてはビジネスチャットツール、これは令和2年6月から試行運用をしていたんですけれども、この本格運用を開始したというところがまず1点ございます。それとRPA、AI-OCRの部分です。これにつきましても、試行運用的には令和3年2月頃からやっておったんですけれども、令和3年度から本格運用という形を取ってございます。また、LINEの公式アカウント、こちらについて令和3年6月に開始している、令和3年度の動きとしてはそういったところになるかと思えます。

以上です。

【天利委員長】 山下主査。

【山下主査】 追加で答弁させていただきます。先ほどは町ブランドに関するアンケートの状況についてお答えさせていただきましたが、町の実施している施策について町民アンケートも実施してございます。直近では紙で令和3年度に実施してございます。その定点観測といたしましては、平成21年度から3年ごとに実施しているアンケートの推移を見ますと、ポートフォリオ分析の結果を見ますと、重要度が高く満足度が低いとされた施策については、平成21年度の時点では21施策ありましたが、令和3年度ではこちらが8施策に減ってございます。重要度が高く満足度が低いというものがかなり減っている状況です。また併せて重要度が高く満足度が高い、重要度が高いとっていて満足度も高いと答えたものが平成21年度は11施策でございましたが、令和3年度には15施策に増えている状況でございます。町民の皆さんが重要度が高いとと思っている施策についてかなり満足度が高く推移していることから、町民のニーズを踏まえた施策展開ができていていると考えてございます。

以上でございます。

【天利委員長】 横手委員。

【横手委員】 ブランドイメージ、定点観測は3年に1回ということですけど、施策はいいと思います。随分と年月がたっていますので、それをイエス、ノーと言うのは、定点観測にしてはあまりにも年月が立ち過ぎちゃっているなっていう感じがするので、もう少し細かい分析が欲しかったなと思います。

それは別のところでまた求めていきますので。

令和3年度は、そうするとエンゲージメントというのは、結局令和3年度ブランドイメージを高める、エンゲージメントを高めるために具体的にどういうKGIを立てて、それに沿ってKPIというのを立てたのか、そこがよく分からないので、そこを教えていただければと思います。

それから、3年に一度の調査というものについては、後で広報でいいんですかね。調査対象にしているのは広報だとおっしゃったね。広報で改めて聞かせていただきますので、KPIとKGI、令和3年度、特にエンゲージメントを高めるために何かストラテジックなことをやったのか、そこを教えていただければと思います。

それから要望活動につきましては、今後いろんなやり方があると思いますので、そこは工夫しながらやっていただければと思います。特に今の言葉だと、これまでのやり方でいいという言い方になっていますけども、例えば門前町をどうするかという話だったり、新幹線をどうするかという話だったり、ニュースソースをばあんとぶち明けた上で、これが課題なんですというようなことをやっていくと大きく変わってくるのかなと思います。実はある国会議員の方が寒川に来たときに、なぜ門前町がないんですかと、寒川町の今後の課題は門前町じゃないの、これをつくっていくことにあると言ってくさった方がいます。割と人気のある議員の方なんですけども、その方がそういうような言葉を発してくさっている状況の中で、それをもっとパブリシティして、実はこれこれこういうようなことがあって、なかなか前に進んでいないということも含めたネガティブな話になるかもしれないけども、ポジティブに転換できるようなニュースソースをパブリシティした上で要望活動をしていくということ、なので、課題はないとおっしゃっていましたが、あると思いますけども、それはお考えをお聞かせください。よろしくをお願いします。

デジタルの件については結構でございます。

【天利委員長】 山下主査。

【山下主査】 エンゲージメントについてのご質問です。KGIにつきましては、生産年齢人口、また転入者数などで見ておりまして、基準値が令和元年度生産年齢人口が2万9,189人に対し、令和3年度が目標値2万8,710人に対し実績値が2万9,323人、また転入者数につきましては、基準値令和元年度が2,016人、令和3年度の目標値が2,100人、実績値が2,102人と、KGIとしては目標値を達成しております、令和元年度から生産年齢人口は下がる推計をしておりましたが、現在も微増している状況でございます。

また、KPIといたしましては、町に対していいイメージを持って転入してきた方の割合を見ておりまして、基準値令和元年度は、59%に対し目標値を61%と置いておりましたが、実績値が79%と、こちらも上昇している状況でございます。

以上です。

【天利委員長】 小林課長。

【小林企画政策課長】 要望につきましては、課題がないというわけではございません。私が先ほど申し上げたのは、今年度新たな要望方法というところで、今現在はありませぬというお答えをさせていただいたんですけれども、今後その時期ですとか、要望場所ですとか、委員がおっしゃるような方法、

その辺が遅れることなくしっかりと考えて要望活動を効果的に行っていきたいと考えてございます。今の要望活動にこだわることなく適切な要望を行っていきたいと考えてございます。

以上でございます。

【天利委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

青木委員。

【青木委員】 マーケティング推進事業費についてお聞かせ願いたいんですけど、報償費が、新型コロナウイルス対策のためにマーケティングマネージャーが出勤減による執行残って説明があるんですけど、備考に書いてあるんですけど、これはオンラインによって出席ができなかったことにより報償費が減ったということの確認ですね。まず確認させてください。それと6ページ目のコンピュータ利用事業費ですね。ここの委託料について、どのような業務にしたのかというのをもう一度詳しくお聞かせ願えますか。

【天利委員長】 小林課長。

【小林企画政策課長】 マネージャーの出勤減なんですけども、確かにコロナの影響ということで記載させていただいていますが、これはオンライン、テレワークもしていただいた結果でございます。その中で例えば予定していた事業ができなかったとか、役場に来ないとできなかった事業、例えば研修ですとか、どういうものがなかなかできなかったというところで、出勤日数が減ったというところがございます。

以上でございます。

【天利委員長】 村瀬専任主幹。

【村瀬専任主幹】 それでは2点目、6ページのコンピュータ利用事業の委託料のところの質問でございます。委託料としては2件ございまして、1点目として、電子媒体外部保管委託料、これにつきましては、住民データ等の重要データについて、遠隔地保管をしている委託でございます。それからパッケージソフト保守委託料が2点目でございます。これにつきましては、住民情報システム、基幹システムの保守に係る部分の委託料というところがございます。

以上でございます。

【天利委員長】 青木委員。

【青木委員】 マーケティングマネージャーがいなくてできないという事業についてそれが減ったということで、オンラインはできているということなので、通常のコロナ禍じゃないときの会議ですとか、そういうことについては問題がなかった、仕事量については、ほとんどオンラインに替えることによって影響がなかったということですかね。そのところを確認させてください。

それと委託料については2つの業務を委託しているということで、これはずっと同じような業者さんをお願いしているということなんじゃないかな。というのは、また代わってしまうと全く最初からやり直さなきゃいけないとかということにならないのかということが感じたことなんですけど、そういったところの影響というのはないのかということをお聞かせください。

【天利委員長】 小林課長。

【小林企画政策課長】 通常の打合せ等は、オンラインでも行いましたし、全く影響がないかというところなんですけども、ある程度影響がないようにやりました。ただ、先ほども申し上げたとおり、昨年度は

職員研修、それを実際考えてございましたが、なかなかコロナの影響で職員研修ができなかったのも、そのところでマネージャーさんには来ていただかない分が減ったというところが、それが全てではないですけど、主なところでございます。

以上でございます。影響はございませんでした。

【天利委員長】 村瀬専任主幹。

【村瀬専任主幹】 それでは、委託料の部分の業者の部分でございます。1点目、申し上げた電子媒体外部保管委託料に関しましては、毎年入札で業者を選定させていただいておまして、ただ、実際には受ける業者がここ数年同じだという結果にはなっております。2点目のパッケージのソフトの保守委託料につきましては、これは元となるシステムの納入先が保守に当たるという性質もございまして、こちらにつきましては随契ということで、そのシステムを入れている業者に保守の委託を出すという形でやっております。

以上です。

【天利委員長】 青木委員。

【青木委員】 1つ目は分かりました。それほど影響がないということで分かりました。先ほど聞こうと思ったのが、2つ目は随意契約なので、ずっと業者さんがということで問題ないんでしょうけども、1つ目の入札ということなので、業者さんが替わっての影響はあるのかなのかというのだけお答えしてください。

【天利委員長】 村瀬専任主幹。

【村瀬専任主幹】 入札の案件ですので、きちっとした仕様書をお出しして、それに基づいて受けるか受けないかを判断していただく形になりますので、仕様がちゃんとしていますので、その辺は問題ないのかなと考えてございます。

以上です。

【天利委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 それでは、3点ほどですかね。まず、私もマーケティング推進事業費のところなんですけど、マーケティングマネージャーの方が、具体的に令和3年度どういったことをやったのか、特に今までやってこなかったこと、今までやってきていなかったことで何か新しいことを始めたのかというところがあったら教えていただきたいと思います。eマーケティングリサーチ制度なんですけど、これは令和3年度登録者が増えたのかということをお教えいただきたいのと、あとは累計の大体の年齢構成とかってつかめているものなんですかね。そこをお答えいただきたいと思います。3つ目が、広域行政推進事業費なんですけど、予算としては湘南広域の事務費の負担ということなんですけど、コロナ禍で様々な話し合いをされていると思うんですけども、広域行政の中で令和3年度、令和2年度もそうなんですけども、コロナ対応、コロナ対策のことで何らかの形で話し合ったりされたのかということをお答えいただきたいと思います。

【天利委員長】 小林課長。

【小林企画政策課長】 マーケティングマネージャーのご質問でございます。マーケティングマネー

ジャーは2名いらっしゃいまして、知識の部分と技術の部分ということでお一人ずつということで、昨年从那この部分が企画と広報に1人ずつということで分けて活動しました。昨年から企画政策課の中で毎週1回曜日を決めてマネージャーとの、言い方はちょっと悪く聞こえるかもしれないんですけど、雑談ということで、いろんな社会のいろんな今の状況ですとか、そういうものを議論する場というものをつくりました。そういうものも1つ我々勉強になったところかなと捉えてございます。

【天利委員長】 山下主査。

【山下主査】 eマーケティングリサーチ制度の登録者の年代比率につきましてお答えいたします。昨年度増えた分の年代比率はここでは分かりませんので、現在登録されている方の年代比率でお答えさせていただきます。それでは、比率は多い順にお答えさせていただきます。現在一番多いが40代で129人で32%です。続いて30代が109人で27%、続いて50代が66人で17%、続いて20代が38人で10%、60代が35人で9%、70代が13人で3%、10代が4人で1%、一番少ないのが80代で3人で1%でございます。以上でございます。

【天利委員長】 奥谷副主幹。

【奥谷副主幹】 広域行政においてコロナ対策について話し合いをされたかというご質問についてなんですが、全体的な部分でコロナ対策について話し合いということは行っていませんが、広域行政各部会を実施しております事業につきましては、安易に中止にするというのではなく、会場での講演会や貸しバスを利用した施設見学などが集まる、また対面での事業を予定しておりましたが、その部分をオンライン等コロナの状況でも対策をしながらできるような事業の実施ということで、各部会において検討して実施したところでございます。

以上でございます。

【天利委員長】 eマーケティングで増えたかどうかというのはどうでしょうか。

山下主査。

【山下主査】 失礼いたしました。登録者の推移でございます。昨年度につきましては、72名の方が増えてございます。主な要因といたしましては、3月17日にLINEのプッシュ通知でeマーケティングリサーチ制度の登録者の周知を図ったところ、半年で61名の方に登録していただきました。今年度に入ってからなんですが、4月2日にも同じようにLINEでプッシュ通知をして、そこでも39名の方が増えてございますので、LINEに登録している方はeマーケティングリサーチ制度の登録者と非常に親和性が高いので、今後連続して送ってしまうとあれなので、時期を見ながらLINEのプッシュ通知だとか、ほかの方法で登録者は増やしていきたいと考えております。

以上でございます。

【天利委員長】 佐藤（正）副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 まず1点目、マーケティングマネージャーを具体的にというお話でしたが、お答えの中で雑談というお答えもありましたけど、当然そこから何かきっかけだったり、生まれてくるものがあるのかなとは捉えているんですけども、マーケティングマネージャーが導入されて3年か4年だと思っうんですね。それと同時に『「高座」のころ。』というブランドも同時期ですかね。1年ずれているかもしれないですけど。マーケティングマネージャーの方が『「高座」のころ。』のブラン

ドの発信にはかなり関わっていただいたと思うんですね。今ブランドが立ち上がって、少しずつ認知を広げようとしているところだと思うんですけども、最初はばんって立ち上がったけれども、やっぱりここ1、2年というのは、少しずつ周知を、認知を広げていくようなイメージで、そんなに変わったことやっていないと思うんですね。私が思っているのは、マーケティングマネージャーの方にせっかく委託費を支払って業務をしていただいているので、何か違うことをやっていただきたい、新しいことをやっていただきたいなという思いがあるんですね。その新しいことは何なのかというのは、別にアイデアは私からはないんですけども、それでマーケティングマネージャーの方に何か新しいことをやっていただきたい、そういうのというのは例えば町として考えて、こういうアイデアがあるからマーケティングマネージャーの方に何とかお願いできないかということをやっているのか、それともマーケティングマネージャーの方から何か新しい提案みたいなものがあって、町と相談した上でやっていくのか、どちらが主導してマーケティングの業務を進めていっているのかなというところをお答えいただきたいと思います。

2点目、eマーケティング制度なんですけど、年齢構成が分かりました。非常に明確に傾向が出ているなという感じもします。あとはLINEの運用が始まったことによって増えてきているのかなと思うんですけど、この制度って、恐らく登録された方って基本的にはそんなに、登録解除できるかどうか分からないんですけど、解除とか減っていくということはないと思っていて、どんどん増えていくと思うんですね。そう考えたときに、年代構成も結構明確に出ているということは、町としてこの年代に対して取りたいアンケートとか、一番多いのは、いわゆる働き世代というか、子育て世代の方が多いので、そういった方に特化したアンケートとかを意識した上で、eマーケティングモニターの方に協力していただくということがこれから重要になってくるのかなと思っています。なので、eマーケティング制度の活用については、しっかりと登録されている方の年代を意識してこれから活用していただきたいと思っていますが、いかがでしょうか。

あと、広域行政のところ、コロナに関連していろいろやっていただいたということは分かったんですけども、コロナだけじゃなくて災害とかもそうだと思うんですけども、私は、緊急事態にこそ広域行政というのは、むしろ緊急事態にこそ役割を發揮するべきなのかなというところもあって、当然日常的な業務はそうなんですけれども、今回のコロナを機に茅ヶ崎との1市1町ではワクチンの共同接種とかを行ったりしていて、茅ヶ崎ともそうなんですけれども、藤沢との2市1町でも、そういったコロナ対応であったり、災害時、緊急時、もうちょっと連携を強くできないのかなと思っているんですけども、全体を担当する課としてのお考えをもし聞かせていただけたらと思います。

【天利委員長】 小林課長。

【小林企画政策課長】 先ほど私のほうで知識と技術というところで、企画の部門には知識の部門ということでマネージャーが3年度は1名配置されました。実際4年度からはうちのマネージャーはなしというところで進めてございます。マネージャーにつきましては、今まで移住定住のためにシティプロモーションだけではなく、町のよさを生かして近隣市との差別化を図るためにブランドをつくるんだよと、また町の歴史や特性を分析して、マインドバリューというものを意識したブランド設定をマネージャー主導でつくっていただきました。ただ、今後は現状ブランドについては、どうしても今可視化のほ

うが先行している状況がございますので、これからは可視化に加えて、可視化も引き続き進めていくんですけども、ブランドの中身の認知が進んでいないのではないかと考えてございます。ですので、可視化とともに今後は町民の方に町で感じる穏やかさ、優しさ、温かさ、これが『「高座」のころ。』なんだよ、ブランドなんだよというものが分かるような施策を、我々職員が主導でしっかりと考えていきたい、実施していきたい、こう考えてございます。

以上でございます。

【天利委員長】 山下主査。

【山下主査】 eマーケティングリサーチについてです。かなり40代、30代と子育て世代の方が多く登録者となっております。こちらの制度をつくる時に、今まで紙でアンケートを実施していたところ、60代の方が一番多くて、なかなか子育て世代の意見というのが取り込みづらかった状況を踏まえて、eマーケティングリサーチ制度では子育て世代の意見を多く取り込みたいということで、幼稚園だったり、保育園に出向いてeマーケティングリサーチ制度の周知をし、40代、30代の方に多く登録していただいた経緯がございます。今後につきましても、こういったeマーケティングリサーチ制度の登録者の年代が若いというところを踏まえて、アンケートを実施し、町民ニーズを把握していきたいと考えてございます。

以上でございます。

【天利委員長】 小林課長。

【小林企画政策課長】 2市1町の広域の関係です。委員がおっしゃるとおり、今緊急事態の関係については意外と1市1町、先ほど言っていたのとおり、コロナの関係ですと、共同でワクチンを打つですとか、1市1町の取組が多くございます。防災の観点からも1市1町で取組が進んでございます。なかなか2市1町が現状ないところです。確かに新規事業としても、今例えばSDGsですとか、あとスポーツ団体との関係ですとか、そういうものを新規で今上げているんですけども、今後その辺緊急事態といったところで何ができるのか、そういうところも我々企画が中心となっている事務研究会で議題として上げていきたいと考えてございます。

以上でございます。

【天利委員長】 これで企画政策課の審議を打ち切りといたします。ご苦労さまでした。これで企画政策課の審議を終わります。

暫時休憩といたします。再開は11時10分からにいたしますので、よろしくお願いいたします。

【天利委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、企画部財政課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

深澤企画部長。

【深澤企画部長】 引き続きよろしくお願いいたします。ただいま委員長からご案内のありましたとおり、企画部財政課の審査をお願いするものでございます。説明につきましては関根財政課長から、また質疑等につきましては、出席職員全員で対応いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

【天利委員長】 関根財政課長。

【関根財政課長】 それでは、企画部財政課所管の令和3年度決算につきまして、決算特別委員会説明（参考）資料により説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

まず、歳出決算から説明させていただきます。決算書は53から56ページの2款総務費1項総務管理費4目財政管理費でございます。タブレット資料は、2ページをご覧ください。こちらは財政事務を行うための財政事務経費であります。旅費につきましては、県庁等への職員の旅費として予算計上しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響から書面会議等となったため全額未執行。需用費の消耗品費は、地方債の手引き等の参考図書購入費用でございます。委託料は、公会計の統一的な基準に基づく財務書類作成業務委託料で、不用額は、契約締結に伴う執行残。使用料及び賃借料は、起債管理システムの借上料でございます。下表のとおり、財源につきましては、全て一般財源となっております。

次に、タブレット資料3ページ、ふるさと納税推進事業費になります。こちらの事業内容は、町外の方から町へふるさと納税として寄附を頂くためにインターネット上の窓口サイトを利用し、クレジットカード決済、収納、返礼品の手配、配送を行うものでございます。需用費の印刷製本費は、令和2年度にふるさと納税を寄附していただいた方にお礼状のポストカードを作成し、活用例などの周知を図ったものでございます。役務費は、クレジットカード決済環境利用料になります。委託料は、ふるさと納税窓口サイトの運営及び返礼品の調達、発送の委託業務に対するものとなっております。なお、特定財源は、歳入番号①、決算書43、44ページのまちづくり寄附金から記載の額を本事業に充当しております。

次に、タブレット資料4ページ、財政調整基金積立金になります。一般財源からの積立金7億7,357万5,000円と預金利子分17万1,888円を積み立てたものでございます。

下表をご覧ください。財政調整基金積立金の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は41、42ページの利子及び配当金の1行目財政調整基金利子17万1,888円となります。

次に、タブレット資料5ページ、決算書は53から56ページの公共施設整備基金積立金は、預金利子分の積立てとなります。

下表の特定財源は、歳入番号①、決算書41、42ページの公共施設整備基金利子の444円となります。

次に、タブレット資料6ページ、減債基金積立金になります。こちらも預金利子分の積立てとなります。下表の特定財源は、歳入番号①、予算書41、42ページの減債基金利子の5,563円となります。

次に、タブレット資料7ページ、まちづくり基金積立金になります。まちづくり基金積立金は、まちづくり寄附金及びふるさと納税として寄附していただいた寄附金から事業費を差し引いた2,739万7,930円と預金利子6万2,107円を積み立てたもので、積立金の総額につきましては、2,746万37円でございます。

下表の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書41、42ページのまちづくり基金利子の6万2,107円と歳入番号②、決算書43、44ページのまちづくり寄附金のうち備考欄記載の各事業充当額を差し引いた2,739万7,930円を充てております。まちづくり寄附金のうちふるさと納税につきましては、令和2年度半ばからふるさと納税掲載サイトを増やしたことにより、令和2年度より468万5,000円の増となり、件数につきましても2,706件と対前年度361件の増となりました。なお、寄附による税額控除、町からの流出額は約7,393万円で、寄附額より税控除が上回っており流出超過となっております。また、備考欄に記載の事業につきましては、年度中に事業に充当しているものでございます。

次に、タブレット資料8ページの土地開発基金繰出金は、預金利子1万720円を繰り出したものでございます。なお、土地開発基金につきましては、繰出金の科目から支出することになっております。下表は特定財源となりまして、歳入番号①、決算書41、42ページの土地開発基金利子の1万720円になります。

次に、決算書は61、62ページの2款総務費1項総務管理費15目契約検査費でございます。タブレット資料は、9ページをご覧ください。契約検査事務経費であります。町が行う各種契約を円滑に行うとともに、その工事等が契約どおりに適正に施工されているかを検査する事務でございます。報償費につきましては、優良建設工事の記念品の購入、旅費は、電子入札事務の職員旅費を計上しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響からオンライン会議等となったため全国未執行、需用費の消耗品費は、契約事務及び検査事務のための事務用品等の購入、使用料及び賃借料は、建設副産物情報交換システムの利用料、負担金補助及び交付金は、電子入札共同システム事業の運用に係る負担金で、不用額は、同一入札参加制限に係るデータベース利用負担金及び資格認定共同運営負担金につきまして、隔年実施の電子入札共同システム定期申請のときに負担することに変更となったためでございます。

続きまして、下表をご覧ください。契約検査事務経費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は45、46ページ、総務費雑入の一番下になりますが、下水道事業事務費負担金につきましては、地方公営企業法第17条の2の経費の負担の原則に基づき、一般会計で支出しているもののうち下水道事業会計が負担すべき経費を歳入しているもので、電子入札共同システム事業運用負担金に記載の額を充てており、特定財源を支出済額から差し引いた231万500円が一般財源となります。なお、この負担金につきましては、このほか下記記載の事業に記載の額を充当しております。

続きまして、決算書は11款まで飛びまして、107、108ページ、11款1項公債費1目元金でございます。タブレット資料は10ページをご覧ください。町債償還元金となります。令和元年度借入れの各小学校空調機等設置工事や平成29年度借入の茅ヶ崎市環境事業センター基幹的設備改良事業などの償還開始に伴い前年度より7,499万9,900円、7.6%の増となっております。下表の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書43、44ページの減債基金繰入金115万円を充当し、差額の10億6,653万161円につきましては、一般財源となっております。

続きまして、決算書は2目利子でございます。タブレット資料は11ページをご覧ください。町債償還利子となります。寒川駅北口土地区画整理事業などの高利率であったときの地方債の償還終了や償還年数の経過などにより前年度より687万2,158円、17.3%の減となっております。下表のとおり、財源につきましては、全て一般財源となっております。なお、不用額につきましては、一時借入金利子の執行残によるものでございます。

続きまして、決算書は107から110ページ、12款1項1目予備費でございます。タブレット資料は12ページをご覧ください。当初予算額といたしまして前年度同様5,000万円、補正により6,916万円の増をお願いいたしまして、結果として8,759万2,804円を充用させていただき、残額が3,156万7,196円となっております。充用先の款別の合計額につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。充用金額の大きかった事業といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策として、子育て世帯臨時特別給付金の支給や役場庁舎などで使用するための体表面温度測定カメラ等の購入費をはじめ、各事業の感染症対策

として合計2,234万1,990円、新型コロナウイルスワクチン接種事業費につきましては、ワクチン接種予約や相談及び会場の駐輪場整備のために人員を増員する必要から合計929万9,400円となっており、予備費総額のうち修繕料は1,934万3,397円で、全体の22.1%を占めております。

続きまして、歳入の一般財源分につきましてご説明させていただきます。タブレットは13ページ、決算書は25、26ページをお開きください。まず、2款地方譲与税1項1目地方揮発油譲与税、収入済額は2,580万4,000円でございます。こちらはガソリンに課される税で、道路延長面積により案分して譲与されるもので、エコカーの普及やガソリン消費の低迷などがありますが、ガソリン単価の上昇により対前年度比で86万5,000円、3.5%の増となっております。

続きまして、2項1目自動車重量譲与税、収入済額が7,377万8,000円でございます。こちらは検査自動車につきまして、その重量に応じ課税される税であります。地方揮発油譲与税同様に町道の延長面積により案分され、譲与されるものでございます。令和3年度は検査自動車数の増などにより前年度決算額より121万9,000円、1.7%の増となっております。

続きまして、3項1目森林環境譲与税、収入済額は388万3,000円でございます。こちらは令和元年に新設され、間伐や人材育成、木材利用の促進や普及啓発等のための譲与税でございます。総額9割相当額を私有林、人工林面積、林業就業者数、人口で案分して譲与されるもので、令和6年度まで段階的に譲与税額が上がる仕組みとなっているため、前年度決算額より2万9,000円、0.8%の増となっております。

続きまして、3款1項1目利子割交付金、収入済額は323万2,000円でございます。こちらは利子等の支払い、または取扱いをする金融機関等を特別徴収義務者として、県が収納した県民税利子割額を各市町村に係る個人県民税収入決算額の割合に応じて交付されるものでございます。令和3年度は県民税利子割の減に伴い前年度決算額より64万6,000円、16.7%の減となっております。

続きまして、4款1項1目配当割交付金、収入済額は4,814万5,000円でございます。こちらは上場株式等の配当等に対して納められた税を基に交付されるもので、企業業績が良好であったことにより前年度決算額より1,536万4,000円、46.9%の増となっております。

続きまして、5款1項1目株式等譲渡所得割交付金、収入済額が6,124万6,000円でございます。こちらは上場株式等の譲渡益に対し、納められた税を基に交付される交付金でございます。譲渡益の増によりまして前年度決算額より2,246万5,000円、57.9%の増となっております。

続きまして、6款法人事業税交付金、決算書は27、28ページをお開きください。1項1目法人事業税交付金、収入済額が1億415万6,000円でございます。法人事業税交付金につきましては、令和元年10月の消費税10%への増税により、地方法人特別譲与税制度の廃止に伴う市町村分の法人住民税法人税割の減収分に対する補填措置として、法人事業税の一部を都道府県から市町村に交付する制度を創設したものでございます。こちらは令和2年度から新たに交付され、交付金額を見込むことが困難であったため決算対応としております。令和3年度は法人事業税の増によりまして前年度決算額より4,315万3,000円、70.7%の増となっております。

続きまして、7款1項1目地方消費税交付金、収入済額は11億1,085万3,000円でございます。地方消費税交付金につきましては、消費税額の78分の22で、これを消費税率に換算すると、地方消費税額

2.2%、軽減税率は1.76%となります。市町村に人口、従業者数により案分され、交付されるものがございます。こちらは巢籠もり需要の影響から前年度より9,148万5,000円、9%の増となっております。

続きまして、8款1項1目環境性能割交付金、収入済額は1,924万8,050円でございます。こちらは令和元年10月1日以降自動車取得税が廃止され、自動車の燃費性能等に応じて自動車の取得時に課税される環境性能割が導入されたもので、決算額につきましては、前年度から136万50円、7.6%の増となったものの、世界的な半導体不足などにより自動車販売台数が当初の見込みほど伸びなかったことなどにより予算額に対しては75万1,950円、3.8%の減となってしまいました。

続きまして、9款1項1目地方特例交付金、収入済額は8,282万9,000円でございます。こちらは平成20年度から所得税で控除し切れない住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除による個人住民税の減収補填措置分と消費税率の10%引上げによる消費の反動減対策として、自動車税及び軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減による減収を補填するために、自動車税減収補填特例交付金と軽自動車税減収補填交付金分になります。

続きまして、2項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、収入済額が3,781万7,000円でございます。こちらは中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置や、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充による地方団体の減収を補填するため、令和3年度から令和8年度までの間交付されるものがございます。

続きまして、10款1項1目地方交付税、収入済額は732万7,000円でございます。本町につきましては、普通交付税の不交付団体ですので、特別交付税のみの額となっております。

続きまして、11款1項交通安全対策特別交付金、決算書は29、30ページをお開きください。1目交通安全対策特別交付金、収入済額は727万3,000円でございます。こちらは道路交通法に定める反則金から諸経費を差し引いた額を過去2年の交通事故、道路延長などにより交付されるものがございます。前年度に対して改良済道路の延長などにより1万3,000円、0.2%の増となっております。

2款から11款につきましては、国の地方財政計画や過去の実績などを勘案して予算計上しておりますが、景気の動向や法改正に伴う新たな交付金など不確定な要素が多く、また交付決定時期が3月などにより補正対応が間に合わず予算との差が生じてしまい、決算対応となってしまいました。今後につきましては、より差が小さくなるよう努めたいと考えております。

次に、決算書は33、34ページをおめぐりいただきまして、タブレット資料は引き続き13ページとなります。14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金1節総務管理費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、収入済額は1億6,942万7,000円でございます。こちらは新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るため緊急経済対策の全ての事項についての対応として、地方公共団体が地域の实情に応じて細やかに必要な事業を実施できるよう交付されたものがございます。

次に、決算書は37、38ページをご覧ください。15款県支出金1項県負担金3目1節市町村移譲事務交付金、収入済額は423万3,207円でございます。こちらは市町村が処理することとした県の事務処理に要する経費で、主たる内容は動物の死体収容、一般旅券発給申請の受理に係る事務など38事務に対し交付され、件数の増などにより前年度決算額より3万4,270円、0.8%の増となっております。

続きまして、2項県補助金1目総務費県補助金1節総務管理費補助金、決算書は39、40ページをご覧ください。市町村事業推進交付金、収入済額は20万9,000円でございます。こちらは鳥獣保護管理対策や青少年行政推進などに交付されるもので、国、県指定文化財保存修理等事業が別の県補助金へ移管となったことにより前年度決算額より56万3,000円、72.9%の減となっております。

続きまして、7目市町村自治基盤強化総合補助金、決算書は41、42ページをご覧ください。1節市町村自治基盤強化総合補助金、収入済額は2,409万円でございます。市町村の行財政基盤の強化を図るため市町村等が実施する事業に対して補助されるもので、令和3年度につきましては、し尿処理施設修繕工事や庁舎自家発電設備改修工事により前年度決算額より1,318万1,000円、120.8%の増となっております。

次に、タブレット資料は14ページをご覧ください。16款財産収入1項財産運用収入1目1節利子及び配当金株式配当金につきましては、決算書記載の額のうち三光化学株式会社様分130万円の皆増となっております。なお、この配当につきましては、教育活動充実事業費及び中学校管理運営経費へ充当しております。

次に、決算書は43、44ページをご覧ください。2項財産売払収入1目1節物品売払収入予算書等売払収入、収入済額は8,000円でございます。令和3年度は、令和2年度各会計別主要な施策の成果に関する説明書、当初予算書、当初予算の概要の販売があり、決算額8,000円となっております。

続きまして、18款繰入金1項基金繰入金1目1節財政調整基金繰入金、収入済額は6億4,907万9,000円でございます。こちらは前年度比で6,933万8,000円、12.0%の増となっております。

続きまして、2目1節まちづくり基金繰入金、収入済額は1,878万8,631円でございます。備考欄に記載の動物対策事業費ほか7事業へ1,785万631円充当し、令和4年度へ582万5,000円繰越ししております。詳細な事業につきましては、タブレット資料15ページの別掲に記載しているとおりでございます。

次に、決算書は45、46ページをご覧ください。19款1項1目繰越金1節前年度繰越金、収入済額は10億3,732万2,855円でございます。こちらは令和2年度決算上の剰余金を翌年度の令和3年度の財源として繰り越したものでございます。

次に、20款諸収入4項1目雑入、決算書は47、48ページをご覧ください。8節雑入市町村振興協会市町村交付金、収入済額は1,554万1,093円でございます。こちらは市町村振興宝くじの収益金を市町村に配分するもので、公共事業、公益の増進を目的とする事業が対象で、宝くじ売上げ枚数増に伴い前年度決算額から419万3,754円、37%の増となっております。

次に、21款1項町債、決算書は49、50ページをご覧ください。1目総務債から5目消防債につきましては、備考欄に記載の事業に充当しており、令和3年度の起債の総額は5億3,340万円で、先ほど歳出で説明しましたとおり、町債償還金につきましては10億6,768万161円ですので、借入額の総額は5億3,428万161円の減となりました。なお、備考欄に記載の令和4年度への繰越しにつきましては、1目総務債1節総務管理債の防災行政用無線維持管理事業債、4目土木債2節都市計画事業債の田端西地区まちづくり事業債及び3節河川事業債の河川管理事業債でございます。

次に、決算書153ページ的一般会計における実質収支に関する調書を説明させていただきます。なお、154ページから156ページの各調書につきましては、特別会計ですので、それぞれの所管課からの説明と

なりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、一般会計における実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額196億5,288万8,000円に対し、歳出総額は173億9,612万3,000円となり、歳入歳出差引額といたしましては、22億5,676万5,000円となりました。翌年度へ繰り越すべき財源としましては、本年6月会議でもご報告させていただきましたとおり、繰越明許費繰越としまして防災行政用無線維持管理経費ほか7事業で7,973万1,000円を繰り越し、令和3年度の実質収支額は21億7,703万4,000円となりました。

続きまして、財産に関する調書、決算書の159ページ、1 公有財産の(2)無体財産権から(4)出資による権利までについてご説明いたします。

(2)無体財産権の商標権であります。E's Samukawaの名前及びロゴの商標登録、『「高座」のころ。』のブランドスローガン、メインのブランドマーク及びサブのブランドマークの5件で、前年度からの変更はございません。

次に、(3)有価証券であります。町が保有する株券の状況でございます。それぞれ記載のとおりで、前年度と変更はございません。

続きまして、(4)出資による権利でございます。こちらにつきましても記載のとおりで、前年度と変更はございません。

続きまして、決算書の165から167ページをご覧ください。3基金の状況でございます。166ページの(10)国民健康保険財政調整基金、167ページの(14)介護給付費等準備基金につきましては、各特別会計の所管課からの説明となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、主な増減内容につきまして説明させていただきます。(1)財政調整基金ですが、令和2年度につきましては、上段に記載の額7億7,374万7,000円を積立て、基金へ繰入れたものでございます。下段の6億4,907万9,000円は、財源調整のため一般会計へ繰出したものでございます。

次に、(5)奨学金基金につきましては、奨学金の返還及び貸付けに伴う増減及び預金利子による積立てによるものでございます。なお、1人当たりの貸付金額は、入学準備金が公立の場合は10万円以内、私立の場合は20万円以内、修学資金が月額1万円でございます。

次に、167ページの(15)まちづくり基金についてですが、上段の2,737万2,000円は、令和2年度のまちづくり寄附金及び利子を財源として積立金として支出し、基金へ繰り入れたものであります。3月31日までに積立額が確定しないため、出納閉鎖期間での財務処理になるため、決算年度前年の額が積立額となっております。その他の基金、上段数値の増につきましては、預金利子となっております。

続きまして、タブレット資料16ページ、参考資料をご覧ください。こちらは令和3年度各会計別主要な施策の成果に関する説明書2ページの第1表決算収支の状況に対応した表となっておりまして、新型コロナウイルス感染症対策関連額を除いた決算額との差額によるコロナ関連額等を内訳として加え、前年度との比較をしたものでございます。この表の中で特徴的なものとして、一番右側、年度間比較のうち差額のコロナ関連額等の歳入総額と歳出総額をご覧くださいと、それぞれ36億円を超える減となっております。これは令和2年度に実施した国による特別定額給付金に係る2事業費の皆減が大きく影響したものでございます。

続きまして、タブレット資料17ページをご覧ください。こちらは令和3年度各会計別主要な施策の成

果に関する説明書11ページ目の第6表歳入決算額目的別内訳に対応した表で、新型コロナウイルス感染症対策関連を除いた額と構成比及び決算額との差額を内訳として加え、前年度と比較したものでございます。この中で特徴的なものとして、15款国庫支出金が特別定額給付金給付事業費補助金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などにより、決算額及び構成比が大きく影響を受けていることが分かります。

続きまして、タブレット資料18ページをご覧ください。こちらは令和3年度各会計別主要な施策の成果に関する説明書17ページ目の第7表歳出決算額目的別内訳に対応した表で、新型コロナウイルス感染症対策関連を除いた額と構成比及び決算額との差額を内訳として加え、前年度と比較したものでございます。この中で2款総務費は令和2年度に実施した国による特別定額給付金に係る事業費の皆減があった一方、令和3年度は住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の実施、3款民生費は、令和3年度に実施した子育て世帯臨時特別給付金、4款衛生費は、令和3年度の新型コロナウイルスワクチン接種委託等の影響を受けていることが分かります。令和3年度寒川町一般会計歳入歳出決算全体としては、歳入歳出共に令和2年度に次ぎ歴代第2位の決算額となりました。歳入では、個人町民税や固定資産税などが減となったものの、一部の企業で好業績に伴う法人町民税の増により町税全体で対前年度2.6%の増となりました。また、巣籠もり需要の影響から地方消費税交付金も対前年度9%の増となりました。一方、歳出では、コロナ禍の影響により事業等の中止があったものの、障害福祉サービス費などの扶助費や新型コロナウイルスワクチン接種事業費に伴う物件費が増となり、町総合計画2040第1次実施計画に基づいた事業を推進した結果が、令和3年度決算に表れているものと捉えております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【天利委員長】 ただいま財政課の説明が終わりました。これより質疑をお受けいたしますので、質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

青木委員。

【青木委員】 ふるさと納税推進事業費をまずお聞きします。サイトを増やしたりだとかという努力はされているとは思いますが、まず、ここ3年の受入額が幾らで、住民税控除額が幾らかということをそれぞれお聞かせください。

それと18分の4ページの財政調整基金積立金についてお聞きします。今回も積み立てたということなんですけど、改めて財政調整基金の積立金の目的というものをお聞かせください。

【天利委員長】 関根財政課長。

【関根財政課長】 それでは、大きく2点いただきました。まず、ふるさと納税の直近3年間の受入額と税控除による流出額ということでございます。まず、古いほうからいきまして、令和元年度につきましては、受入額が2,783万8,000円、それに対する税控除、いわゆる流出額といったものにつきましては3,775万8,134円、続きまして、令和2年度ふるさと納税の受入額が4,312万2,000円、それに対する流出額が5,421万2,473円、令和3年度のふるさと納税受入額が4,780万7,000円、それに対する流出額が7,393万4,685円となっております。

次に、財政調整基金の積立ての根拠というところですが、こちらは財政調整基金に積み立てるのは年度間調整を図るといったもので、繰越しの2分の1を財政調整基金に積み立てるといったものでござい

ます。

以上です。

【天利委員長】 青木委員。

【青木委員】 3年間の受入れは、いろいろな努力をされているとは思いますが、増えていますよね。それに比例して税控除額も増えているということは、この点についての分析というのは、どうされているのかということをお聞きしたいと思います。今目的と聞いたんですけど、年度間調整ということなんです。町の規模でいえば、財政調整基金というのは今25億円でしたかね、これを見た中でどうなんですかね。ほかの自治体に比べると、順当か多いのかということをお聞かせください。

【天利委員長】 関根課長。

【関根財政課長】 ふるさと納税の流出額による分析といったところですが、これはふるさと納税制度自体が浸透しているといったところで、町民の方がふるさと納税をすることが増えたということと捉えております。これにつきましては、町でも抑えることはできませんので、ここについては甘んじて、制度がある限りは仕方がないのかなと捉えております。その差を埋めるべくしてふるさと納税の寄附額をいかに獲得していくかということで、返礼品の開発等、どちらかというところらに気をつけているということで、少しずつではありますが、返礼品も増えている、あと先ほども申し上げましたが、掲載サイトを増やしたといった効果で、ここ数年は少しずつ寄附額も上がっているのかなと思っております。

2点目の財政調整基金は、町の規模に対して順当かどうかといったところですが、町を取り巻く今後の課題として、田端西地区のまちづくりであるとか、公共施設の再編に伴う建て替え、老朽化の更新問題といったところを考えると、先々負担が大きくなっていくということは予想されておりますので、町のどちらかというところと特殊事情を勘案して、今の財調の金額というのは順当であると捉えております。

以上です。

【天利委員長】 青木委員。

【青木委員】 ふるさと納税は、掲載サイトを増やしたりとかということで努力されたということなんですけど、さらに税収を上げるための掲載サイトはある程度の成果は出たと。これは当然この数字からしてもそのとおりだと思うんです。ですけども、宣伝サイト以外で、今言ったんですけど、いろいろな返礼品のことで魅力ある返礼品をつくっていくということで言ったんですけども、ほかに税収を増やすための努力ということはされているのかということをお聞きします。それと財政調整基金は特殊な事情がということなんですけど、財政調整基金ってそういう使い方なのかという疑問を自分として持っているんですよね。だから今いろんな取り巻く状況を見ると、調整というものもありますけども、ほかに使い方があったんじゃないかなと思うんですけど、その見解をお聞かせください。

【天利委員長】 関根課長。

【関根財政課長】 ふるさと納税につきましては、寄附金ということで税とはちょっと違いますが、こちらの獲得に向けてということで、町内の生産者さんや事業者さんなどの相談もいろいろ伺ってまして、その中でどういったものが返礼品として掲載できるかといったところを個別に対応して、可能性があるものについては積極的にサイトに増やしていくというようなことをやっております。また、

財政調整基金の使い方のお話ですが、財政調整基金を一定額積み立てることによりまして、今後の田端西地区や公共施設再編等多大な金額を要するような事業があったとしても、財政調整基金等で賄うことによって、その他の町の全体の事業が影響を受けることなく進められるというところもありますし、今回多くの繰越金を出したことで補正予算も組ませていただいております。繰越しの2分の1は財政調整基金ということですが、残りの2分の1につきましては、補正対応等によりまして必要な事業等に積極的に投資していくといったところで現役世代の行政サービスに還元できるものと考えております。

以上です。

【天利委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

黒沢委員。

【黒沢委員】 まず、ふるさと納税に関して、これは担当としてはすごく頑張っているんだと思うんですね。実施計画の結果を見ると、さっき課長からもありましたように、目標値としては4,000万円としていましたけど、受入額としては4,780万円頂いたということで、それから掲載サイトも増やしていただいて、それから返礼品目も増やしていただいて、これも目標値を上回った、100に対して105ということで、返礼品目も増やしていただいているんですね。ただ、受け入れる努力は町の中で頑張ればいろんな知恵が出せてできるんですけど、出ていく部分を抑えることができないですね。だから我々はどうなのと思っちゃうわけなんだけど。特にうちの町は不交付団体なので、流出超過の分の補填もされないという状況がありますよね。それから交付団体のところで超過しているところは、それは基準財政収入額に含まれないという、よく分からないルールになっているわけですよ。先ほども課長が言ったように、制度がある以上は外に出るものは止めることはできないんだけど、国は全く痛まないんだよね、この制度って。自治体間の税金の取り合いになっちゃっているんで、制度上の不備というか、不公平というのは否めない部分があるんだよね。だから当然制度がある以上は受けていくという努力は必要なんだけど、制度上問題がある部分については、国等にしっかり働きかけをして、より公平な制度となるようお願いしていくということも一方では必要なのかなと思うんですけど、その辺についての見解をお聞かせいただきたいと思います。

それから財政課については、町が持つお金、財源をしっかりと確保しながらどう使っていくかというところのかじ取り役なんだと思うんですね。そういう意味では今説明の中にはなかったんですけど、一部ありましたけど、各課でやる事業に対して積極的な財源確保ということを考えると、国とか県から補助金をどうやって持ってくるかに関しては、どういうメニューがあって、どういう事業に対して申請をすれば、そのお金、積極的な財源確保につながるかというところは、多分財政課が査定の段階で補助金をちゃんと調べたかとか、そういったことをやっていると思いますし、各課に対しても積極的な財源確保についてはしっかりと取り組みなさいよというような指導というか、お願いというか、そういったこともやっているとは思いますが、それには国からの情報ですとか、アンテナを高く持っていないといけないんだと思うんですけど、その辺に対する努力だったり、庁内での取組だとか、その辺についてどのように行っているのか、その辺を教えていただきたいと思います。

それからもう一つ、基金の運用について、運用というとちょっと語弊があるのかな、実際に利子しか積み立てていない、基本的には動いていない基金も結構あるじゃないですか。基金はそれぞれに口座を

持っていらっしゃるのかな。それぞれに口座があって、その口座ごとに一部定額預金にして、一部普通預金にするとかという形でやられているのかなと思うんですけど、例えば動いていない、ほとんどふだん動かないものについて、例えば法律上どうなっているか分からないですけど、基金を一括管理みたいな形にして、動かない分が多くなれば、それだけ定額で預金できる分が多くなって、利子を受ける部分で有利になるのであれば、そういうことも考えるべきかなという考えがあるんですけど、出た利子分については、もともとある基金の原資に比例して利子を会計上はつけていく、こういう運用をして、利子も今よりも有利な形とかということは考えられないのか、その辺について見解をお聞かせいただきたいと思います。

【天利委員長】 関根課長。

【関根財政課長】 大きく3点いただきました。まず、ふるさと納税の平等性、町としての働きかけというお話ですが、どうしても返礼品が地場産品に限られているといったところがありますので、農作物については例えば農協さんとか、あと商工業であれば商工会さんなどにも間に入っていただくようなことも考えております。個別に対応しているところありますが、業種全体としてどうなのというところ、ふるさと納税サイトをうまく活用してもらってPRしてはどうですかといったところもありますし、返礼品になったところで、それを作られている方に対しては過大な負担はあるわけでは全くありませんので、売上げは売上げとしてあるといったメリットもそれぞれPRをしております。その結果が少しずつではありますが、返礼品目の増、寄附額の増につながっているものと考えておりますので、これは地道ながらも、こういった活動を続けていくことが一番大事なのかなと思っておりますし、逆に様々な業種の方から相談があれば、それは積極的に応じていきたいと考えております。

また、補助金確保に向けてアンテナを高く張ってといったところで、我々も国、県の動向を逐一気にしておりまして、県からも細かい先行した動向だとか、そういったものも情報としていただいているところではありますので、そういったものを踏まえながら、予算査定の中で補助金確保についても言っておりますし、逆に現場サイトで国、県の補助メニュー以外に民間の補助メニューとか、そういったものもないかどうかということも含めてアンテナを張るように予算編成方針を出しておりますので、そういったところを予算に反映できればいいかなと思っております。

また、3点目の基金管理の部分でございます。現実今個々の基金で分けて管理しているといったところでもありますので、委員がおっしゃるように、一旦どこかにまとめて規模を大きくして、それを運用というのが現状の状態だと難しいのかなとは思っております。ただ、委員がおっしゃられるとおり、ここ数年預金利子しかないといった基金も散見される場所ではありますので、今後につきましては、基金の統合等についても検討する余地があるのかなと思っております。

以上です。

【天利委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 ふるさと納税については、私の質問がよくなかったですかね。町はすごく頑張っているんだと思うんですよ。ただ、流出は抑えられない、これは性質上しょうがない。ただ、流出超過した分の補填が今うちは受けられていないですよ。それから流入超過しているところで、例えば交付団体であった場合、交付か不交付かを算定するに当たってのあくまで寄附ですよということにな

っているから、基準財政収入額に含まれないから、丸々得するわけですよ。だからその辺に我々は不利を被っている側なので、すごく不公平感を感じているわけじゃないですか。それは行政含めて。これは町民の皆さんにはあまり関係ない話なんだけど、結局国から見ると、地方公共団体の税の取り合いでしょ、分配の取り合いになっちゃって、返礼品をいっぱい持っているところはいっぱい潤うし、そうじゃないところは流出超過しちゃう、特に首都圏というか、都市部は不利な状態になっているんだけど、あまりにも不公平過ぎませんかという部分については、国に対して町が言っていたほうがいいんじゃないのと考えているんだけど、その辺についての見解だけ最後にお知らせいただけますか。

【天利委員長】 深澤部長。

【深澤企画部長】 ありがとうございます。まさにふるさと納税の根幹に関わるような話だと思います。今、黒沢委員が言われたとおり、ふるさと納税については、我々寒川町は流出が続いております。そうした中で不交付団体であるがゆえに交付税で補填されることはない、また一方で、交付団体については、例えば奪われたとしてもそこは交付税で補填される、もしくはふるさと納税については、そもそも基準財政収入額に含まれませんから、そういったところでいくと、ある種そういった不公平さというのは我々は非常に感じているであります。こういったところにつきましては、2つの考え方がありまして、まず既存制度の中で流出してしまうものを防止することはできないといったところがあります。これは制度があるわけですから。そこに対しては極力我々の持っている資源であらうようにつとめて、いろんな工夫をしてきたところでございます。これはこれで享受していかなければいけない部分はあろうかと思いますが、一方で流出に対しては、そもそもこの制度に対してどうだろうか、本来のふるさと納税は地方を応援したいという気持ちですので、返礼品によって変化すること自体がいかげんのかということもこれまでも、これからも国や県、そういったところに伝えていろいろと働きかけを行っております。先ほど企画政策課の中で要望活動が出ておりましたけども、要望活動につきましても、その場を使って町長自らがふるさと納税の不公平さについて各県議団、また国会議員、そういったところにもお話をしておりますので、我々としてはそういった二方面、要は失われていくものに対してあらがいつつも、本来のこの制度の趣旨に関して疑問を呈していくという姿勢は、これからも続けていきたいと思っております。

以上です。

【天利委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【天利委員長】 なければ副委員長。

【佐藤(正)副委員長】 それでは、何点かあります。まず、基金ですね。財政課で幾つか管理しているところがあります。財調は置いておいて、まず、減債基金が恐らく令和3年度中に115万円使われていると思うんですけども、これはどういったことに使われたのかということと、あとまちづくり基金についてもいろいろ使われていると思うんですが、あまり細かかったら概要でいいんですけども、どういったものに使われたのかというところがまず1点と、2点目が、全体的な財政状況のことで、これは結構私は驚いたんですけど、財政力指数、令和2年度1.104、ここ数年1.7とかというところで、令和2年度が1.104、これは寒川は一生交付税はもらえないのかなという感覚でいたんですが、1.007には非常

に驚きました。これだったらもう少しで交付税をもらえるんじゃないかなというような数字だと思うんですね。まずこの要因、基準財政需要が増えて基準財政収入が減っているということなんですけれども、この中身は具体的にどういう要因があったのか、概要を教えてくださいと思います。

最後、予備費なんですが、予備費の充用というのが、コロナ前と比べて令和2年度も多かったです。そして令和3年度もかなり多いです。これはコロナの影響が大きいと思うんですね、説明もありましたけれども。ただ、今回説明があった使い方というのは、当然いい使い方だと思うんですけども、予備費の使い方に対して町はどういった方向性とか、ルールとかを持って使っているのか、充用しているのかということについてお答えください。

【天利委員長】 吉田副主幹。

【吉田副主幹】 まず一番最初の質問、基金の活用でございますけども、まず減債基金につきましては、今年度の4月から消防広域化が開始されたことに伴いまして、町の消防が所有しておりました消防車両をまだ返済途中であったものを無償で茅ヶ崎市に譲渡するということが発生しました。これに伴いまして借入先に確認したところ、一部の車両につきましては繰上げで償還していただきたいというところも踏まえまして、寒川町としては非常に久しぶりでございますが、その財源としては減債基金の一部を取り崩して充当したというところでございます。

それとまちづくり基金繰入金の使用でございますが、財政課から提出させてもらっております決算特別委員会説明資料の15ページ目をご覧くださいませでしょうか。別掲としまして、それぞれまちづくり基金繰入金として令和3年度は1,878万8,631円という繰入れを行ったところ、その内容をそちらに例えば動物対策事業には93万8,000円といった形で、事業ごとに内訳を載せてございますので、ご参考にご覧いただければと思います。

以上でございます。

【天利委員長】 関根課長。

【関根財政課長】 基準財政需要額と収入額については、フォーマットがあって、それに基づいてというところがあるので、今この段階でどうというのは難しいところがあるので、また後ほど資料提出させていただきますので、ご確認いただければと思います。

予備費につきましては、財政課の中で内規的なものは作っております。一例を申し上げますと、予備費を充用する予算の対象となっているものが1件当たり300万円以内で、かつ緊急性が認められる委託料、次に、1件当たり500万円以内でかつ緊急性が認められる扶助費、また1件当たり1,000万円以内で緊急性が認められる町所有既存施設及び設備の故障等に係る修繕料等々といったものがあります。基本的には補正で対応すべきものが原則かなとは思っておりますが、補正でお願いするまでのいとまがない、緊急性があるといったものを羅列させていただいておりますが、すぐに対応しないと町民の生活に支障があるようなものにつきまして、予備費を活用させていただいているといったものでございます。

以上です。

【天利委員長】 深澤部長。

【深澤企画部長】 すみません。先ほどの財政力指数でございます。そこについて今、課長からお話があったとおり、歳入決算と歳出決算によって財政力指数が決まってくるということではありません。

あくまで交付税の算定の中で基準財政収入額と需要額、これの差として出てきますので、対前年比較ということになってしまうと、例えば交付税法が変わって、単位費用が変わってくるだとか他の要件がありますので、今ここですぐさま答えられる問題ではありませんので、1回持ち帰って調べさせてください。それで決算委員会の間に提出はさせていただきたいと思います。それとあと予備費については、先ほど課長からある程度基準という形で設けられましたが、昨今公共施設の老朽化、こういったものが急速に進んでおります。そういった中で施設の更新問題もありますので、そこについては公共施設の安心安全といったところは確実に対応しなければなりませんので、そういったものについては、通年議会の中で上程できるものは基本的に上程していくことで考えておりますが、利用者が今すぐにでも危険というような判断をした場合については、そういった対応をさせていただきますし、また昨今のゲリラ豪雨だとか、いろいろ災害への対応がありますので、そういったものについても予備費の対応はさせていただいておりますので、その辺はご理解いただければなと思います。よろしくお願ひします。

【天利委員長】 では、財政指数の関係は、この特別委員会の中で検討いただけると理解してよろしいですかね。

佐藤（正）副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 まず、基金のところなんですけど、この課で所管する減債基金のところの用途が今分かりました。まちづくり基金はいろいろ一覧もありましたね。いろんなものに充当していただいているという話なんですけど、今減債基金の115万円の使い方を聞くと、財調でよくないですかねって思っちゃうんですよ、ちょっと。とか、あと土地開発基金は、ここで管理しています。これはもしかしたら土地開発公社がある以上は基金に積み立てておかないといけないとか、そういう決まりがあるのかもしれないんですが、いずれにしてもこれもしばらくの間恐らく10年単位で使われていないのかなと思うんですよ。そういったことを考えて、行政のニーズというか、平成から令和になっていろんなものが変わってきた中で、基金というのも多分昔のままだと思うんですよ。15個ありますか。もちろん必要なものもあると思いますよ。東海道新幹線とか必要だと思いますし、いろいろ必要なものはあると思いますけれども、必要じゃないものもあるんじゃないのかって。今減債基金の使われ方を聞いて思ったところなので、この点についてはどこかのタイミングで一度整理というか、検討したほうがいいんじゃないのかなと思うんですが、財政課としてのお考えをお聞かせさせていただきたいと思います。

財政力指数、基準財政需要と収入の部分なんですけど、これは確かに国の匙加減というんですかね、によって結構変わってきちゃったりするところというのは、私も重々把握しているところなので、ただ、この変わり方って異常だなって思っています。もし町としての要因があるんだしたら、そこはちゃんと分析したほうがいいんじゃないのかなと思ったところが1つと、あとはこれまでの決算であったり、一般質問の答弁の中でも、ある程度は町の意向によって基準財政需要なんですかね。ある程度は左右できるというお答えもいただいたことがあると思うんですが、こういった数字になってくると、今後交付税っていう意識していかなくちゃいけないんじゃないのかなと思っています。これが今まで数年みたいな1.07とか、1.10とか、そういうレベルだと、そこを意識しても無理だろうと思っちゃうんですが、この数字を見ると、また改めてそこは意識していったほうがいいんじゃないのかなと思うんですが、そのお考えをお聞かせさせていただきたいと思います。

以上です。

【天利委員長】 関根課長。

【関根財政課長】 2点いただいております。基金について今後の整理が必要じゃないかといったところで、先ほど黒沢委員からも基金の特にお金の部分での運用のお話がありましたし、佐藤（正）委員がおっしゃるように、減債基金が実際にはない自治体もございます。そういったところはまちづくり基金を活用しているとかということもありますので、ただ、今ある基金は、それぞれ各目的を持って設置している基金ではありますので、そういったものを一度整理して、まとめられる部分はまとめるといったところも1つはあるのかなとは考えております。ですので、今後基金の整理統合等については、検討してまいりたいと考えております。

また、財政力指数について、基準財政収入額と需要額の差なんですけど、確かに令和3年度については、過去から比べると縮まったところではありますけど、ここで4年度今年度の需要額、収入額の計算をしたところ、また逆に開いたといったところがあります。

【天利委員長】 深澤部長。

【深澤企画部長】 先ほどの基金については、今、課長からお話ししたとおり、今後そういったまとめ、要は不活性な基金は、運用的に効率性を求めていくという考え方は必要だと思います。今検討しているのが公共施設再編についていろいろ検討していますので、これから財政計画、そういったことを組み直していくに当たって、基金運用についても考えていかなきゃならない時代になると思います。ある種、以前まちづくり基金も多目的な項目を持つまちづくり基金ができておりますし、それと類似する基金もあるわけですので、こういったものをまとめ上げていって基金の運用し易さというものを成立させていく必要があるかなということ、喫緊にそこについては我々も課題だと思っていますので、いずれどこかのタイミングで整理していきたいと考えております。

あと財政力指数の変動、操作ができるかというようなお話もありましたが、操作ができるというのは、基本的に交付税法の中で算定が決められていますので、ある種恣意的に操作はできません。ただ、一方でやり方として政策的に例えば道路だと、延長と幅員で決まってくるわけです。要は政策的に何かを交付税に算入できるものを展開することによって操作することはできるかなと思いますが、係数を変えるわけにいかないんで、そこは法に基づいて行われますが、我々も予算を組み立てていく中でいろんな地方財政措置をしていますけど、国から言われることは多々あります。そういった中で行政サービスの水準としてどこが適正なのかということ、交付税から導き出していくということも査定の中で行っています。基準財政需要額に幾らは算入されるんだろうかといったところで、我々が組む予算というのも、そこと比較しながら検討しているということもありますので、交付税についてはただ単にもらった、もらわないではなく、本体の標準サービスとして何が適正かという判断の1つでもありますので、そういったところに活用しながら、極力私からすれば、もらえるものはもらったほうがいいなと思っていますので、交付税に算入できるような取組を優先的に行えればいいかなと思います。

以上でございます。

【天利委員長】 ここで質疑を打ち切りますので、ご苦労さまでございました。

以上をもちまして企画部財政課の審査を終わります。

暫時休憩といたします。再開は13時30分ですので、よろしくお願いいたします。ご苦労さまでした。

【佐藤（正）副委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

ここから進行を代わらせていただきます。休憩前に引き続きまして、企画部広報戦略課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

深澤企画部長。

【深澤企画部長】 それでは、午前中に引き続き午後もよろしくお願いいたします。企画部最後となりますが、ただいま副委員長からご案内のあったとおり、企画部広報戦略課の決算審査をお願いするのでございます。説明につきましては青木広報戦略課長から、また、質疑等については出席職員全員で対応してまいります。よろしくお願いいたします。

【佐藤（正）副委員長】 青木広報戦略課長。

【青木広報戦略課長】 それでは、企画部広報戦略課所管の令和3年度決算につきましてご説明させていただきます。ご説明に当たりましては、決算書並びにタブレットのファイル番号040広報戦略課にございます決算特別委員会説明資料を基にご説明させていただきます。

それでは、決算書は57ページから58ページの2款総務費1項総務管理費8目広報情報費でございます。タブレット資料は2ページをお開きください。広報プロモーション活動事業費でございます。この事業は、広報紙、広報板、ホームページ、メール配信サービス、SNSなどの様々な媒体を活用した情報発信を行うとともに、町民の町に対する愛着心の醸成と町の認知度向上によってターゲットとなる人たちの移住定住の可能性を高めるために、町のブランディングにのっとった情報発信とコミュニケーション活動を行っているものでございます。まず、7節の報償費については、ブランドの可視化をはじめとするデザイン業務等を担うマーケティングマネージャー1名の謝礼でございます。続いて8節の旅費につきましては、職員の普通旅費でございますが、こちらについては、関東学院大学から町のプロモーションをテーマとした講義依頼がございまして、それに対応した際の3名分の旅費でございます。10節の需用費消耗品は、情報発信力の強化とした動画用パソコンの整備に伴うもので、外付けハードディスクやワイヤレスピンマイクなど動画制作に必要な消耗品の購入経費でございます。また、印刷製本費は、神奈川県が東京の有楽町に開設しております移住相談センターに来所される相談者に相談時のメモ用として配布するため町のPRも兼ねたノベルティノートを制作した経費でございます。11節役務費は、通信運搬費、保険料、広告料でございまして、通信運搬費については、デザイン用パソコンのWi-Fi通信料と「広報さむかわ」の関係機関への郵送料となります。保険料については、役場前交差点付近の三面塔啓発塔の保険料、広告料については、移住のターゲットとしている町外の方や実際に移住を検討している方に対する直接的遡求活動の一環として、町の移住定住ポータルサイトへの誘導を目的に実施しました住宅情報サイト広告及びSNS広告の展開に係るものでございます。決算額の内訳については、住宅情報サイト広告が169万700円、SNS広告が239万1,000円でございます。続いて12節委託料は全部で9本ございまして、その内訳は、町ホームページのCMS運用業務で158万9,940円、そしてメール配信サービス提供業務で33万円、広報さむかわ製作業務で1,889万2,302円、広報紙等全戸配布業務で502万4,554円、移住ポータルサイト保守業務で66万円、『「高座」のこころ。』推進実行委員会で78万

3,420円、ラジオ湘南番組制作業務で21万1,200円、役場正面玄関デザイン更新業務で225万5,000円、最後になりますが、ウェブサイトクリニック業務委託で9万9,000円となっております。また、備考欄にも記載しておりますが、不用額につきましては、主なものとして広報さむかわ製作業務委託料で33万330円、広報等全戸配布業務委託料で64万7,446円でございます、それぞれの理由としましては、広報紙制作業務委託料では、年間の制作部数が当初の見込みより少なかったことによるものでございます。また、全戸配布業務については、チラシ等の折込み部数が、こちらも見込みより少なかったものによるものでございます。

次に、13節使用料及び賃借料については、ブランドの可視化業務のためのソフト使用料と新聞等の著作物複写利用料でございます。17節備品購入費については、動画制作用のノートパソコン及び役場正面玄関のデザイン更新の際に導入しました大型モニター等の購入に伴うものでございます。18節負担金補助及び交付金は、公益財団法人日本広報協会への負担金でございます。

続いて、下の表に移りまして、当事業に充当している特定財源でございます。まず歳入番号①、決算書は41ページから42ページの県支出金自衛官募集事務委託金については、法定受託事務である自衛官及び自衛官候補生の募集事務のうち広報紙への記事掲載に対して配分されたものでございまして、収入済額の全額を広報さむかわ製作業務委託料に充当しております。

続いて歳入番号②、決算書は45ページから46ページの諸収入広報掲載料については、公益財団法人神奈川県各市町村振興協会が実施しております市町村振興宝くじや新市町村振興宝くじの販売について、広報紙等の掲載協力をすることでその収益金の一部が同協会から交付されるものでございまして、収入済額の全額を広報さむかわ製作業務委託料に充当しております。

続いて歳入番号③、決算書は同じく45ページから46ページの諸収入広告掲載料については、広報紙及び町ホームページへの広告掲載料でございます。広告料の確保については、これまで手続の簡素化や広告価値の見える化を施した周知、また令和3年度は強化月間を設けての営業活動を行ってきた結果、令和2年度の決算額との比較では28万1,000円の増、増減率で15.1%の増と、コロナ禍ではありますが、一昨年から右肩上がり推移しており、令和元年度との比較においては122万1,000円の増、増減率で132.7%の増と大幅に伸びている状況でございます。この広告料については、町ホームページの運用委託料及び広報さむかわ製作業務委託料に収入済額の全額を充当しております。これらにより本事業における特定財源の充当額合計は242万6,882円で、一般財源額は3,777万4,426円でございます。

続いてタブレット資料3ページをご覧ください。歳入の一般財源振替分でございます。一般財源振替分としましては、決算書41から42ページの16款財産収入株式配当金でございます。広報戦略課が所管する株式会社ジェイコム湘南・神奈川及び株式会社テレビ神奈川の株式配当金でございます。内訳としましては、株式会社ジェイコム湘南・神奈川分が382万595円で、株式会社テレビ神奈川分が1万7,400円でございます。

最後になりますが、決算書の決算額としては出てまいりませんが、当課では令和3年度から町の認知度向上と町民のシビックプライドの醸成を目的としたフィルムコミッションの取組を行っております。実績としましては、相談件数は51件で、実際にロケに結びついた件数が17件となりまして、これまでで最も多い実績となっております。今後についても取組の目的をしっかりと認識しながら取り組んでまい

りたいと思っております。

以上で、企画広報戦略課所管の令和3年度歳入歳出決算のご説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしくお願いたします。

【佐藤（正）副委員長】 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いします。

横手委員。

【横手委員】 まずフィルムコミッションの件数を言っていただきまして、ありがとうございます。あらかじめ読まれていたなと思ったんですが、33%の成約という考え方だと思うんですけども、できればどのメディアに、パーセンテージでもいいですし、件数、それと一番実は聞きたいのは、これをやった後に何らかのパブリシティをやって、それなりの効果なり反応が見られたかということ、これを教えてください。

それから2つ目、LINEでよく発信をされているなと思います。それで、僕も必ずタップするんですけども、インターネット広告の用語でいうところのクリック率ですね。発信したところで1万6,000人ぐらいの会員がいると思うんですが、そのうちの何%がクリックするのか、それからもう一つはCVR、コンバージョンレートといって、クリックした人の中から特に何かに参加してくださいとかというものに対して参加、コンバージョンできた率というのはどのぐらいなのかというのを教えてください。

それから3つ目は、この間ある雑誌社の方と話をしたら、マスコミ系の方と話をしたんですけど、寒川町は相変わらずすごくよくやっている、リリースをすごくよくやっているという話、特にPRタイムズなんかにも最近よく載っているの、すばらしいなと思っているんですが、実際今令和3年度については、パブリシティをするときは、どういう形でこの社に大体何社ぐらいにどういう形で発信をしたのか、それをどういう形でやったのかを教えてください。

それと4つ目、これも前から聞いているんですが、『「高座」のころ。』実行委員会は、コロナの関係でいろいろ大変だったと思うんですけども、実際にどんな活動をされたのか、それと5つ目が、ブランドの可視化というのが先ほどの企画政策の中でも出てきたんですけども、具体的には誰に対してという言い方はいろいろあると思うんですけども、どのように何のためにやっているのか、そしてそれをどのようにしてやっているのかというのを教えていただけますでしょうか。

以上5つです。

【佐藤（正）副委員長】 青木課長。

【青木広報戦略課長】 ありがとうございます。大きく5点いただきました。順番にお答えさせていただきます。まず1点目のフィルムコミッションのメディアの内訳でございます。成約件数の17件の内訳を申し上げます。まずテレビが8件で47%、これもテレビかもしれませんがCMが4件で24%、それと映画で2件12%、その他で3件で17%ということになっております。また、これは相談件数の51件の内訳で見ても傾向は同様のものとなっております。それとフィルムコミッションが終わった後、撮影が終わった後のパブリシティに関する効果というところでございます。令和3年度は大塚製薬さんのCMなど大きなものがございました。町民の方の反響も大きかったということで、我々令和3年度からこの取組をスタートして1年間やってきまして、やって満足していたら何の意味もないというのは、当

たり前のことですが、改めて感じたところがございます。なので、やったことを町民の皆様にご覧いただくことこそがこの取組の目的、町民のシビックプライドの醸成に結びつくんだらうということで、横手委員からも数年来エンゲージメントということで、町民とのつながりの強化というところだと思いますけれども、そういった目的からすると、今年度の話にも入ってしまいますが、終わった後しっかりと周知をするようにまずしております。業者との連携をしながら情報の解禁日に合わせてお互いに持っている媒体で発信するというものは当たり前のこととして、具体例で申し上げますと、昨年12月に町内で行われましたTBSのドラマに関しましては、制作会社からお礼の品といたしますか、例えばサインとかも頂くこともあります。あとは番組のポスターなんかも頂く状況があります。なので、それを我々だけで持っていてもしようがないので、パネルの中に、こういった町内で撮影が行われて、こういうキャストさんが来て、この場所で撮りましたよというものを大型のパネルで作成し、先日図書館にご協力いただきまして、1か月掲示させていただきました。現在は町民センターで改めてそういったお知らせをしていこうと思っておりますし、今後も公民館を含めていろんなところでこういった取組があったというところを町民の皆様にはしっかりお知らせしていきたいなと思っております。

その効果ということにつきましては、撮影中に近隣のご協力も得ながら進めまして、近所の方からは、業者さんにですけども、寒川に来てくれてありがとうというような温かいお声もいただいている状況もございますし、テレビ放送があった後、町外からタレントさんが回った寒川の地をぜひ自分でも回りたいということで、初めて寒川に来ましたけどと言う方と私も話しさせていただきましたが、県外から来ているような状況もありました。その際には当然寒川町は初めて来るので、道も分からない、体育館の場所が分からないという中だったんですけども、町民の方が優しく教えてくれて、本当に温かい町だなというような声も私は直接伺っておりますので、そういった意味では町民の方、また町外の方、いろんな効果がフィルムコミッションから出ているものと感じております。

続いて2点目のLINEになります。まず、LINEの概要といたしますか、現状だけお知らせしたいと思います。友だちの登録数につきましては、令和4年3月31日時点1万5,862件です。9月現在、直近でいきますと1万7,249件と引き続き友だち登録が伸びている状況でございます。それとお尋ねいただきましたクリック率につきましては、現状ですと、クリック率は取っていない状況になります。ただ、クリック率は物理的、技術的には取れるものでありますし、取っていない理由としましては、まずプッシュ通知の内容によってばらつきが出るので、取っていないというような状況なんですけど、ただ、取ることによってカテゴリーごとに、これはクリックされる率が高いよねという傾向が見えてくるものと思っております。取るメリットというのは十分感じておりますので、物理的にもできるという部分がありますから、そこは今後企画政策課とともに検討していきたいと思っております。

それと3点目のPRタイムズになります。3年度のパブリシティ活動ということで、我々が行っているパブリシティ活動の中心は、藤沢記者クラブ宛でのリリースということになります。委員からお話のあったPRタイムズにつきましては、令和4年度から契約して取り組んでいるものでございまして、今年度は今手元にありませんが、5件ぐらい流している状況です。ですので、パブリシティ活動については藤沢記者クラブ中心に行っているという状況になります。

それとあと、4点目の実行委員会の内容ということでございます。実行委員会につきましては、大き

く令和3年度は3点取組を行ってまいりました。まず1点目は、昨年末に中学校を卒業する生徒たちにUSB贈呈プロジェクトというものを1点行っております。2点目は、県主催の移住セミナーがオンライン形式でありまして、移住を希望する方も当然来てくれるところなんですけど、そこに我々職員だけではなくて実際に寒川町に住んでいる実行委員会のメンバーに来てもらって寒川町の魅力を話してもらおうという取組を1つ行いました。もう一点は、町内の次世代経営者研究会さんとコラボしまして、町内の子どもたちに寒川町はこんなものを作っている、こんな会社があるんだよというのを知ってもらおうというところで動画を作っています。その3点の大きな取組をしております。それと最後になりますが、5点目、ブランドの可視化という部分でございます。誰に対してどのように何のためということでございますが、当然ながらブランドの可視化については、ブランドを知ってもらう、認知度を上げるために展開しております。また、可視化の中心は町内の各施設の例えば看板ですとか、公共施設の部分にブランドのマークや『「高座」のころ。』の文字、そういったところを可視化して発信しているということになりますので、基本は町民の皆様それぞれにそれを知っていただくというようなことのために様々な媒体、各課が広報の媒体として使えるものの中に、基本的にはどうやったらそのブランドの表現ができるのかというのを日々考えながら可視化を進めているところでございます。

以上でございます。

【佐藤（正）副委員長】 横手委員。

【横手委員】 大体分かりました。まずフィルムコミッションについてですけれども、テレビとかCM、業界で評判がよかったというのもあって、それが口コミで数珠つなぎになっているんだろうなと思いました。すばらしいなと思います。問題は、この後これをロケツーリズムみたいなものにまで持っていけるか、それと何度も言いますが、そうなるアニメというところに注力していてもいいのかなと、これはもう一回別のところでやらせていただきますので、この件についてはよく分かりました。本当にすばらしいなと思いました。とにかくやっていただきたいのは、パブリシティをしっかりとやっていただきたいと思います。

それからLINEについてなんですけども、あれだけのしっかりとした発信をしている以上は、データを取るべきだと思います。恐らくクリック率は相当高いと思います。コンバージョン率も高いと思うんですが、一番実は調べてほしいのは、そこからスマホサイトに行ってどういう勧誘の仕方をするか、どこのサイトに関連して閲覧していくかというところ、それを見てほしいんですね。そういうところまでデータ化をしっかりとしていっていただきたい。それと今日本は既にスマートフォンの所有率が94%まで来ている、そんな国になっておりますので、そういう意味でいうと、LINEというツールは間違いなく必要です。ちゃんとデータを把握しておく、何が駄目で、何がいいのか、どうやっていけばいいかというのを本当に常にアップデートしていくようにしていっていただきたいと思います。

それから3つ目、記者クラブ、プレスリリースについては分かりました。相変わらず藤沢の記者クラブは重要だと思いますので、しっかりやっていただきたいなというのと、それからPRタイムズも、それは今年度からということなので、そこは割愛させていただきます。

それと『「高座」のころ。』実行委員会の活動についてなんですけど、前はブランドビルドしていくようなチームをつくっていたように思うんですけども、その人たちの活動というのはどうなったのか、

これはもちろんよく分かります。僕がよく言っているのは、エンゲージメントを高めるためのものと、それから移住を少しでも促進するというものになっていると思うんですけども、実際にブランドビルドしているようなチームがやっている活動というのはなかったのかというのを教えてほしいなと思います。

それからブランドの可視化は同じなのですが、認知度と理解度というところ、それとさっきからしつこいんですけども、全然誰も使わない、やっと職員の皆さんが使ってくれるようになったので、エンゲージメントをどうやって高めていくかということ、ここだけだと思っているので、それが高まれば、認知度が高まって、理解度が高まればエンゲージメントが高まっていく、町内の人たちのシビックプライドが上がって、さらに外の人たちを移住に導けるような環境が出てくると思うので、引き続き可視化というところをしっかりとやっていただきたいのと、もう少し分かりやすくその結果を定点観測化できないかというのがあるんですが、それについてお答えいただきたいと思います。なので、4番と5番を2回目の質問にさせていただきたいと思います。

【佐藤（正）副委員長】 青木課長。

【青木広報戦略課長】 ありがとうございます。2点いただきました。まず、実行委員会の以前ブランドビルドをしているチームがなかったのかというお尋ねでございます。正直、実行委員会は現在26名ということで、ブランドビルドチーム等その他実行部隊がいるという形ではなくて、あくまでも以前は具体的な取組を進める中でブランドというのはどういったものなのか、『「高座」のころ。』で何を目指していくのかというところの勉強をしていながら、理解していきながら取組をしてきたという中で、その一定程度の共通認識が図れたということで、先ほど申しあげました中学生に対するUS B贈呈プロジェクトにつながったと思っておりますので、ある意味ブランドビルドの一環としてその結果が出ているものだと考えております。

それと2点目の定点観測の部分でございます。こちらに関しては、先ほど企画政策課の中で、我々で、これも今年度になりますけれども、ブランド浸透度調査というのを実施しております。概要については町内在住の20歳以上無作為抽出で1,000名の方プラス電子アンケートということで、6月から7月にかけて調査を行っております。こちらに関しては、先ほど企画政策課の中でも横手委員からご指摘がありましたけれども、間隔が空いているんじゃないかというお話もありました。先ほどは3年というお話があったと思いますが、これは隔年で行いますので、2年に1回の予定でございます。この浸透度調査のある設問の結果が実施計画上の指標となっておりますので、このブランド浸透度調査に関しては2年に1回今後も行っていきたいと思っておりますが、委員がおっしゃられるとおり、例えば1年に1回、半年に1回、もっと定期的にやっていくんじゃないかというようなことも我々も思っている部分もございまして、そういう意味ではブランド浸透度調査としては2年に1回という形でやっていきたいと思っておりますが、間については、例えばeマーケティングリサーチ制度を活用するですとか、それこそLINEを活用したアンケート調査なんかでもできると思っておりますので、そこはそういった手段を使いながら補完して、ブランドの浸透度というのを見ていきたいなと思っております。

以上でございます。

【佐藤（正）副委員長】 横手委員。

【横手委員】 分かりました。最後の質問、定点観測をやって行ってLINEの活用なんか等含めて

いろいろアイデアがあるということなので、それはまた別途提案という形にさせていただきたいと思いますが、そういう考え、マインドを持っていらっしゃることは本当に素晴らしいと思います。

4つ目というか、ブランドビルドというか、『「高座」のころ。』実行委員会についてなんですけども、苦言を呈するというか、これを聞いた人、そこにいる26名の方には、何を言っているんだ、あの議員はと言われる失礼な発言になってしまうかもしれないんですけども、どうもやった感だけで済んでいるような部分があると困るなど思っています。要は結果を出していただきたいということ、そこに、申し訳ないけども、本当にマーケティングのプロであったり、プロモーションのプロは多分いらっしゃると思うんですね。だからこそ様々な全く違う角度からのアイデアが出てくることはいいと思うんですけども、ちゃんとまとめていく姿勢で、そこにある程度僕はプロを絡ませて、達成感だけで本当にやれたね、ちゃんと結果が出たねというような実行委員会にしていただきたいと思うんですが、その辺についての現時点での見解、令和3年度が終わった後の見解はどのようにお考えか、もちろんUSBの贈呈であったり、全然いいことをやっているなどは思うんですけども、ただ、広がりが見えないというか、本当に申し訳ない、本当にやられたのに申し訳ないなど思っていて、やった感だけみんなで共有して、よし、やった、やったじゃ困るよという話で、それからちゃんと結果、分かりやすく言うと、それこそ5万人の人口を超えるぐらいじゃないと困るんだよねという話なんですけども、そろそろさすがに。その辺に責任を持つとは言いませんけど、結局責任を持つのは議員であり、それから職員の皆様だと思うんです。だからそこをどのようにお考えなのかというのを最後にお聞かせください。

【佐藤（正）副委員長】 青木課長。

【青木広報戦略課長】 ありがとうございます。実行委員会については、我々も正直同じ思いを持っておりまして、これは町の委託事業になります。なので、当然やるべき方向性ですとか、仕様書も交わしながらやっていることでありますので、ブランド醸成につながらないことはできないものだと思っております。実際のところ、そういった仕組みで正直始まったんですが、平成30年度に立ち上がったところなんですけど、その当時は我々から見ても自分たちがやりたいことをやれる場所だというような意識があったのかなと思っております。その意識を埋めていくところに時間がかかったというところは事実でございまして、だからこそといいますか、令和2年度、3年度コロナ禍によっていろんな計画していたイベントができなかった、できなかったで終わりじゃなくて、できないからこそ時間が逆にあるよね、なので、町のブランドというものをしっかりと勉強した上で、みんなで目線を合わせてベクトルを合わせながらやっていこうよということで、取組を今進めてきておりますので、そういった意味ではUSBの贈呈事業についても、単にUSBを贈るだけだと記念品贈呈事業です。そこに『「高座」のころ。』、優しさ、穏やかさ、温かさというものを込めなきゃいけないというのは、今のメンバーからも出てきた話でございまして。だからこそUSBの中に先生のメッセージや自分たちが親しんだ学校内の様子、またBGMには自分たちが歌った合唱祭の曲を入れて、それをサプライズに入れてUSBとしてお渡ししているというようなところの試行といいますか、考え方もなってきておりますので、単に自分たちがやりたいことをやるんじゃないで、社会的課題とマッチングさせた上でやっていくという意識に、徐々にではありますが、なっていることは間違いないと感じております。今後その方向で進めたいと思

います。

以上でございます。

【佐藤（正）副委員長】 他に質疑はありますか。

青木委員。

【青木委員】 広報戦略課の目的というのは、町の認知度、知名度を上げるというのが大きな目的だと思うんですね。それを上げていく上で今年度非常に力を入れてきた戦略、作戦というのはどういった戦略を展開してきたのか、力を入れてきた戦略というのはどういうものがあったのかというのをお聞かせください。

【佐藤（正）副委員長】 青木課長。

【青木広報戦略課長】 町の認知度を上げるための戦略ということで、我々は、このプロモーション活動事業については、町外から移住定住者を増やして人口を確保するというのが大きな目的となっている事業でございますので、そういう意味ではターゲットを町外の方に定めていますが、その方に対するアプローチはどういったことをやってきたのかという観点からお答えさせていただきます。一番力を入れているといえますか、当然力を入れているんですけども、効果的だったなと思っているのが、実はポータルサイトへの誘導を目的としている広告展開です。実際ポータルサイトのアクセス数としましては、令和3年度でいうと約6万アクセスありまして、昨年度が2万6,000ぐらいなので、約倍増しているという状況です。そこに誘導していくための広告を住宅情報サイトとSNS広告で行ってきてはおります。広告に関しては、平成30年度から、形は違いますけれども、広告展開しておりますが、住宅情報サイトの広告とSNS広告に関しては、広告のターゲットと特にコロナ禍ということで、人の価値観が変わったところを踏まえて、柔軟にそのターゲットを変え、手段を変えてやってまいりました。そういった関係で、令和3年度のポータルサイトのアクセス数が6万件と、昨年から倍増したという結果に結びついているものと思っておりますので、ある意味力を入れた部分というところは、そうしたところかなと思っています。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 青木委員。

【青木委員】 ポータルサイトに特化してアクセス数が倍増したということで、分かりました。

町内を回っていると結構新しい住宅もできて、移住定住ということでは、そういった点でも増えてきているのかなとは思いますが、アクセスサイトだけが結果ということじゃないんだと思うんです。費用対効果という面では、住民が増えたというのが費用対効果になるかなとは思いますが、費用対効果を図る上での定期的なものというか、これで効果がありましたよみたいな、そういう町としての効果を見るようなものというのはあるんですか。

【佐藤（正）副委員長】 青木課長。

【青木委員】 取組の効果を見る指標ということでございます。まず最初に来るのが、実施計画に定めております目標指標になります。我々のプロモーション活動事業におきましては、町に対していいイメージを持って転入してきた人の割合が何%なのかという部分と、ブランドスローガン『「高座」のこころ。』の認知度というところを指標に置いておりますので、まずはそこを見ながら効果があるのかな

いのかというところはしっかり見ていきたいと思っています。またもっと大きく言えば、総人口の状況ですとか、人口ビジョンに定めた地方創生の目標値、これは総人口と転入者数になりますけれども、こちらについてもブランドを始めて以降ずっと目標値はクリアしております。人口についてもブランド開始以降平均値で150人程度の状況で総人口が増えているということもございますし、それ以外にも我々が肌で感じている、全部お話しできませんが、細かい部分がたくさんあります。そういったところを総括しまして踏まえますと、それなりのブランドの効果というのも一定程度あるのではないかと考えております。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 他に質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）副委員長】 それでは、他になければここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、企画部広報戦略課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【佐藤（正）副委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

ここからは総務部の審査に入ります。まず総務部総務課の審査に入りますので、執行部の説明を求めます。

野崎総務部長。

【野崎総務部長】 皆様、こんにちは。これより総務部の4つの課の令和3年度の決算について審査をお願いいたします。まず初めに総務課の審査をお願いいたします。説明は伊藤課長より、質疑につきましては出席職員により対応いたしますので、よろしくお願いいたします。

【佐藤（正）副委員長】 伊藤総務課長。

【伊藤総務課長】 それでは、総務部総務課所管の令和3年度決算内容につきまして、決算特別委員会説明資料によりご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。決算書につきましては、51、52ページの2款総務費1項総務管理費1目一般管理費でございます。タブレット資料は、2ページをご覧ください。

初めに、一般管理経費でございます。こちらは行政管理担当の所管となります。報酬は固定資産評価審査委員会の各委員の委員報酬です。報償費は、法律顧問契約をしている弁護士への謝礼です。旅費は、職員の普通旅費です。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりです。需要費の消耗品費は、定期刊行物や新聞等の購読料です。役務費は、i JAMPの通信サービス料やmoreNOTEのクラウド使用料、使用料及び賃借料はタブレット端末機の借上料です。なお、当該経費の財源は全て一般財源でございます。

続きまして、タブレット資料の3ページをご覧ください。秘書事務経費でございます。こちらは秘書担当の所管になりますが、本経費につきましては、町長、副町長の秘書事務に係る経費です。報償費は、各種団体が開催するスポーツなどの大会に交付する表彰盾などの賞品代で、不用額につきましては、備考欄に記載のとおりです。旅費は、町長、副町長及び秘書担当職員の旅費で、不用額につきましては備

考欄に記載のとおりです。交際費は、慶弔関係のほか町長が町政執行上の必要から町を代表して交渉や交際を行うために支出するもので、令和3年度は29件の支出がございました。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。需用費は、年始に開催した新春懇談会の会場を飾る生花などの消耗品費、来客接待用の茶葉や新春懇談会のペットボトル飲料のための食糧費、賞状用紙に係る印刷製本費です。役務費は、新春懇談会出席確認用の郵送料や式典で使用する国旗や町旗等のクリーニング代です。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりです。使用料及び賃借料は、町長車の運行に係る駐車場使用料、有料道路通行料及び自動車借上料です。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりです。負担金補助及び交付金は、神奈川県町村会及び湘南地区町村会の負担金、扶助費は、町功労者への弔慰金2件分です。なお、当該経費の財源は全て一般財源でございます。

タブレット資料は4ページをご覧ください。表彰関係経費でございます。こちらは秘書担当の所管になりますが、町表彰条例に基づく各表彰に関する経費でございます。町では地方自治の発展と住民福祉の向上に貢献された個人や団体、またスポーツ等で優秀な成績を修められた方を表彰しております。令和3年度は11月3日に表彰式を開催し、自治功労表彰として2名、一般表彰として19名と1団体、全体では22件を表彰いたしました。報償費は、被表彰者への徽章や記念品及び賞状収納用の筒に係るものです。需用費は、表彰式会場の生花など式典に係る消耗品費です。役務費は、町表彰式における被表彰者の出欠返信用の切手代です。備品購入費は、町章入り表彰本及び町旗の購入費です。なお、当該経費の財源については全て一般財源でございます。

続きまして、決算書は53、54ページの2款総務費1項総務管理費3目文書管理費でございます。タブレット資料は5ページをご覧ください。文書事務経費でございます。こちらは行政管理担当の所管になります。需用費の消耗品費は、加除式図書の追録代や文書保存箱、個別フォルダーなど文書保存に必要な消耗品購入代で、役務費は、料金後納郵便料等です。委託料は、例規システム管理サポート業務、廃棄文書の裁断回収処理、公文書管理システム導入業務に係る委託料です。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりです。

下の表をご覧ください。本経費に充当している特定財源でございます。歳入番号①、決算書は45、46ページの下水道課の下水道事業事務費負担金334万円のうち、例規管理システムの管理サポート業務の経費負担分として5万4,000円を委託料に充てており、こちらは財政課でご説明したものとなります。特定財源の充当額を差し引いた1,036万9,986円が本経費に充てる一般財源となります。

続きまして、タブレット資料は6ページをご覧ください。印刷事務経費でございます。こちらは行政管理担当の所管になります。需用費の消耗品費は、印刷用紙や印刷機器の消耗品購入代です。修繕料は、断裁機の刃の研磨及びオフセット印刷機の修繕を行ったものです。使用料及び賃借料は、複合機、簡易印刷機等の借上料です。

下の表をご覧ください。本経費に充当している特定財源でございます。歳入番号①は、決算書45、46ページの下水道課の下水道事業事務費負担金334万円のうち、印刷関係の機器類の経費負担分として15万4,000円を使用料及び賃借料に充てております。こちらは財政課でご説明したものとなります。

歳入番号②、決算書47、48ページの雑入のその他216万4,107円のうち、公文書公開に伴う複写費などによる歳入分12万9,175円を使用料及び賃借料に充当しております。特定財源の充当額合計28万3,175円

を差し引いた1,178万3,781円が本経費に充てる一般財源となります。

続きまして、タブレット資料7ページをご覧ください。情報公開事務経費でございます。こちらは行政管理担当の所管になります。情報公開及び個人情報保護の事務に関する経費です。報酬は、情報公開制度と個人情報保護制度の運営審議会及び情報公開と個人情報保護審査会の委員の報酬、旅費は、その委員の費用弁償及び職員の普通旅費です。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりです。当該経費の財源につきましては、全て一般財源でございます。

続きまして、決算書は61ページから64ページとなりますが、2款総務費1項総務管理費16目文書館費でございます。タブレット資料は8ページをご覧ください。文書館管理経費でございます。こちらは寒川文書館の所管となります。報酬は、文書館運営審議会委員5名及び会計年度任用職員2名の報酬で、不用額につきましては、備考欄に記載のとおりです。職員手当等は、会計年度任用職員2名の期末勤勉手当で、不用額につきましては備考欄に記載のとおりでございます。共済費は、会計年度任用職員の社会保険料負担金です。旅費は、文書館運営審議会委員の旅費の費用弁償と職員の普通旅費です。需用費の消耗品費は、図書整理用品及び事務用品等の購入代です。役務費は、電話及びファクス回線の基本料金及び通話料金、負担金補助及び交付金は、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会及び神奈川県歴史資料取扱機関連絡協議会の会費でございます。なお、本経費につきましては、全て一般財源となります。

続きまして、タブレット資料は9ページをご覧ください。文書館資料保存活用事業費でございます。こちらも寒川文書館の所管となります。本事業費につきましては、公文書館法に基づき、歴史的公文書、行政刊行物、古文書など寒川地域に関する記録資料を調査、収集、整理、保存し、利用者の閲覧に供するとともに、これらの資料を用いた普及活動や町史刊行物の発行を行うものでございます。報酬は、町史編集委員5名の報酬です。報償費は、講演会や職員研修の実施等における講師への謝礼、不用額につきましては、備考欄に記載のとおりです。旅費は、編集委員の費用弁償、需用費の消耗品費は、展示及び保存関係や町史編集事務に係る消耗品代、印刷製本費は、寒川町史研究第33号の印刷代、役務費は、刊行物の郵送料で、不用額につきましては、備考欄に記載のとおりです。委託料は、保存資料を薫蒸するための委託料や講演会の記録筆耕の委託料でございます。

下の表をご覧ください。本事業に充当している特定財源でございます。歳入番号①、決算書は43から44ページの町史刊行物売払収入20万5,500円は、寒川町史をはじめ、町史研究、調査報告書などの冊子や絵はがき集などを販売したもので、全額を印刷製本費に充てております。

歳入番号②、決算書は45から46ページの講座等資料代5,850円は、古文書講座3回分の資料代で、全額を消耗品費に充てております。特定財源の充当額合計21万1,350円を差し引いた78万1,618円が本経費に充てる一般財源となります。

続きまして、ページが飛んでしまい、大変申し訳ございませんが、タブレット資料13ページから23ページまでの寒川文書館年報の抜粋についてご説明させていただきます。文書館につきましては、公文書館法に基づき寒川に関する記録資料の収集、保存、利用普及等を行っております。寒川のことなら何でも調べられるをキャッチフレーズに、町民の皆さんへのサービス、また町職員の業務支援等にも力を入れているところです。令和3年度は、前年度のような臨時休館はなかったものの、新型コロナウイルス感染拡大防止のため閲覧の時間制限を設けたり、普及事業を中止したりするなどの対応を行うほか来館

を伴わないインターネット上の展示なども実施したところで。

それでは、タブレット資料の14ページ、年報のページでは1ページをご覧ください。(2)の公文書の収集整理におきましては、保存年限が満了する有期限の文書の中から歴史的価値が認められるものを選別して保存する作業を行っています。今回新たに13箱約150ファイルを収集したほか、永年文書20箱を本庁から移動した結果、保管している文書の総数は1,621箱となっております。(3)の地域資料の収集整理につきましては、8件の寄贈と1件の寄託がございました。

続きまして、タブレットの15ページから18ページ、年報のページで2ページから5ページにかけては、資料の利用状況を示しています。令和3年度の開館日数は308日で、来館者は16ページ中ほどになりますが、1万60人、1日平均32人となっております。令和2年度は60日間の休館があったため、前年比では28%増となりますが、令和元年度と比較すると12%の減となっています。

16ページ下の閲覧につきましては、117件329点、17ページ中ほどのレファレンスにつきましては、287件ございました。レファレンスの内容としましては、測量業者などによる土地改良に関する問合せ、史跡探訪の参考資料集め、先祖調べなど多岐にわたっておりますが、令和3年は相模線開業100年記念に当たったことから、相模線に関する質問が多く見られ、一般の利用者だけでなく、茅ヶ崎駅が開催するイベントへの資料提供なども行いました。また、大河ドラマの放映を先取りして、梶原景時公に関する質問も増えたところで。

続きまして、タブレット資料の18ページから21ページ、年報のページで5ページから8ページになります。例年講座、展示などの普及事業に力を入れ、多くの皆さんに資料の大切さを知っていただく活動をしておりますが、令和3年度も事業の中止、変更を余儀なくされた状況がございました。

18ページ下になりますが、古文書講座については、予定していた5回のうち3回のみで開催となりました。また、19ページ上になりますが、相模線開業100周年関連では、企画展をインターネット上の展示に切り替えましたが、昭和47年の相模線の記録映画の上映会と制作者によるトークショーは、残念ながら中止といたしました。

タブレット資料は21ページの下になりますが、刊行物としては文書館年報、町史研究、絵はがき集を発行いたしました。町史研究は、「梶原景時とその時代」という特集を組み、講演録などを記載しました。絵はがき集相模線記録映画の一コマは、新聞で紹介されたこともあり、大きな反響があったところです。そのほか出前講座などの出向、「写真が語る昔と今」と題した「広報さむかわ」でのコラム掲載、ツイッターでの発信など様々な形の資料の普及に努めたところで。

以上令和3年度の寒川町文書館の事業としてのご報告とさせていただきます。

引き続きまして、予算書は63、64ページ、タブレット資料は、恐縮ですが、お戻りいただき10ページをご覧ください。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費でございます。本事業費につきましては、令和3年11月に政府が閣議決定したコロナ克服新時代開拓のための経済対策に基づき、新型コロナウイルスの影響により厳しい状況にある方々が速やかに生活、暮らしの支援を受けられるよう、国の費用負担の下、市区町村が令和3年度に実施主体となった住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の給付に係るものでございます。町では昨年度総務課内に臨時特別給付金担当を設置し、事業を実施しているものでございます。報酬は、会計年度任用職員2名分の報酬です。職員手当等は、職員12名

分の時間外勤務手当及び会計年度任用職員2名分の期末手当です。共済費は、会計年度任用職員2名分の社会保険料、旅費は、会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償です。需用費の消耗品費は、事務用の消耗品代、同じく需用費の印刷製本費は、申請書の発送や返送等の封筒やチラシ、決定通知や申請勸奨のお知らせのメールシーラーの印刷代です。役務費は、申請書の発送及び返信、決定通知並びに申請勸奨のお知らせに係る郵送料、口座振替事務取扱手数料です。委託料は、臨時特別給付金対応システム導入業務、申請書等の封入・封緘、コールセンター業務の委託料です。使用料及び賃借料は、臨時特別給付金事務に使用する印刷複合機の借上料、負担金補助及び交付金は、臨時特別給付金の非課税世帯分と家計急変世帯分の給付費です。それぞれの不用額については、継続費として令和4年度に繰り越しております。

下の表をご覧ください。本事業に充当している特定財源でございます。歳入番号①、決算書は33、34ページの子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金は、臨時特別給付金の給付費に対する国からの補助で、補助率は10分の10です。令和3年度の歳入額である3億8,760万1,882円は、全て本事業に充当しております。なお、本事業における一般財源は1,637万1,670円となっておりますが、こちらにつきましては、令和4年4、5月の出納閉鎖期間中に支出したものについて、令和3年度の歳入での充当ができないため、令和4年度の繰越明許の支出とともに未収入の特定財源として整理いたします。したがって、令和4年度の本事業の精算時におきましては、この分も含め令和4年度の子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金が交付されることから、一般財源の持出しはしない状況となります。

続きまして、決算書は67ページから68ページをお開きください。2款総務費5項統計調査費1目統計調査総務費でございます。タブレット資料は11ページをご覧ください。統計調査事務経費でございます。こちらは行政管理担当の所管となりますが、神奈川県統計センターが所管する県単独統計調査に係るもの、また統計の普及に資する経費でございます。統計さむかわ、統計月報の発行をはじめ登録調査員の研修、統計グラフコンクールの実施などに係る経費の全額を県の交付金を財源として実施しております。旅費は、県が開催する統計諸会議等へ出席するための職員の普通旅費、需用費は、統計調査に関する必要な消耗品費、役務費は、調査員等への統計事務に係る研修案内や資料の郵送料でございますが、それぞれの不用額につきましては、備考欄に記載のとおりです。

下の表をご覧ください。当経費に充当している特定財源でございます。歳入番号①、決算書は41、42ページの統計調査費委託金につきましては、神奈川県統計センターが所管する県単独統計調査及び事業に対して補助率10分の10で交付される県支出金で、全額を各支出科目に充当しております。当事業における一般財源の持出しはございません。

続きまして、決算書は67ページから70ページにまたがっておりますが、2款総務費5項統計調査費2目基幹統計費でございます。タブレット資料は12ページをご覧ください。基幹統計調査事務経費でございます。こちらは行政管理担当の所管となりますが、本経費は、統計法に基づき実施される国勢調査や住宅・土地統計調査などの基幹統計調査の実施に係る経費で、令和3年度につきましては、経済センサス活動調査、学校基本調査、経済センサス調査区管理などを実施いたしました。報酬は、統計調査員18名及び指導員2名並びに会計年度任用職員1名分の報酬で、不用額につきましては、備考欄に記載のとおりとなります。職員手当等は、職員の時間外勤務手当で、不用額につきましては、備考欄に記載のと

おりです。報償費は、調査協力者への謝礼で、不用額につきましては、備考欄に記載のとおりです。旅費は、統計調査員及び指導員の費用弁償や調査説明会等への出席に係る職員の普通旅費で、不用額につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。需用費の消耗品費は、統計調査実施に必要な消耗品代で、不用額につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。役務費は、通信運搬費で、統計調査員及び指導員への調査関係書類などの郵送料や事業所への協力依頼、督促状の郵送料でございます。

下の表ご覧ください。本経費に充当している特定財源でございます。歳入番号①、決算書は41、42ページの基幹統計調査費委託金につきましては、神奈川県統計センターが所管する国の委託統計調査及び事業に対して10分の10で交付される県支出金で、全額を各支出科目に充当しております。したがって、当事業における一般財源の持出しはございません。

説明につきましては、以上となります。ご審査のほどよろしく願いいたします。

【佐藤（正）副委員長】 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いします。

黒沢委員。

【黒沢委員】 1点だけ確認させていただきたいと思います。ページでいうと5ページになりますが、公文書管理システムが令和3年度に導入しますよということで予算がつけられております。この後人事課でも出てくる庶務事務システムとパッケージでというお話が予算のときにあったかと思います。このシステム導入に当たっての目的というか、どういう効果があるかということに関しては、文書の適正管理、それから職員の業務の効率化、そういったことも含めてシステムを導入しますよというお話があったかと思います。これは当然今年度から運用開始がされていると思うんですが、その前段階で今までとは違う事務作業が行われるので、このシステムがよくても、職員の皆さんが使える状態に3年度の中ではしなければならなかったと思うんですが、導入されてから運用開始までの令和3年度の間はどういった研修だとか、そういったものを行って令和4年度の運用開始までこぎ着けたのか、その辺についてお知らせいただきたいと思います。

【佐藤（正）副委員長】 伊藤課長。

【伊藤総務課長】 ご質問にお答えさせていただきます。文書管理システムにつきましては、今、委員からもお話があった部分もございますが、優先する取組を執行するための体制の確保であったり、また業務の効率化、定例的な単純作業の圧縮ですとか、コロナ禍といった状況の中のリモートワークの対応といった中でペーパーレスといった形の取組を進め、結果、目的を達成していきたいというところがございます。ご質問のありました導入に当たっての準備段階といったところにつきましては、実際のシステムの試行的な運用につきましては、3月から実施したところなんですが、残念ながらコロナの非常に厳しい状況の中で、全体を対象とした説明会といったものを開催することが難しい状況でありました。ただし、それに対応する状況としましては、マニュアルを当然文書的なものも作成しながら、さらには動画での利用方法を各事務ステップにおけるものも作りながら、各職員の皆さんに浸透していくような準備段階としては対応していったところです。その後の令和4年度に入りましてからは、当然導入段階初期ということで、職員の皆さんも混乱する部分はもちろんあったんですけども、実際にはそれらのご質問に対する回答を随時更新するような掲示板的なものも用意しまして、各職員と共有する、また

総務課に寄せられるご質問については、丁寧に対応して行っていくというようなところでスタートしております。また、8月におきましては、庶務会議を改めて開催して、庶務の担当者を通じて文書管理システムを改めて利用の皆様が疑問に思っているところとかのサポート、てこ入れをしていくといったところも取り組んでいるところでございます。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 他にございますか。

青木委員。

【青木委員】 まず、文書事務経費のことです。今回プロポーザルがあった、その中で何社から応募があったのかというのを確認します。それと23分の8の文書館管理経費、こちらの備考欄で、職員手当等で勤務手当支給率の変更に伴うと書いてあるんですけども、その理由とかというのをお聞かせください。

それと、23分の12の基幹統計調査事務経費なんですけども、これはいろいろと執行残、不用額が積み重なって結構あるんですけども、これはだから単純にお聞きしますと、調査する量が減ったんでしょうか。それとも何かしらの理由によってしなくてもよくなったのかということをお聞かせください。

【佐藤（正）副委員長】 伊藤課長。

【伊藤総務課長】 まず1点目のご質問に対してお答えいたします。プロポーザルに参加した事業者は2社になります。文書館については担当からまずお答えさせていただきます。

【佐藤（正）副委員長】 平尾主任主事。

【平尾主任主事】 文書間の職員手当の件について回答申し上げます。職員手当ですが、人事院勧告により職員に支給する期末手当の月数が減ったことに伴い会計年度任用職員の月数も減ったこと、これが1点でして、もう一点が、会計年度任用職員の1名が、6月の期末勤勉手当については在籍期間が半年に満たないため満額支給されなかったこと、この2つの理由による残でございます。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 内藤主査。

【内藤主査】 3点目でございますが、調査の規模が小さくなったというよりは、調査の対象の件数が若干少なくなったこと、あとは説明に指導員ですとか、調査員の人数が当初よりも少ない人数で実施できたことが主なこちらの不用額の要因になります。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 青木委員。

【青木委員】 そうすると2社ということだったんですけど、1つ目の事務経費ですね。これはもともとプロポーザルで、もともとやっていた、関わっていた業者さんが代わったのかどうかということと、間違いなくいろいろと町としては調査してやっているとは思うんですけど、今回不用額が出たわけじゃないですか。それに対して業者の質って失礼な言い方かもしれないけど、そういうことはなくて、ちゃんとそれを確認した上でこの業者を選んでいるということだけ確認させてください。

それとあと任用職員の関係でということで、1名は達していないということで、そういったことへ影響があったということで分かりました。こちらはいいです。

基幹調査事務経費のことでは、若干調査するということが減ったということで、それに伴って調査員も何とかそこで足りたよという話だったんですけど、調査は若干減ったって、どのくらい減ったのかと、その調査をしなかったことによる影響というのはなかったんでしょうか。

【佐藤（正）副委員長】 プロポーザルは令和3年度は初めてでしたかね。前まで多分契約していた業者ってというのは存在しないということだと思んですが、それも含めて答弁をお願いします。

伊藤課長。

【伊藤総務課長】 それでは、文書管理システムにお答えいたします。今お話にありましたように、このシステムについては新しく導入するものでございますので、もともとの業者というものはなかった状況でございます。また、執行残といった部分につきまして、言葉を悪くすると、安かろう悪かろうというような言葉が当たってしまうのかと思うんですが、こちらにつきましては、プロポーザルを行うその際の業者選定といった部分においては、選定時の評価といった部分については、価格点はもちろんありますけれども、企画提案書による技術点とともに実際に職員が実機検証を行って、それを行って使いやすさ、自分たちの業務のふだんの動きにどれだけ合うかといったところも含めて業者選定をしているというところになりますので、結果として執行残が出るころはございましたが、決してシステムについての要求のレベルを落としたところによるものではないと考えております。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 内藤主査。

【内藤主査】 基幹統計調査費の関係ですが、具体的に件数が何件から何件まで減ったという数字は今持っておりません。ただ、調査の方法としまして、国が県や市をまたがずに直接事業所に調査票を配布するという方法も今回、以前からもあるんですが、導入されております。そういった部分も含めて調査方法も若干変わったので、町が実施する事業所の対象が若干減ったというところがございます。

あと調査員の人数に関しましてですが、予算計上ですと、指導員2名、調査員24名で計上していたんですが、実際には指導員2名、調査員18名で実施することができましたので、その部分の不用額になります。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 他にございますか。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）副委員長】 他になければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。暫時休憩いたします。そうしましたら、15時再開とさせていただきます。

【佐藤（正）副委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、総務部人事課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

野崎総務部長。

【野崎総務部長】 それでは、引き続きまして、人事課の審査をお願いいたします。説明は皆川課長より、質疑につきましては、出席職員より対応いたしますので、よろしくをお願いいたします。

【佐藤（正）副委員長】 皆川人事課長。

【皆川人事課長】 それでは、総務部人事課所管の令和3年度決算内容につきまして、決算特別委員会説明資料に基づきご説明させていただきます。タブレット資料は、060人事課2ページをご覧ください。令和3年度決算人件費概要で、会計年度任用職員分を除いたものでございます。項目別に人件費を分類した内容で、それぞれの項目の上段が令和2年度の決算、中段が令和3年度の決算額、下段が対前年度比率でございます。一般会計と各特別会計で集計しておりまして、人件費の総額につきましては、表の一番下の合計欄右端の中段の数字で33億4,977万8,714円でございます。内訳としましては、コロナウイルスワクチン関連業務や衆議院議員選挙により職員の時間外手当が増額した一方で、一昨年度実施の国勢調査の調査員報酬の皆減や昨年度の人事院勧告に基づく期末手当の支給率の減の影響等で減額したことにより、前年度比で5,150万6,847円の減で、率にいたしまして1.51%の減となっております。

続きまして、タブレット資料3ページをご覧ください。会計年度任用職員の人件費概要でございます。会計年度任用職員のくくりの合計欄につきましては、一番右側が全会計の総合計となりますが、その中段にあります今年度合計につきましては、2億6,793万7,224円で、前年比で5,394万6,909円の増で、率にして25.21%の増となっております。主な増額理由といたしましては、ワクチン集団接種に伴う採用や外国人英語指導者の増員によるものとなっております。会計年度任用職員を含めた3年度の全体の人件費総額としましては、表の一番下の総合計の段の一番右側中段になりますが、36億1,771万5,938円となりました。

引き続き、タブレット資料は4ページをご覧ください。会計年度任用職員の雇用実績でございます。令和元年度以前は非常勤職員、臨時的任用職員と臨時職員に区分されていたために2年度以降と表記位置づけに違いがございます。一番上の段になりますが、令和3年度については330人で、賃金総額の2億4,571万4,818円につきましては、先ほどご説明いたしました人件費概要(2)の会計年度任用職員の合計額から共済費を除いた額となっております。

次に、タブレット資料5ページに、各課で雇用している会計年度任用職員の職種内訳及び前年度比較をおつけしておりますが、表の中ほどの健康づくり課の予防費につきまして、ほぼワクチン集団接種に係ったものという状況でございます。そのほかの内容については後ほどご覧いただければと存じます。

続きまして、タブレット資料は6ページをご覧ください。事業費別歳入歳出決算の概要についてご説明いたします。決算書は51、52ページ、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費でございます。まず、職員給与費でございます。特別職2人を含む職員86人分の給料、職員手当等及び共済費でございます。

続いて下表をご覧ください。職員給与費の特定財源でございます。歳入番号①、決算書は31、32ページ、環境課の犬の登録手数料184万9,570円のうち59万1,783円、また次に、歳入番号②、決算書は37、38ページ、財政課の市町村移譲事務交付金423万3,207円のうち179万2,925円を給料、職員手当等に充当しております。

続きまして、タブレット資料は7ページをご覧ください。決算書は53、54ページ、2款総務費1項総務管理費2目人事管理費でございます。初めに人事管理経費でございます。報酬及び職員手当等は、職員の育児休業や療養休暇等に伴い人事課で雇用した会計年度任用職員分で、24名分の報酬等でございます。次に共済費は、地方公務員災害補償基金負担金と社会保険料、災害補償費は、公務災害に対する療養補償でございます。旅費につきましては、職員の普通旅費と会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償

でございます。次に、需用費の消耗品費は、職員用の椅子や庁舎入り口に設置している検温器の案内板等の購入費用、被服費は、職員の作業服の購入、医薬材料費は、職員の常備薬及び抗原検査キット購入費用でございます。次に、委託料は、令和5年度より始まる定年引上げに伴う人事課題等検討のための事務委託料、負担金補助及び交付金は、非常勤職員の公務災害補償負担金でございます。

続いて、下表をご覧ください、人事管理経費の特定財源でございます。歳入番号①、決算書は35、36ページ、子育て支援課の感染症予防事業費等国庫補助金138万9,000円のうち135万1,000円を報酬に充当しております。

次に、タブレット資料8ページをご覧ください。職員力向上事業費でございます。組織マネジメントを強化し、役割や支出に応じた職員育成のほかICT技術を活用した業務の効率化やペーパーレス化を図るものでございます。報償費は、職員表彰に係る記念品の購入費用で、令和3年度は1件の業績に対して1名の職員を表彰しており、町共通商品券を購入した経費でございます。役務費は、人事評価システムに係る通信運搬費で、システムの更新時期に合わせ操作性のよい汎用型の評価サービス利用に切り替えることとしたため、4年度からの運用に向けて3か月の準備期間を要することとなったことから、先行的に必要となった費用でございます。次に、委託料は、キャリアデザイン研修委託、職員採用試験事務委託、人事評価システム運用委託、そして庶務事務システム導入業務委託に係る委託料でございます。キャリアデザイン委託は、職員研修として実施したもので、NPO法人を介して若手女性職員と地域課題に関心のある女子大学生が連携して地域課題の解決に取り組むことにより、女性職員のマネジメント能力の向上を狙ったものでございます。また、庶務事務システム導入業務委託は、勤怠管理に関する事務の省力化及びペーパーレス化をするためのシステム導入に係る委託料でございます。なお、不用額の主なものは備考欄に記載のとおりでございます。当該経費に係る財源は全て一般財源でございます。

続きまして、タブレット資料は9ページをご覧ください。職員健康管理経費でございます。報酬は、健康相談、健康指導をお願いしております産業医への報酬、委託料は、職員の健康管理のための健康診断及びそれに伴う再検査を医療機関に委託した経費でございます。なお、当該経費に係る財源は全て一般財源でございます。

続きまして、タブレット資料は10ページをご覧ください。職員福利厚生経費でございます。地方公務員法第42条の規定によりまして、職員の元気回復、その他福利厚生を行う団体であります寒川町職員福利厚生会への事業委託料でございます。なお、当該経費に係る財源は全て一般財源でございます。

続きまして、タブレット資料は11ページをご覧ください。職員研修経費でございます。職員人材育成基本方針に基づき年間の研修計画を立案し、職員の能力向上に向けた各種の研修を実施いたしました。報償費は、今年2月に開催した公民連携講演会の講師謝礼でございます。旅費は、研修に参加した際の職員旅費、役務費は、通信教育利用に係る通信運搬費、負担金補助及び交付金は、日本経営協会をはじめ各種受講負担金でございます。なお、当該経費に係る財源は全て一般財源でございます。

続きまして、歳入の一般財源分についてご説明させていただきます。タブレット資料は12ページをご覧ください。決算書は45、46ページ、20款諸収入4項雑入1目雑入でございます。2節の総務費雑入の市町村振興協会研修事業助成金は、町職員が市町村職員中央研修所などで開催する研修を受講するに当

たり、公益財団法人神奈川県市町村振興協会より受講費の一部の助成を受けるものですが、3年度につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の状況により、当初の宿泊予定から急遽変更し、オンライン研修のみとなりましたので、負担金が発生しなかったため助成がございませんでした。

続きまして、8節雑入のその他113万4,195円は、職員向けの遺族共済年金補完事務手数料や地方公務員災害補償基金令和2年度確定負担金還付金等でございます。

説明は以上です。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

【佐藤（正）副委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いします。

黒沢委員。

【黒沢委員】 まず、ページでいうと8ページ、委託料の庶務事務システム導入ですね。委託が3つぐらいあったので、それがどういう関係なのかというのをもうちょっと詳しく知りたいんですが、システム導入に関して、この委託料は執行率60%ぐらいですけど、例えばシステムについては、町が想定していたしっかりとしたものが導入できたのかどうかということがまず1つ、それからこのシステムを導入することによって職員の業務の効率化とかというお話がありましたが、令和4年の当初から運用をスタートすることになっているかと思いますが、それまで準備期間の中でしっかりと研修等が行えたのかどうか、その辺についてもう少し詳しくお話いただければと思います。

次に、ページでいうところの11ページ、委託料が全く今回使われておりませんでした。52万4,500円、備考欄を見ますと、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う研修の中止による不用額と出ていますが、先ほど説明の中で触れられていなかったんですけども、これは1つの研修が中止になったものなのか、それから当然研修として予算を取っていたので、研修に参加できなかったことによる影響とかも考えなきゃいけないし、その影響について今後どのように対応していくのかというところの見解をお知らせいただきたいと思います。

それから人事課は、職員の資質の向上とか、それからやる気のアップだとか、スキルのアップだとか、そういうところをしっかりと旗振り役として見ていかなきゃいけないのかなと思うんですけども、予算の実施計画の部分を見ますと、実施計画の評価のところ、13分の9ページを見ると、職員の資質の向上とかに関する部分については、最後のところにうたっているわけですが、まず1つが、まちづくりを支える組織と基盤づくりとして、目標値としては毎年5%ずつ自身による自発的な取組を行っている職員を増やしていきますよと目標値を立てているわけですが、これが実質値はゼロ、これはコロナの中で評価できるようなことができなかったのかどうかということと、あともう一つその下、職員力指数、モチベーションが向上した職員の割合、これも毎年5%ずつ上げていきますよと目標値を設定されておりますけども、実績値としてはマイナス0.29ということは、これまでよりもやる気をなくしてしまった職員が増えたという結果が出たとか取れないんですけども、ここを人事課としてどう分析して、どう捉えて、今後どうしていくのかというものがあるのかどうか、その辺について見解をお聞かせいただければと思います。

【佐藤（正）副委員長】 皆川課長。

【皆川人事課長】 順次お答えさせていただきます。1点目の庶務事務システムにつきまして、町の

想定どおりの機能が図られているのかというご質問でしたが、人事課で所管しております庶務事務システムにつきましては、勤怠管理、出勤簿、また休暇申請等の手続につきましては、今までは紙で処理していたものが電子入力等で行われているものでございます。これにおきましては、ペーパーレス化とともに月締めの特に忙しい時期の事務処理を行う部分を電子化することによって自動計算することで、職員の省力化も図り、その分を業務に投入していただけるような形で行っているものでございます。これにつきましては、確かにこちらの当初の予算での委託料からかなり不用額になっているという状況なんですけれども、こちらにつきましては、ほかの公文書システム、また企画政策のICT推進担当で行っているグループウェア、メール管理、あるいは掲示板、スケジュール管理のソフトと併せて行ったプロポーザルの中で遜色ない操作性という形で評価しておりますので、実際今動かしている中では特に問題なく動いているものと捉えております。

2点目の効率化を進める中で準備期間にしっかりできたかという中では、前段の総務課のところでも答弁されていましたが、コロナ禍で説明会を全体的に対面でやるべきところで想定していたものが、実際はイントラで動画配信だとか、あるいはマニュアル作成という形で職員の方々になかなか理解が当初難しくなるだろうという形の研修にはなってしまったと思っているんですけども、そもそも今回のシステムにつきましては、感覚的にアイコン等を駆使した画面となっておりますので、ある程度皆さんも触ってみれば動くんじゃないかというような操作性を持った機能で行っておりますので、導入当初は戸惑いもあったようなんですけれども、今現在は比較的問合せも少なく動いているものと考えております。

次に、11ページの研修経費の委託料の52万4,500円の支出をしなかった部分につきましては、こちらにつきましては、町で実際主催する階層研修、管理職研修と主事級研修を予定しておりました。こちらにつきましては、管理職につきましては、1日の予定の研修で、主事級につきましては、宿泊を伴う研修で、その2つの研修につきまして専門の業者に委託して行っていただく予定だったんですが、実際行えなかったという形で、この2つの自前の研修が行えなかったという状況でございます。

研修ができなかった影響というご質問がありました。こちらにつきましては、確かにスケジュールどおりといいますか、計画どおり行っていかないと、遅れた分が職員の今後のキャリアパスについても影響を及ぼすものと思うんですが、これにつきましては、早い時期に行えるような対応を取るとともに、いろんな形で研修を実施しながら対応していければなと思ってございます。

【佐藤（正）副委員長】 三澤副主幹。

【三澤副主幹】 では、施策目標についてのお尋ねになります。自身による自発的な取組を行っている職員の増加割合というところで、今年度5%の増加を目標としておりましたけども、人事課としても掘り起こしが足りない部分もございまして、基準年からすると5%は上がらなかった、それ以上のものが出てこなかったというところなんです。件数自体がそこまで上がらなかったというところでゼロになっております。事業目標のモチベーションについてでございます。こちらは職員のモチベーションに関わるアンケートを行いまして算出しております。基準値ではモチベーション指数を最大100で表すと70まで到達している現在状況でございます。その中でマイナス0.29の減少ということで、全体としてはおおむねモチベーションは70まで到達しているという状況でございますので、決して低い状況ではないとは考えております。しかしながら、値は増加を目指しているところを減少したことについては、人事課とし

でも重く受け止めているところです。こちらの減少の意見につきましては、要因ですけども、職員からの意見では、新型コロナウイルス感染症への対応など業務量が増大したことや本来行うべき業務への大きな影響、対面を制限される状況など公私共に新型コロナウイルス感染症の影響が大きかったということがあったと意見としていただいております。

その辺のモチベーションを上げるためにどうしていくかというところでは、業務の目的を明確に持ってもらいながら、それに向けて努力していただく、目標に向けたところが必要になってきますので、こちらも制度の見直しとともにやっていきたいと考えております。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 まず、庶務事務システムについては了解しました。職員の研修なんですけど、町で委託をかけましたということなので、委託先と例えばリモートでの開催ですとか、それから動画の視聴権利の買取りだとか、そういった検討ができなかったのか、そういうものでは済まないものなのか、その辺はどういう判断の下中止としたのか、もう少し詳しくお話しいただければと思います。

それから職員のやる気の部分なんですけど、確かにコロナで業務、事務量が増えているというのは、それは事実としてあると思います。ただ、そういうときだからこそ人事課としての力の見せどころといえますか、そこが問われる、わざわざ寒川町が人事課を持っているわけですから、人事課をつくっていただいた意味というのがこういうところに出てこない、もったいないなという気がするんですよ。

今法律とか町の条例等で、例えば産休が取りやすくなっていますよとか、それから資格を取るための休暇も取りやすくなっていますよとか、そういう働き方改革の中で、公務員の皆さんは働きやすい職場になっていっていると思うんです、徐々に。ただ、コロナの影響があったというのは否定はしませんけれども、そういう状況の中であってこういう結果が出てくるというのは非常に残念だなという気がしています。例えば具体的な方法として、1つは、お金で解決するということもあるんだけど、そこはなかなか難しいし、多分次に横手さんがやると思いますから、あれですけど。任用職員の皆さんの職種を見ると、いわゆる有資格者の方が結構いらっしゃるじゃないですか。例えば寒川町で働いていると、いろいろな資格を取ることにもチャレンジできるとかということがインセンティブとして町の中であれば、自分で自発的に力をつけよう、こういう仕事にも挑戦してみよう、それから新しく就職先、いろんな公務員の試験があると思いますけども、就職先として選ぶときに、寒川町は職員に対しても資格を取るための例えば資金的な援助だとか、休暇をもっと取りやすくしているとか、長く取れるとか、そういうことを考えられるのであれば、考えていったほうがいいと思うんです。具体的なやる気を、モチベーションを上げる、やる気をもってこの現場で働いてもらうということを考えると。これが正しいかどうかというのは分かりませんが、人事課としてそういうことに取り組んではどうかとか、いろんな他市町村の先進事例とかも研究しながら、どうやったら職員にやる気を持ってもらえるのかということを実際に考える、真剣に考えてくれていると思いますけども、これまで以上に、コロナを経験して、こういうこともあるということですよ。事務量が1年、2年の間で急に増大した、それでも職員のモチベーションを維持するにはどうしたらいいのかということ、このコロナを経験したことによって生み出していかなきゃいけないかなと思っているんですよ。その辺について、先ほど目標を持ってもらうとか、それは

通常一般として当たり前の精神論になると思いますから、町として具体的にどういふことをすることによって職員のやる気が向上していくのか、自発的に仕事に取り組むという、そういったモチベーションを生み出せるのかということをもっと真剣に考えるべきかなと思いますけども、いかがでしょうか。

【佐藤（正）副委員長】 三澤副主幹。

【三澤副主幹】 1問目にいただきました研修についてでございます。庁内の階層別研修につきましては、集合を基本として開催しているところでございますので、ぎりぎりまで集合研修というところで検討していたんですけども、コロナで難しいということで見送りをさせていただいたところでございます。また、庁内研修以外にも派遣研修というのをやっているんですが、派遣研修もコロナの状況で外部の研修機関が止まってしまっていたという状況もございましたので、それを補完するというところで、試行的にはやりますけども、オンラインでの研修について自分で学べる受講できる研修というのも導入させていただきまして、そちらを試行的に始めているところでございます。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 皆川課長。

【皆川人事課長】 2つ目のやる気等を向上させる施策としての資格チャレンジといった内容につきまして答弁させていただきます。昨年度につきましては、コロナのワクチン等の対応等、またイベントをほとんど自粛している状況で、職員が本来達成感を持つべき事業だとかができなかった状況で、閉塞感があったということは、今ご理解いただいているところだと思います。ポイントとしては0.1ポイント落ちたという結果が、先ほどの0.29がマイナスという形になっているので、横ばいとは言えないんですけども、それでも職員は頑張っただけモチベーションを維持していると考えているところです。

そういった中でも確かに任用職員は資格を持っている職員もおりますので、そういった方々とのつながり等で、またそういったところへの動機づけ等を基にして、資格へのチャレンジという形でそこに助成等をする必要もあるんじゃないかという話があるんですが、他市町の研究は今後していきますが、神奈川県でもタレント制度という形で例えば何かに秀でているものだとか、イラストがうまいとか、あるいは資格を持っているとか、県なんかは、法的な資格も持てるような学校に通いながら職員として働いている方もいらっしゃいますので、そういった方々はタレント登録という形で、これを人事評価に反映させているという情報も聞いていますので、町としても資格だとか、あるいは技能を持った職員が人事評価の対象として加味されるようなシステム等も考えられますので、そういったことも含めて今後研究してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 最後になりますけど、人事課として、職員の皆さんは一生懸命頑張っていたで、モチベーションも保とうと一生懸命頑張っていたで、それは重々承知の上でお話しさせていただいているんですが、だから人事課として、そこで現状維持でしたとか、そういう評価では、多分責任を持つ人事課としてそういう評価でいいのと思っちゃうんですよ。本来上げなきゃいけない。確かにコロナはあったかもしれないけど、本来やる気のある職員を5%増やしますよと目標値を立てて実施計画を作っているわけじゃないですか。それをコロナのせいですと終わらすのは簡単かもしれないけど、コ

ロナになっても職員の皆さんも本当に一生懸命頑張っていたでいて、事務が増えても頑張っていたでいて、その頑張りに支えられているんだけど、だからそれが現状維持でしたという評価を、担当課がそういう気持ちでいるのはどうかなって私は思っちゃうんですね。もし何か答弁があれば。

【佐藤（正）副委員長】 皆川課長。

【皆川人事課長】 申し訳ございません。当然現状に負けない形でモチベーションを上げていけるような施策等について今後努めてまいりたいのでよろしくをお願いします。

【佐藤（正）副委員長】 他にございますか。

横手委員。

【横手委員】 黒沢委員とちょっと重複している部分が結構あつたりするんですけども、先般の本会議場で野崎部長がおっしゃっていましたが、新人がなかなか来づらい環境にもあるという話もありましたので、人事の大本のところから昨年度の決算も含めなんですけども、いろいろ聞いていきたいなと思います。

まず、人材育成という話がありました。もちろん基本的には入庁された職員がジョブローテーションをしていくと思うんですけども、ジョブローテーションのベースみたいなものがある程度あるのか、例えば入庁10年目ぐらいまでには3年ずつ、もしくは2年ずつで変わっていくよというのがあるのかどうか、それからよくある話なんですけど、そこから先なんですけども、何でもできるジェネラリストを育成していくのが大まかなところだと思うんですけど、民間企業だと、その辺から、5年目ぐらいから例えば広告会社でいうとクリエイティブな部門、マーケティングの部門、それからフロントに出る部門、いわゆるバックオフィスとフロントオフィスみたいなところにはっきり分かれてくるところがあります。だからそういう広報のスペシャリスト、マーケティングのスペシャリスト、財務のスペシャリスト、それからそれこそ人事のスペシャリスト、それから福祉のスペシャリストみたいなスペシャリスト育成のローテーションみたいなのを今やっているのか、やっていないのか、それを教えてください。

それから、異動の希望というのはどうなっているのか。どういう形で異動の希望を聞いて、それに沿う形になっているのかどうかというのを教えてください。

それから、より高度なケーパビリティ、能力を持った職員を育成していくというのは、どういうふうに職員を育成しているんですかと聞くんですけど、外部の力だったり、よその人の力を借りなければいけないんだろうなと思います。そのときに例えば国家公務員だったら人材交流というのはできますよね。それから、総務省の地域活性化起業人制度ですか、これを使えば例えばマーケティングのプロ、財務のプロ、それから会計のプロみたいな人でもいいと思います。法律のプロフェッショナルみたいな方を呼んでくることはできますけど、たしか寒川町はそれに該当しないですよね。受入れできるに当てはまらないと思うので、そういう場合には優秀なケーパビリティを持った方を組織に組み込むためには、業務委託という形になってしまうのか、もしくは中途採用、それからもう一つは、企業と企業とで、業務委託というよりも、包括的な連携協定みたいなものをするしかないのか、そこについてお聞かせください。

それからリバーズメンター制度と僕最近よく言っているんですけども、いわゆるメンター、トレーナーですよ。通常だと入庁例えば5年目の方が1年目の新人に教えていく、ところがある程度の年齢になった部長、課長クラスになってくると、ICTだったり、それから教育、それから子育てというところ

ろが若干疎くなっていく中においては、若い人たち、まさにその年代の人たちが今どう考えているのか、逆に上に教えていくような制度、いわゆるリバースマンターという考え方なんですけども、これが必要になってくるんじゃないかなと思うんですが、そういうことを誰かがやってみませんかということを行った人がいるのかどうかお聞かせください。

それから、人が来るには、ほかのところと比べて、ほかのところに行っちゃうというようなことなんですけど、人が来るには、もちろん企業としての魅力の中にいろいろな要素があると思います。まずは例えばホンダとか松下みたいに、本田宗一郎さんだったり、松下幸之助さんのようなカリスマ的な経験者を見たいと、今でいうと、孫正義さんかもしれませんね。のそばで働いてみたいというような方、トップのまさにカリスマ性にほれ込むようなことであつたり、それから当然ですけど、お金、給与が高いかどうかということ、分かりやすく言うとキーエンスとか、東京エレクトロン、非常に給与の高い企業があります。僕の友人も東京エレクトロンで働いていますけど、めちゃくちゃお金がいいんですよね。めちゃくちゃ幸せだと言っています。仕事がどうかというよりも、そこにいることがハッピーだと言っている。それとさっき黒沢委員が言いましたけど、まさに研修制度だと思うんですね。研修制度のやり方もいろいろあつて、例えば弁護士を目指している人、パラリーガルの人を入れてもいいじゃないですか。その人が弁護士資格を取るためのお金をバックアップする、それから例えばいろいろな事情があつてどうしても大学に、特にお金ですよ、で高校しか出られなかった人の大学の学費を出してあげるとか、そういう制度をやっていくことによって、あそこは魅力的だなという制度をつくらなければ駄目だと思うんですね。人、それからお金、あともう一つは福利厚生ももちろんですよ。女性の活躍というのが言われていますけども、だったら思い切ってこの役所の中に保育所を造ってしまう。それこそ昼に子どもを見にいける、夜終わったらすぐに一緒に帰れる、熱が出ましたといたらそのまま帰れるような、そういうところまでやってみたら、考えてみたらどうかなと思います。

それと、最後なんですけれども、これだけ決算で本当に皆さんがご努力されて、お金が相当余つたという言い方がいいのか分からないんですけども、しっかりと使うべきところに使って、僕は使うべきところに使って、本当に無駄遣いをしなかった結果だと思っています。ということは、本当に職員の方たちの努力によってこれができた成果だと思いますので、そういう部分で職員の方たちに対して何らかのペイバックという言い方がいいのか分からないんですけど、報酬みたいなものを一律で出すような制度というのはないのでしょうか。取りあえず以上教えてください。

【佐藤（正）副委員長】 大きく6点ほどですかね。順次答弁をお願いします。

皆川課長。

【皆川人事課長】 まず1問目、入庁10年の中でジョブローテーションがあるかどうかというところなんですけども、取決めとしてではなく、基本的には入庁から10年の中で3か所ぐらいは動いてもらいたいという形の考え方は持っております。ただ、それが各所属の配置状況によってはなかなかかなわない部分もあるということも確かでございます。

【佐藤（正）副委員長】 三澤副主幹。

【三澤副主幹】 スペシャリスト育成のローテーションについてですけども、具体的なローテーション先導というのは特にはございません。今はスペシャリストになってくるという形では、業務において

どのぐらいのスパンでその業務を行っていくかというところで、プロジェクト的な業務のところでは長くスペシャリストとしてやられている方もいるので、その状況に応じて少し現在は変わっております。

続いて、異動の希望ですけれども、こちらは年1回異動希望を全職員に取っております。その意向を人事で確認しまして、配置の状況を見ながら検討しているところでございます。また、能力、外部の力を使うというところでは、現在町では広報であったり、産業振興課であったり、マネージャーという形の登用をしているところでございます。今後については、恐らくDX関係とか、新たな知見などが出てくると思いますので、外部人材の登用ということは必要になるかとは思いますが、まだ具体的な方策というのは今のところない状況でございます。

続いて、リバースメンターというところでお話ございました。下から上へというところでございますけれども、現在そういう制度はございませんが、今後定年の引上がございまして、60歳で役職定年になるというところで、60までの管理職の方がそれ以降平に落ちて、引き続き働いていただくということになりますので、働き方については今後検討していくべきことではないかとは考えております。

【佐藤（正）副委員長】 皆川課長。

【皆川人事課長】 次の研修制度、弁護士等、あるいはパラリーガル等を雇ってみることはないのかという話です。資格職、あるいはそういった高度な能力を持った方については、報酬等、給与の関係等もありますので、今後の検討にはなるかなと思います。保育所、あるいはまた職員の功績に対して報酬という形については、現行の制度上は厳しいところだと思いますけれども、各自治体の取組の中で可能なものがあれば研究していきたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

【佐藤（正）副委員長】 横手委員。

【横手委員】 まずジョブローテーションと、それからスペシャリストの育成については分かりました。大体10年間で3か所ぐらいいたけども、具体的にその制度はないというのは、よく分かりました。それから、2つ目についての異動の希望を意向を取っているということ、それに沿う形かどうか、もちろん企業ですから、いろいろ人事はあると思いますので、その時々で合う合わないというのは当然あると思いますので、それは分かりました。それから、より高度なケーパビリティ、ナレッジ、それからスキルを持った方の力を借りるという状況では、今のところ業務委託という形だけなのかなと思います。これは今は分かります。少なくともその形があるだけでもいいかなと思うんですが、今後のことについては、また別のところで提案させていただきたいと思います。それからリバースメンター制度は、まだこれから検討しなければいけない制度かもしれませんが、今後定年延長というところの中では必要だという認識があるというのは分かりました。

それと、すみません。もう一回5番目の話をさせてもらおうと、人を呼び込むためには、それこそカリスマ的な経営者がいるか、もしくはお金か、給与か、もしくは福利厚生か、もしくは何らかの研修制度、そういった研修制度の中に例えばパラリーガルの人を入庁させて、その人が弁護士になる資格を取るためのバックアップをしてあげたらどうですかということ、あと例えばどうしてもいろいろな事情で大学に行けなかった人で、入ってきた方で大学に行きたいという方がいたら、その人の学費を払うような制度をしてみたらどうでしょうか、そういう考え方を持って今後やっていけば少しでも人が入るんじゃない

いでしょうか、少しでも人が振り向いてくれるんじゃないでしょうかというのに対してのご意見を伺いたかったので、そこだけもう一回お聞かせいただけますか。それと6つ目、これはもしかしたら制度的な問題なのかなと思うので、例えば総務省に、それこそ要望書なのか、意見書なのかを議会と、それから町でしていくようなことになるのかなと思っておりませんが、少なくともしっかりと結果を出したところについては、ちゃんとそれなりの報酬というものを僕は払っていくべきだと思いますし、そこはまた別のところで交付税の不交付団体になったときのインセンティブも含めて一緒に提案させていただきたいと思います。

それと、あれなんです、3番目の高度な人材のところ業務委託だけという話でしたけども、今副業人材の採用みたいなのをやっているところもあったりするんですね。副業人材というのは、法律的というか、寒川町の制度的には可能なのか、副業人材で5人の、分かりやすく言うとマーケティングのプロフェッショナルを月5万円で雇います。ただし、彼らには月2回ズームで会議に参加してもらって、課題を与えて、それに対してバックをもらうような形を取るような副業人材の使い方があると思うんですが、そういうようなのをこの寒川町の制度において可能かどうかというのを教えていただけますか。2つ、今のと前の研修制度、そういうバックアップ制度の考え方について町はどう考えるのかお聞かせください。

【佐藤（正）副委員長】 皆川課長。

【皆川人事課長】 1点目の人を呼び込むためにというところの質問でございますが、確かにインセンティブ、あるいは魅力を持って入っていただくための工夫はしなければいけないんですけども、財源等の絡みもありますので、いろいろ検討はさせていただきますが、今後の材料とさせていただきます。副業につきましては、フルタイムの常勤職員であれば当然副業はできないという形になっております。ただ、今会計年度任用職員も公務員として扱っておりますので、そういった中では勤務時間等の条件によりましては副業もできる職員もおりますので、そういった部分につきましては、常勤じゃありませんけども、そういった部分では可能かと思えます。

【佐藤（正）副委員長】 横手委員。

【横手委員】 分かりました。難しいお話を言っちゃったかなと思っているんですが、取りあえずいろいろ分かりました。総括で幾つかまとめた形で総括的なものをやらせていただこうかなと思うんですけども、特に副業人材の考え方をもう一回、勘違いしないしてほしいんですけども、ここで働く人が副業的な存在なんですけども、まさに副業的な立ち位置で寒川町に関わっていただくということです。だから考え方は間違っていないんですけども、スペシャリストで例えば様々な企画をたくさんの方でやっている方が、常勤じゃなくてもレギュラーベースで寒川町に副業で携わっていただくというような制度が可能かどうかというところをしっかりともう一回確認しておいてほしいなと思いますので、よろしくをお願いします。

【佐藤（正）副委員長】 他にございますか。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）副委員長】 それでは、ほかになければ、これで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、総務部人事課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【佐藤（正）副委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、続きまして、総務部財産管理課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

野崎総務部長。

【野崎総務部長】 それでは、財産管理課の審査をお願いいたします。説明は濁川課長より、質疑につきましては、出席職員より対応いたします。よろしくお願いいたします。

【佐藤（正）副委員長】 濁川財産管理課長。

【濁川財産管理課長】 それでは、総務部財産管理課所管の令和3年度決算につきまして、決算書及び説明資料により説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

決算書は55、56ページの2款総務費1項総務管理費6目財産管理費でございます。タブレット資料は2ページをご覧ください。資産経営事務経費であります。指定管理者選定委員会に要する経費及び町有財産を良好な状態に保ち適切に運用管理するものでございます。報酬は、指定管理者選定委員会の外部委員への報酬、旅費は、同じく指定管理者選定委員会の外部委員の費用弁償、役務費は、町有財産のうち財産管理課所管分の総合賠償補償保険料、建物災害共済保険料、自動車共済保険料でございます。また、その他主な予算の増減額の理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

タブレット資料は3ページをご覧ください。管財事務経費であります。管財事務の円滑な運営を図るものでございます。旅費については、職員の旅費でございます。また、不用額につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

次に、タブレット資料は4ページをご覧ください。庁舎等維持管理経費であります。庁舎建物等及び設備の保守、保全、管理を行うことにより、町民の利用の便に供し、公務の円滑化を図るとともに、建物の美観及び使用期間の延長を図るものでございます。需用費消耗品は、庁舎の維持管理に係るトイレトーパーや蛍光灯、新型コロナウイルス感染防止対策として、非接触温度計や空気清浄機の紫外線ランプ台などを購入してございます。燃料費は、庁舎の維持管理に係る燃料代、光熱水費は電気、ガス、水道代、修繕料は、老朽化した機械設備等の修繕料で、本庁舎敷地内の区画線修繕、鉄管加圧給水ポンプユニット修繕、分庁舎2階空調機修繕が主なものでございます。役務費は、電話代や簡易専用水道検査及びPCB含有検査手数料、委託料は、庁舎に係る総合管理業務委託料や消防用設備保守点検委託料など、使用料及び賃借料は、庁舎の空調機のリース料など、工事請負費は、本庁舎1階女子トイレほか改修工事及び庁舎等防水工事、原材料費は、来庁者駐車場の補修用材料として常温合材を購入してございます。備品購入費は、新型コロナウイルス感染防止対策として、非接触温度測定機及び空気清浄機の購入など、負担金補助及び交付金は、寒川町危険物安全協会への年会費でございます。なお、不用額の主な理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

続いて、下表をご覧ください。庁舎等維持管理経費の特定財源でございます。歳入番号①、決算書は33、34ページの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、備品購入費に充てております。

歳入番号②、決算書は39、40ページの県大気汚染常時監視測定網交付金につきましては、光熱水費に充てております。

歳入番号③、決算書は45、46ページの下水道事業事務費負担金334万円のうち光熱水費へ48万5,000円、電気料の役務費に6万2,000円、庁舎維持管理等の委託料に87万4,000円、計142万1,000円を充てており、こちらは財政課で説明したものとなります。

歳入番号④、決算書は47、48ページの自動販売機等電気使用料は、光熱水費に充てております。

歳入番号⑤、決算書は47、48ページの町民センター分電気使用料については、本来町民センターの指定管理者が電力会社に支払うべきものを、庁舎と町民センターが一体不可分なため一括して支出していることから、実費相当分をいただくもので、光熱水費に充てております。

歳入番号⑥、決算書は47、48ページの町民センター分上下水道使用料についても、先ほどと同様の理由から実費相当分をいただくもので、光熱水費に充てております。

歳入番号⑦、決算書は47、48ページの町民センター分空調及び清掃ほか管理委託負担金については、従来庁舎と町民センターを一体として管理委託していたものを、町民センターに指定管理者制度を導入したことで管理委託を分割することは効率性に欠けることから、これまでどおり庁舎と町民センターを一体として管理委託しており、その支出については町民センター分を含んでいることから、指定管理者から実費相当分をいただくもので、委託料に充当しております。

歳入番号⑧、決算書は47、48ページの町民センター分管理委託時間外負担金についても、先ほどと同様の理由から実費相当分をいただくもので、委託料に充当しております。

歳入番号⑨、決算書は47、48ページの広告付案内地図板電気使用料については、本庁舎ロビーに設置した案内板が電気を使用することから、実費相当分をいただくもので、光熱水費に充当しております。

歳入番号⑩、決算書は49、50ページの庁舎等維持管理事業債については、工事請負費に充てており、こちらも財政課でまとめて説明したものとなります。

次に、タブレット資料5ページをご覧ください。庁用自動車管理経費であります。庁用自動車を整備、管理し、交通安全の確保を図るとともに、効率的な運用と適正な管理をする経費でございます。需用費消耗品費は、公用車に係る消耗品代、燃料費は、ガソリン代等、修繕料は、車検整備代、定期点検代など、役務費は、車検に伴う印紙代や自賠責保険料及び自動車損害共済基金分担金でございます。使用料及び賃借料は、有料道路通行料及び公用車4台分のリース料、備品購入費は、軽自動車を1台購入したものでございます。負担金補助及び交付金は、茅ヶ崎安全運転管理者会への補助金など、公課費は、車検に伴う自動車重量税でございます。

続いて、下表をご覧ください。庁用自動車管理経費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は45、46ページの下水道事業事務費負担金334万円のうち負担金補助及び交付金へ1万9,000円を充当しており、こちらも財政課で説明したものとなります。

次に、タブレット資料は6ページをご覧ください。建築営繕事務経費であります。営繕工事における概算見積書や設計書等の作成、工事等の発注及び管理といった建築営繕事務を円滑に行うための事務経費でございます。旅費は、職員の旅費で、需用費消耗品は、建築工事設計に係る参考図書代等の購入、使用料及び賃借料は、営繕積算システム使用料など、負担金補助及び交付金は、公共建築設計業務等積

算システム使用負担金でございます。なお、不用額の主な理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

次に、タブレット資料は7ページをご覧ください。公共施設再編計画進行管理経費であります。寒川町公共施設等総合管理計画に基づき公共施設再編計画の外部委員会における進行管理等を行うための事務経費でございます。報償費は、外部委員会委員のうち学識経験者への謝礼でございます。旅費は、職員の旅費でございます。なお、不用額の主な理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

次に、タブレット資料8ページをご覧ください。公共施設再編計画実施事業費であります。公共施設再編計画に基づき実施する事業費でございます。工事請負費は、庁舎敷地内にあります自家発電設備の改修工事でございます。

続いて、下表をご覧ください。公共施設再編計画実施事業費の特定財源でございます。歳入番号①、決算書は39から42ページの市町村自治基盤強化総合補助金2,409万円のうち792万7,000円は工事請負費に充当しており、こちらも財政課でまとめて説明したものととなります。

歳入番号②、決算書は49、50ページの公共施設再編計画実施事業債2,710万円も工事請負費に充当しており、こちらも財政課でまとめて説明したものととなります。

続きまして、歳入の一般財源分について説明させていただきます。タブレット資料は9ページをご覧ください。決算書は29、30ページの13款使用料及び手数料1項使用料1目総務使用料1節総務管理使用料の行政財産使用料16万2,712円のうち財産管理課所管の14万1,828円は、役場敷地内に設置しております金融機関のATMや公衆電話、自動販売機などの行政財産目的外使用に係る使用料でございます。

続きまして、決算書は43、44ページの16款財産収入、財産運用収入、財産貸付収入、土地・建物貸付収入の土地賃貸料でございます。こちら寒川小学校南側の普通財産をさむかわ保育園送迎用の駐車場として貸し付けているもので、収入済額は31万128円でございます。

続きまして、決算書は45、46ページの20款諸収入雑入雑入総務費雑入の広告掲載料338万8,800円のうち財産管理課所管の124万7,800円は、本庁舎1階ロビーに設置している広告付案内地図板フリーWi-Fi付広告付行政情報モニター及び公用車側面に貼っているマグネット広告料でございます。

続きまして、同じく2節総務費雑入の町有自動車共済金等につきましては、公用車の廃止に伴う自動車損害共済解約分担金の返礼金で、収入済額は2,190円でございます。

続きまして、決算書は47、48ページの20款諸収入雑入雑入雑入その他の34万1,586円は、公用車の事故に伴う損害賠償金などでございます。

次に、決算書157、158ページの財産に関する調書をご覧ください。公有財産について説明させていただきます。1、土地及び建物の状況でございます。初めに、土地についての令和3年度中の増減高は、区分欄公共用財産のその他の施設、健康管理センター分として、公簿から実測面積に補正し、0.25平米の減及び2.42平米の増となっております。

次に、同じく公共用財産のその他の施設ごみ集積場用地分として、開発行為に伴う帰属等により43.34平米の増がある一方、寒川駅周辺整備事務所の道路用地141.07平米を道路認定したため減となっております。その他の欄は、寒川駅周辺整備事務所が所管する土地を売却し、201.58平米の減、旧放置

自転車保管用地の面積値を公簿から実測へ補正し、0.04平米の増、0.87平米の減となっております。土地全体の令和3年度中増減高は298.08平米の減となり、令和3年度末現在高は38万3,710.5平米となっております。

次に、建物の令和3年度中の増減高でございます。木造の令和3年度中の増減は、木造につきましては該当なしとなっております。非木造につきましては、公共用財産、学校、寒川小学校焼窯小屋は、その他の施設の町民センター分室にて管理替えに伴い9.94平米の減及び増となっております。その他の施設、町営プールの再整備に伴い、管理棟及び企業庁より購入取得し809.98平米の増及び宮山駅前公衆便所解体による9.6平米の減となっております。非木造全体の令和3年度中の増減高は、800.38平米の減となり、令和3年度末現在高は10万9,867.13平米となっております。公有財産の建物全体として延べ面積欄の令和3年度中増減高は800.38平米の増となり、令和3年度末現在高は11万1,259.01平米でございます。

私からの説明は以上でございます。よろしくご審査くださるようお願いいたします。

【佐藤（正）副委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いします。

青木委員。

【青木委員】 備品購入費が入札結果による執行残ということなんですけども、かなりの執行残ということになっているんですけども、詳細をお聞かせください。

【佐藤（正）副委員長】 濁川課長。

【濁川財産管理課長】 備品購入費は庁舎等維持管理経費でよろしいかと思いますが、庁舎等維持管理経費の備品購入費につきましては、新型コロナウイルス感染症感染防止対策として、こちらにもございます空気清浄機等々を全庁的に当課で購入いたしまして、入札の結果、大幅に減になったという結果でございますので、その辺をご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

【佐藤（正）副委員長】 他に質疑はございますか。

黒沢委員。

【黒沢委員】 ページでいうと3ページでいいかなと思うんですけども、これまで町は、庁舎も含めて様々なところのトイレの環境改善に努めてきていただいていますし、まだ現在進行形かなと思うんですけども、その中で今全国的に広がりを見せているんですが、男性用トイレにもサンタリーボックスの設置が必要ではないかというようなことがありまして、今全国的に男性用トイレにもサンタリーボックスを設置するという動きがかなり多くの自治体で増えているようでございます。なぜ男性用トイレにサンタリーボックスが必要かといいますと、当然加齢によって尿漏れパッド、そういったものを着用される方が増えるというのがあるんですが、そのほかにも例えば男性に多い膀胱がんとか、前立腺がん、こういった方が手術をした後に尿漏れパッドを使用しなければならぬ状態にどうしても陥ってしまうと。ただ、外出したときにそういったものの処理がなかなか難しいというのが現状でありまして、今公共施設から徐々に男性用トイレにもサンタリーボックスを設置するという動きが広がっているところですが、町に対して当該の方からそういった相談を受けたりとか、設置してはどうかというようなご意見等が現状あるのかどうか、なかったとしても私は設置していくべきかなと思うんですけども、その辺について

の町の見解も含めてお聞かせいただければと思います。

【佐藤（正）副委員長】 濁川課長。

【濁川財産管理課長】 ありがとうございます。サンタリーボックスにつきましては、実は先日も業者さんが来られまして、ご提案を受けているところでございます。また、県内の自治体でも市役所等々にサンタリーボックスを男性用トイレにも設置しているといった事例がございます。今そういうご意見等々があるかというようなご質問をいただきましたが、実際のところはございませんが、委員がおっしゃるとおり、これからの時代そういう方々が利用する際に、どうしてもそういったパッドとか、持ち帰るといのはご不便をおかけする部分もあろうかと思っておりますので、設置に向けて調整してまいりたいと考えております。また、庁舎だけではなく町民の方が利用するのが庁舎以外にもございますので、そういったところとも情報共有しながら、町としてどうするのかというのを決定していきたいと思っております。ありがとうございます。

【佐藤（正）副委員長】 他にございますか。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）副委員長】 なければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、総務部財産管理課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【佐藤（正）副委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、総務部税務収納課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

野崎総務部長。

【野崎総務部長】 それでは、総務部の最後になります。税務収納課の審査をお願いいたします。説明は池田課長、それから大平主幹、質疑につきましては、出席職員により対応いたします。よろしくお願いたします。

【佐藤（正）副委員長】 池田税務収納課長。

【池田税務収納課長】 ただいまより税務収納課の令和3年度歳入歳出決算につきまして、私からご説明いたします。なお、説明に当たりましては、お手元のタブレット資料に沿って行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

決算書63、64ページになります。タブレット資料は2ページをご覧ください。税務総務費でございます。職員給与費は、税務収納課職員21人分の給料、職員手当等及び共済費でございます。職員給与費には特定財源が2つございます。下段の表の歳入番号①、決算書は31、32ページの中段でございます。備考欄記載の税務証明手数料等でございますが、こちらは課税証明や納税証明など税に関する証明の発行手数料でございます。

歳入番号②は、決算書の41、42ページの中段でございます。備考欄記載の県民税徴収事務委託金ですが、個人住民税は、町が県民税を含めて徴収しておりますことへの県からの委託金でございます。また、税額の変更等に伴い還付金が生じたときに県民税と合わせて納税者に還付いたしますため、県民税相当分として委託金に歳入してございます。これら特定財源充当額の合計額8,120万8,298円を職員給与費の

支出済額の合計額 1 億4,762万8,899円から差し引きました6,642万601円が本事業の一般財源でございます。

続きまして、タブレット資料3ページをご覧くださいませ。賦課徴収事務経費でございますが、こちらは町税の賦課及び徴収業務全般に係る経費です。旅費は、会議等出席のための職員の普通旅費です。新型コロナウイルス感染症の影響によりまして予定していた会合が中止や書面開催、オンライン開催へと変更されたため、ほぼ執行残となっております。需用費の消耗品費は、参考図書や賦課資料整理用のファイル、バインダー、滞納整理用の事務用品などを購入いたしました。印刷製本費は、納税通知書、申告書、封筒等印刷物や帳票類の作成費用です。役務費ですが、こちらは各税目の納税通知書、申告書、督促状などの郵送料や確定申告書の電子データ受信料、地方税共通納税システムA S P利用料や口座振替の事務手数料等でございます。委託料は、納税通知書の封入処理業務委託、住民税並びに固定資産税それぞれの賦課資料整備業務委託、路線価算定に関する土地評価基礎資料整備業務委託、標準宅地鑑定業務委託、軽自動車税の検査情報提供業務委託、住民税申告書作成システムの保守管理委託、コンビニエンスストア収納代行委託、モバイルレジ、モバイルクレジットの収納代行委託、以上でございます。なお、コンビニエンスストアの納付状況でございますが、令和3年度は6万9,115件で、前年度より1万7,242件の増となっております。また、モバイルレジ、モバイルクレジット、こちらは令和2年より導入してございますが、モバイルレジはインターネットバンキングでございますが、こちらが571件、モバイルクレジット、こちらはクレジット払いですが、1,026件の利用がございました。昨年がモバイルレジ285件、モバイルクレジットが426件でしたので、それぞれ倍以上に伸びております。使用料及び賃借料ですが、国税連携システム、GIS業務支援システム、家屋評価計算システム、滞納整理管理システムの機器借上料でございます。次に、負担金補助及び交付金でございます。決算書はページが変わりまして65、66ページです。支出の内容ですが、確定申告書の電子データを送信するためのシステム開発運営を行っている地方税共同機構への負担金、続きまして、藤沢・茅ヶ崎・寒川で構成し税務署での課税資料収集等を行っております藤沢税務署管内2市1町税務協議会への負担金、次に、県内の14町村で構成し、税制に関する要望活動や軽自動車の課税資料の収集等を行っております神奈川県町村税務協議会への負担金、続きまして、全市町村が加入し、固定資産の評価に関する研究や情報提供を行っている一般財団法人資産評価システム研究センターの負担金、次に、地方税の共通納税、こちらの取扱いに応じて地方税共通機構へ支出いたしました共同収納負担金、最後に、軽自動車税環境性能割、こちらの収納業務を代行する神奈川県へ支出いたしました軽自動車税環境性能割徴収取扱費交付金でございます。続きまして、償還金、利子及び割引料でございます。町税の還付金と過誤納還付加算金でございます、内訳は資料の備考欄に記載のとおりでございます。還付の仕組みですが、例えば法人が予定納税しておりまして、その後確定した法人税が少なかった場合、納め過ぎた税金は当然お返しするわけです。このときのルールといたしまして、同一の年度内であれば歳入、入った科目からそのままお返しいたしますが、2年度分を3年度にお返しするというように年度をまたいだ場合には歳入科目から出せませんので、歳出予算として計上し、還付する必要がございます。年度を遡って税額が減となった場合、法人に限らず全ての税目でこのルールが適用されますので、還付する額は、ただいま申し上げましたこの科目から支出いたします。なお、令和3年度は当初予算額以上に還付金が生じてございますので、不足額は予備

費を充当いたしました。最後に、財源でございますが、賦課徴収事務経費は全て一般財源でございます。

以上で歳出決算の説明を終わります。

続きまして、歳入のご説明に移らせていただきます。決算書は23から26ページ、タブレットの説明資料は4ページでございます。町民税の個人現年課税分の均等割でございますが、収入済額は8,610万6,900円で、前年度に比べまして70万8,500円の増でございます。個人の所得割は収入済額が25億8,656万7,176円で、前年度に比べまして5,179万2,607円の減となりました。個人町民税の滞納繰越分は収入済額3,160万5,480円で、369件790万270円の不納欠損処分を致してございます。なお、不納欠損額につきましては、この後税目ごとに申し上げていきますが、その内容をタブレット資料の39ページにまとめて記載しておりますので、併せてご覧ください。

次に、町民税の法人です。こちらはタブレット資料の10ページ、11ページに法人数等の詳細をまとめておりますので、併せてご覧いただければと思います。現年課税分の均等割は、収入済額が1億5,840万7,400円で、前年度に比べまして656万7,100円の増でございます。納税法人数は1,237社で前年度から29社の増となっております。法人税割や収入済額が6億644万8,100円でございます。前年度に比べ2億6,729万1,000円の増です。法人税割の納税法人数ですが、こちらは525社で前年度から2社の減でした。法人町民税の滞納繰越分につきましては、収入済額が1,649万3,400円で、10件46万5,800円の不納欠損処分をいたしました。

続きまして、固定資産税でございます。現年課税分の土地は、収入済額が20億1,842万5,150円で、前年度比1,107万6,082円の減でございます。家屋は、収入済額が13億6,489万3,751円で、前年度に比べまして5,123万7,873円の減でございます。償却資産は、収入済額が9億9,947万4,009円でございます。前年度に比べて490万4,114円の増でございます。滞納繰越分は、収入済額が1,894万7,277円で、155件306万5,593円の不納欠損処分を致してございます。

続きまして、国有資産等所在市町村交付金ですが、国や県などが所有する資産に対しまして固定資産税の代わりに交付されるものでございますが、収入済額が1億5,164万9,700円で、前年度に比べて1,469万2,200円の増でございます。内容は後ほど別添資料におきましてご説明させていただきます。次に、軽自動車税でございます。環境性能割の収入済額は822万7,000円で、前年度比157万6,700円の増となりました。

続きまして、種別割でございます。こちらはタブレット資料の5ページにかけての記載になります。収入済額が1億860万9,400円で、前年度に比べて419万7,158円の増となっております。種別割の滞納繰越分は、収入済額が124万8,178円で、不納欠損処分といたしまして68件、32万8,800円を落としてございます。町たばこ税でございますが、収入済額が4億345万1,019円で、10月には税率改正もございましたため、前年度に比べ3,250万787円の増となっております。都市計画税ですが、現年課税分の土地につきましては、収入済額3億3,063万6,823円で、前年度に比べて110万4,778円の減でございます。家屋は、収入済額が1億8,361万1,243円で、前年度に比べて719万5,019円の減でございます。滞納繰越分は、収入済額が225万3,280円で、155件36万4,572円の不納欠損処分をいたしました。結果、町税全体といたしましては、収入済額が90億7,705万5,287円、不納欠損額1,212万5,035円、収入未済額1億8,539万4,465円ございました。前年度との比較でございますが、収入済額では2億2,806万9,154円、2.6%の増と

なりました。また、収入未済額につきましては、前年度に比べまして3,748万964円、16.8%の減となりました。

それでは、改めまして町税の収納率の状況をご説明いたします。現年課税分につきましては99.39%で、前年度に比べて0.45ポイントの増、滞納繰越分につきましては33.12%で、前年度に比べて5.72ポイントの増でございます。現年分と滞繰分を合わせた町税全体では97.87%となりまして、前年度に比べて0.44ポイントの増でございました。なお、令和3年度各会計別主要な施策の成果に関する説明書の7ページから8ページ、こちらに町税の内訳や推移を記載しておりますので、参考までにご覧いただければと思います。

続きまして、町税以外の歳入でございますが、決算書は45、46ページです。諸収入の町税滞納延滞金でございますが、延滞金は納期限を過ぎた場合に納期限の翌日を起点に計算いたします。率は令和3年度中につきましては、納期限の翌日から1か月を経過する日までは年2.5%、それ以降は年8.8%でございます。収入済額は1,156万8,639円で、前年度に比べまして97万4,465円の増となっております。

以上で歳入決算の説明を終わります。

引き続きまして、この後のページ、参考資料のご説明を主幹の大平より致させますので、よろしくお願いたします。

【佐藤（正）副委員長】 大平主幹。

【大平主幹】 引き続きまして、資料の説明をさせていただきます。タブレットの6ページ、決算特別委員会説明（参考）資料をご覧ください。この資料は、令和3年度決算に関連します個人町民税や法人町民税等の状況をまとめたものです。なお、この資料は国へ提出する市町村税課税状況等の調の内容から作成しておりますため、提出時期の違いにより決算額とは一部の数値が必ずしも一致しておりませんので、ご了承願います。

それでは、次のページ、資料No.1をご覧ください。個人町民税課税標準額の段階別課税状況調です。令和3年度と令和2年度を比較して一覧にしたものですが、譲渡所得等の分離課税分は含んでおりません。左から順に課税標準額の段階、納税義務者数、1人当たり所得金額、1人当たりの税額、そして町民税総額でございます。納税義務者数の合計ですが、令和2年度と比較しまして96人の増となっております。段階別では、前年度と比べ増となった階層は、課税標準額の10万円超100万円以下が219人の増、100万円超200万円以下が193人の増、1,000万円超が3人の増で、それ以外の階層では軒並み減少しております。一番右の欄、町民税総額の合計は24億8,980万3,000円で、令和2年度と比べ5,875万8,000円、率にしまして2.3%の減となっております。

続きまして、次のページ、資料No.2をご覧ください。個人町民税課税標準額の段階別・業種別課税状況調でございます。給与所得者、営業等所得者、農業所得者、その他所得者別に個人町民税所得割の総額について令和3年度と2年度と比較したものです。給与所得者は、7,158万8,000円、3.3%の減、営業等所得者は940万6,000円、10.0%の増、農業所得者は7万8,000円、3.4%の増、その他所得者は334万6,000円、1.3%の増となり、営業、農業、その他の所得者の所得割は増となっておりますが、給与所得者の所得割は対前年から大きく減となっております。

次のページ、資料No.3をご覧ください。個人町民税業種別所得及び課税状況調でございます。平成29

年度から令和3年度まで5年分を表にしたものです。各業種別の税額は、それぞれ年度ごとの上下はあるものの、税額合計欄をご覧くださいますと、平成29年度から令和2年度にかけては毎年緩やかに上昇しておりました。しかしながら令和3年度については給与所得者の税額が大きく減になったことで税額の合計値は対前年より6,310万4,000円の減となっております。

次のページ、資料No.4をご覧ください。こちらは法人町民税資本金等別均等割・法人税割決算額調でございます。令和3年度の法人数は1,237事業所、均等割額の総額は1億5,840万7,400円、前年度に比べ656万7,100円の増、率にして4.3%の増となりました。また法人税割の総額は6億644万8,100円、前年度に比べ2億6,729万1,000円の増、率にして78.8%の大幅な増となっております。これはコロナ禍においても一部の業種が好業績を示したことによる企業収益の増加が要因と考えます。

次のページ、資料No.5をご覧ください。こちらは法人町民税産業別決算額調でございます。産業別の均等割及び法人税割につきまして、令和3年度と2年度を比較しております。増減額の欄をご覧ください。農業、林業、漁業、建設業、金融・保険業が前年度よりマイナスとなっておりますが、その他の業種はいずれもプラスとなっており、合計では対前年より2億7,385万8,000円の増となっております。特に製造業が対前年で2億7,270万8,000円と大幅な増となっております。この要因といたしましては、先ほども申し上げましたが、好業績を示した業種がこの製造業でございます。企業収益が大幅に増加したものでございます。

次に、資料No.6をご覧ください。軽自動車税（種別割）車種別決算額調でございます。令和2年度と比較いたしますと、原動機付自転車の125cc以下、軽自動車の四輪乗用自家用などの一部の区分で伸びを示しており、全体登録台数では146台の増となりました。全体では主に四輪の自家用乗用軽自動車の伸びが原付50cc以下をはじめとするマイナス分を補いながら全体の税額を押し上げた結果、419万7,158円の増、率にして4.0%の増となりました。

最後になりますが、資料No.7をご覧ください。国有資産等所在市町村交付金の内訳でございます。神奈川県をはじめ県企業庁、横浜市、横須賀市、川崎市、関東財務局が町内に所有する土地、家屋、償却資産に対し固定資産税に代わるものとして町へ交付されるものでございます。所有者別の内訳は表に記載のとおりですが、交付金の総額では前年度と比較しますと1,469万2,200円の増、率にいたしまして10.7%の増となっております。神奈川県企業庁、横浜市及び横須賀市が大きく増額となっておりますが、これは3団体で共有している寒川取水施設の土地の価格等について見直しが行われたことによる増額によるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。なお、タブレットの14ページでございます令和4年度町税概要につきましては、後ほど参考としてご覧ください。

以上で税務収納課の説明を終わります。審査のほどよろしく願いいたします。

【佐藤（正）副委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いします。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）副委員長】 それでは、なければ、こちらで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で総務部税務収納課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。再開を16時55分といたします。

【天利委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

その前に暫時時間の延長をいたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に、町民部町民協働課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

戸村町民部長。

【戸村町民部長】 皆様、改めまして、こんにちは。これより町民部が所管いたします令和3年度の決算の内容につきましてご説明させていただきます。最初は町民協働課となります。説明につきましては岡野課長より、また質疑につきましては、出席職員で対応いたしますので、ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

【天利委員長】 岡野町民協働課長。

【岡野町民協働課長】 それでは、町民部町民協働課所管の令和3年度決算につきまして、決算特別委員会説明資料により説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

決算書は57から60ページ、タブレット資料は2ページをご覧ください。2款総務費1項総務管理費10目地域活動推進費でございます。自治会活動支援事業費ですが、町内に22ございます自治会の活動を支援することにより住民参加、住民自治を推進するための経費でございます。需用費のうち消耗品費は、地域集会所に設置した非接触型体温計の費用です。修繕料は、地域集会所の修繕費用で、宮山、倉見地域集会所のエアコン修繕、岡田地域集会所の非常階段の修繕、宮山地域集会所の雨漏り修繕、倉見地域集会所の避難誘導灯修繕を実施いたしました。役務費は、地域集会所12棟分の建物に対する保険料です。委託料は、地域集会所の管理運営のための指定管理委託料です。使用料及び賃借料は、倉見、中瀬及び大曲の地域集会所用地の土地借上料と各地域集会所に設置したAEDの機械器具借上料でございます。備品購入費は、機械器具購入費で、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため各地域集会所に空気清浄機を設置したものです。集会室ごとにその広さに合わせて25畳用と16畳用を設置し、全部で38台購入いたしました。執行残は入札によるものです。負担金補助及び交付金は、各自治会の活動支援のために交付した自治会活動交付金及び自治会長連絡協議会への補助金、地区集会所の管理運営に係る集会所運営費交付金でございます。

続いて、下段の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は33、34ページ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ですが、備品購入費の機械器具購入費に充当しております。

タブレット資料3ページをご覧ください。協働推進事業費は、自治基本条例を推進するための附属機関であるまちづくり推進会議の運営に係る経費や審議会等の会議録作成委託に係る経費等でございます。報酬は、まちづくり推進会議委員の報酬です。不用額につきましては、備考欄に記載のとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため会議の開催回数が減少したことによる執行残でございます。報償費は、協働事業選考委員会出席時の委員への謝礼でございます。こちらも不用額につきましては、備考欄に記載のとおりです。旅費は、まちづくり推進会議委員の費用弁償と職員の普通旅費でございます。こちらも会議などのオンライン開催や中止に伴う執行残でございます。役務費は、全町民を対象とした住民活動補償制度の保険料です。なお、3年度中の給付はありませんでした。委託料は、各課等で開催

いたしました審議会等の会議録作成委託でございまして、不用額は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため会議等の開催回数の減少に伴う委託依頼時間の減少による執行残でございます。負担金補助及び交付金は、協働事業提案制度推進事業補助金で、地域の公共的な課題解決を町民と町が協働して進めるみんなの協働事業提案制度で採択された1つの事業への補助金でございます。令和3年度は、ステップアップ支援として1事業を実施いたしまして、日本一のスイセンの町にする会スイセンズ提案の寒川町の花スイセンの植栽事業へ50万円を補助いたしました。

続いて、下段の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は43、44ページ、まちづくり基金繰入金ですが、負担金補助及び交付金の協働事業提案制度推進事業補助金に充当しております。

それでは、最後になりますが、歳入の一般財源分について説明いたします。タブレット資料は4ページをご覧ください。決算書は29、30ページ、13款使用料及び手数料1項使用料1目総務使用料1万2,174円ですが、こちらは行政財産使用料でございまして、地域集会所敷地内の電話柱、公衆電話などに係る使用料でございます。

続きまして、決算書は47、48ページ、20款諸収入4項1目雑入1,340円でございます。こちらはその他で職員の時間外勤務手当について支給区分に誤りがあったことにより返金があったものです。

以上で町民協働課の令和3年度歳入歳出決算の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

【天利委員長】 ただいま町民協働課の説明が終わりました。質疑をお受けいたします。質疑のある方はお願いいたします。

青木委員。

【青木委員】 修繕料を詳しく説明したので、中身を聞こうと思ったんですけど、修繕するのに、どういった流れで修繕まで至るのかということをお教えください。

【天利委員長】 岡野課長。

【岡野町民協働課長】 ただいま修繕料についてのご質問をいただきました。こちらは地域集会所から要望がありまして、町で対応する形になっておりますが、いずれにしても、こちらは緊急修繕のみの対応となっております。地域集会所につきましては、指定管理者制度を導入しておりますので、協定を交わしております。5万円以下のものについては地域集会所で対応をしていただくものです。緊急修繕で今回上げさせていただいたものにつきましては、雨漏りに関しても、急に大雨が降った後に雨漏りがありましたという相談がまずあります。今回の雨漏りは、実は町でも大雨の後月曜日に見に行ったときに池になってしまっていたので、それが発覚しまして、これはいけないということで、すぐに対応を進めております。エアコン修繕、宮山と倉見につきましても、暑い時期であったり、寒い時期であったり、そういったところがありましたので、緊急で対応させていただいております。岡田の地域集会所につきましては、こちらは自治会長さんからのお話がありまして、現地を確認したところ、外の非常階段が既に根本がさびてぐらつくような本当に危険な状態でしたので、すぐに対応させていただいております。あともう一点、倉見の地域集会所避難誘導灯なんですが、こちらも倉見自治会さんで点検を行った際に、その誘導灯がつかないということが発覚しまして、災害はいつ起こるか分からないという状況の中で、こちらでもすぐに対応させていただいたものです。

以上です。

【天利委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

黒沢委員。

【黒沢委員】 1つだけ確認させていただきたいと思います。みんなの協働事業提案制度50万円については、スイセンズの皆さんがスイセンのお花を町の中にいっぱい植えていただいているということでございます。ありがたいことかなとは思いますが、まず、この事業に選定された際に将来的には自立を目指してということになりますけど、自立のめどというか、しっかり自立できるというところの担保は取られているのかどうかということと、あとは協働事業提案制度を採択する際に、いろんな相談、事前相談だとか、それから応募していただいて、いろいろな話をされると思うんですけども、その時に町が考える協働について、協働とは何なのかということをしかりと理解していただくような、そういった時間は取られているのかどうか、その辺についてお答えいただけますでしょうか。

【天利委員長】 岡野課長。

【岡野町民協働課長】 みんなの協働事業提案制度についてご質問をいただきました。協働事業の提案制度は、ご提案いただいた段階では、まだ企画の提案書ということで持ってきていただきます。その段階でどのように事業を進めていくのかということとを団体と私たち町民協働課の担当で確認します。その中で協働事業としてその後自立していただく、協働事業というか、団体さんとして自立していただくということが目指すところですので、そのお話についても当然させていただきます。その中で今回スイセンズさんなんですけど、実は令和4年度も継続事業ということで提案をいただいております。ただ、継続できるのは2年までですので、その後につきましては、必ず自立して運営していただくということはお伝えしております。団体さんに確認したところ、スイセンのお花の球根を頂けるような団体とのつながりをだんだんつくれているというのも、都市計画課が事業協力課なんですけど、都市計画課の紹介もあってそういった団体とつながっていくことができているということです。そうするとそこから球根が無償でもらえたりということもあって、今後その球根を使ってやっていくということと令和3年度、4年度は実際に6,000球ずつ植えるんですけど、この球根は1年寝かすと分かれていくと伺っております。ですので、それを増やして行って、継続事業として今後も自立してやっていくと伺っております。

以上です。

【天利委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 その球根を増やす作業もスイセンズさんでやっていただいているという理解でよろしいのでしょうか。

【天利委員長】 岡野課長。

【岡野町民協働課長】 今回の協働事業のところでは表立って出てきていないんですが、スイセンズさんでバックヤードというふうに球根を増やす土地を用意していると伺っておりますので、そちらで増やしていくと伺っております。

【天利委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

横手委員。

【横手委員】 事業について今回スイセンはあれなんですけど、ずっと気になっているのは、属人的

にならないかな、要はその人がいなくなっちゃったら、結局事業継続できなくなっちゃったよねという
ようなことというのは今までなかったのか教えてもらえますか。

【天利委員長】 岡野課長。

【岡野町民協働課長】 協働事業提案制度につきましては、令和2年に制度改正してから幾つかの団
体さんが実施しております。スイセンズさんもそうなのですが、スイセンズさんの状況に限ってしまう
ところがあるんですけど、会員の数が少しずつ増えていると伺っております。ですので、代表者の方
だけでなく、そのメンバーみんなで協働事業を続けていっていただけるような形になっていると今の段
階では伺っております。

【天利委員長】 岡野課長、これまでの団体は分かりますでしょうかね。

岡野課長。

【岡野町民協働課長】 令和2年度は4団体が実施しておりまして、令和3年度はスイセンズさん1
団体だけだったんですが、令和2年度の4団体につきましても、今の段階では継続して事業を進めてい
ただいております。ただ、メンバーが増えているとか減っているとか、そういったところは、今の段階
で確認が取れていないので、ただ、活動としては継続しております。

【天利委員長】 横手委員。

【横手委員】 制度改正する前の団体さんたちはどうなっているのか、それが聞きたかったんですけ
ども。

【天利委員長】 岡野課長。

【岡野町民協働課長】 平成27年から29年度3年間のモデル事業として実施した団体さんは、かなり
の数の団体さんがあるんですが、その中でも子猫を捕獲して元の場所に戻すTNR活動、こういったと
ころは会の統廃合が倉見と寒川とであったりはしているんですが、団体さんとしては活動しております。
そのほかの団体さんが今も継続しているかというのが、ごめんなさい、今の段階では分らないです。

【天利委員長】 横手委員。

【横手委員】 要は継続性の部分であって、初速の部分だけでお金を出して、やりましたというのが
多分多いと思うんです、正直言って、本音を言わせてもらおうと。町からお金が出ているからできて、お
金がなくなっちゃったら継続できないよと。じゃ、何のために始めたのというところがあって。いろい
ろな意見がありますよ、正直言って。始めた時期も始めた時期ですし、なるほどなと思うんですけども、
それだとやっぱりそういうことがあるからどうなんですかというのがあるんですよ。だから必ずしも
今やったださっている方たちを否定しているわけじゃないんですけども、性善説では見ていません、
大変申し訳ないんですけども。絶対大丈夫だとはっきり言って見ていません。そういうのをさんざん見
てきたので、この町に引っ越してきてから。なので、すみませんけども、そここのところはそうならな
いようにちゃんと導いていけるのかというところが試金石になっていくと思いますので、そこは引き続き
見せてもらいますので、よろしく願いいたします。

【天利委員長】 岡野課長。

【岡野町民協働課長】 ご意見ありがとうございます。確かにおっしゃるとおり、協働事業が終わっ
たから終わりでは駄目だと私も思っております。制度改正の後令和2年度実施団体につきましては、継

続を確認しております。ただ、こちらのモデル事業の3年間につきましては、今のTNR活動しか確認が取れておりませんので、すぐに確認を取っていききたいと思います。

【天利委員長】 岡野課長、2年間町の補助をもらうじゃないですか。その後は町としては管理はできないのかな。

岡野課長。

【岡野町民協働課長】 管理というよりは、町のボランティア団体として登録いただいておりますので、ボランティア団体として支援をしております。幾つかボランティア団体さんは登録しているところはあるんですが、こちらにつきましては、定期的に広報でボランティア団体を紹介したり、今年度からになってしまうんですけど、庁舎1階のデジタルサイネージでボランティア団体さんの紹介をしたりして、活動を町の皆さんに知っていただくような取組をしております。ですので、決して見放すとか、そういうことではないです。

【天利委員長】 そういうことはあれじゃないんですが。他に質疑はありますか。

佐藤（正）副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 1点だけなんですけれども、これはどこの団体もそうだと思うんですが、コロナ禍で自治会活動にかなり苦勞されたんじゃないかなと思っておりまして、その中で加入率は、当然年々減少していったという状況は分かっているんですが、コロナの影響でもしかしたら加速しているんじゃないかなというところが不安で、もし分かれば令和3年度の加入率とあと推移を教えてください。

【天利委員長】 岡野課長。

【岡野町民協働課長】 自治会加入率についてご質問いただきました。危惧していただいたとおりという形にはなってしまうんですが、令和3年7月の時点で67.2%でした。そして令和4年7月で64.9%となっております。この減少なんですけれども、町といたしましても、町民目線で自治会に寄り添って加入促進をしていきたいとは考えております。平成30年から電子申請による申込みができるようになっていんですが、実はこちらにつきましては、少し上向き傾向にあります。と申しますのも、令和4年4月からなんですけれども、自治会長連絡協議会でホームページを立ち上げました。その中でも自治会に加入しようという、もちろんそういうお話もあるんですが、電子で申請できるようなページも作ってございます。その効果が少し出てきておりまして、令和3年度28件の電子申請で申込みがあったんですが、令和4年度に入りまして、この8月までで31件の申込みをいただいております。電子ということで若い世代の加入が目立ってきていると町としては考えております。

【天利委員長】 佐藤（正）副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 今令和3年から4年にかけての推移を示していただきましたが、ここ最近の1年でも2.3%ですかね。大体の私の感覚だと年1%ぐらいずつ下がっていったようなイメージだったんですが、コロナで加速しているなというところはデータ上取れるのかなと思っています。今お答えいただいた中で電子申請の話、これはすごくいい取組だと思うんですが、1つ聞きたいのは、当然町としても加入率が下がるのは問題、課題として捉えている、自治会としてもそういう課題は捉えていると思うんですが、自治会側と町側で加入率の減少、加入促進に対して本気で腹を割って話し合うよう

な場面というのは、あるのかどうかというところを聞いたかったんですね。その中で様々な自治会加入の障壁になるようなことってあったりすると思うんですよ。例えば過去の答弁では、ごみの問題なんかもお答えいただいたこともあると思うんですけども、そういった課題とかも整理することは必要だと思いますし、町と自治会側で本気で話し合っていたらいいなと思うんですが、現状というか、令和3年度どういったことをやったのか、お答えいただければと思います。

【天利委員長】 岡野課長。

【岡野町民協働課長】 自治会と町との関係性ということだと思うんですけど、自治会長連絡協議会を毎月開催しておりますが、それ以外にも自治連の会長とは常に綿密に連絡を取り合っております。その中で自治会に加入してくれないんだよなというお話をいただいたりとか、どうしたらいいだろうというお話は各自治会長さんからいただいております。そういったときに自治会の加入率が伸びているような自治会、そういった会長さんにご提案いただいて、こうするといいよとか、そういう横の連携も取りながら進めております。

以上です。

【天利委員長】 佐藤（正）副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 現状そのような取組はして、いわゆる水平展開していただいているということは分かりました。自治連と町として一緒にやることはそれでいいと思うんですけども、町側としてもうちちょっと研究できることって、もしかしたらあるのかなと思っていて、今の話というのは町内の話で、例えばこれは分からないんですよ、あるのかどうか。町外で近隣市とかで自治会の加入率が伸びているようなところがあるのか分からないんですよ、とかも研究する必要があるじゃないのかなと思っていて、このままだとどんどん下がってきて、どこかで下げ止まらなるとよくないと思うので、そういった研究がこの担当課としてはもうちょっとやっていただきたいなと思っているんですが、その点について最後にお答えをいただきたいと思います。

【天利委員長】 岡野課長。

【岡野町民協働課長】 横のつながりということだと思うんですけど、県のコミュニティ事業というのがありまして、その中で県内の市町村で担当者の話合いの場があります。その中で自治会というのがすごく話題に出るものがあります。先進事例としてほかの市のお話を聞いたりとか、実際にLINEを活用した加入促進のお話があります。それ以外にも2市1町で、まさに自治会絡みの担当課で協議会を持っております。その中で自治会の加入についても議題に毎年上っております。どうしたら増えるだろうか、どうやったら皆さんが自治会に入ってくれるのか、そういう意見を茅ヶ崎市、藤沢市担当レベルで意見を共有して、何とか自治会の加入率を伸ばしていくというのを進めております。

以上です。

【天利委員長】 ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでございました。

以上をもちまして、町民部町民協働課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【天利委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、次に、町民部町民安全課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

戸村町民部長。

【戸村町民部長】 続きまして、町民安全課より令和3年度の決算の内容につきましてご説明させていただきます。なお、本年度より消防の広域化に伴いまして消防費の決算内容につきましても併せましてご説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。それでは、説明につきましては高木課長より、また質疑につきましては、出席職員で対応いたしますので、ご審査のほどよろしくお願ひ申し上げます。

【天利委員長】 高木町民安全課長。

【高木町民安全課長】 それでは、町民部町民安全課所管の令和3年度決算につきまして、決算書及びタブレットにございます決算特別委員会説明（参考）資料を基にご説明させていただきます。なお、町民安全課につきましては、先ほど部長から説明がありましたが、茅ヶ崎市との消防広域化に伴い町消防本部消防総務課所管の消防費令和3年度決算を併せてご説明いたします。よろしくお願ひいたします。

それでは、決算書は59ページから60ページの2款総務費1項総務管理費11目安全対策費をご説明いたします。タブレット資料は2ページをご覧ください。防災対策事務経費でございます。この経費は、防災事務に要する経費でございます。8節旅費は、防災事務に関わる職員の普通旅費でございます。次に、需用費は、通信網用インクカートリッジの消耗品費、内水ハザードマップ等の印刷製本費、防災倉庫電気料の光熱水費でございます。次に役務費は、災害用携帯電話機の通信運搬費及び倉見防災倉庫の保険料でございます。次に委託料は、水防体制支援サービスの委託料でございます。次に負担金補助及び交付金は、県防災行政通信網の整備及び保守、回線使用料など管理します県防災無線運営協議会への負担金等でございます。なお、備考不用額につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止から会議等を中止したための執行残となっております。

続いて、下表をご覧ください。防災対策事務経費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は39ページ、40ページの神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金3,066万7,000円につきましては、印刷製本費に充てているほか、後ほど説明する防災対策事業費及び自主防災活動事業費や消防費の消防体制充実事業費及び消防広域化準備経費、消防団活動充実事業費に充てており、また都市計画課の耐震改修促進事業費に充ててございます。補助率は通常3分の1となっておりますが、補助対象により2分の1の部分がございます。

続きまして、説明資料の3ページをご覧ください。防災対策事業費でございます。これは、地域防災計画等の作成及び管理や住民の防災意識の向上、また災害時への備えなど防災力強化を図るための事業費でございます。報酬は、地域防災計画及び国民保護計画の作成及び推進などを図るための組織であります寒川町防災会議及び国民保護協議会等の委員報酬でございます。次に報償費は、防災講演会の講師への謝礼でございます。令和3年度は感染対策防止からユーチューブでの講演会を実施いたしました。次に需用費は、各避難所の防災用備蓄資材の消耗品費や耐震性貯水槽の修繕料、また感染予防品等の医薬材料費の購入でございます。次に役務費は、ドローンへの賠償保険料でございます。次に委託料は、消防広域化等からの地域防災計画修正委託や耐震性貯水槽点検清掃委託及び耐震性貯水槽維持管理委託を実施したものでございます。次に原材料費は、土のう用川砂の購入費でございます。次に備品購入費は、防災資機材の購入費でございます。3年度は投光器やリアカー、感染対策トイレ、ポータブルバッ

テリーなどを購入しております。次に負担金補助及び交付金は、ドローンの安全かつ適正な操縦を行うため研修へ参加した負担金等でございます。なお、備考不用額につきましては、会議回数の減及び大規模地震対策特別措置法による警戒宣言の発令がなかったため、地震災害警戒本部を開設しなかったことによる執行残となっております。

続いて、下段の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は39ページ、40ページの神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金を報償費及び需用費の消耗品、医薬材料費や備品購入費に充ててございます。

続きまして、説明資料の4ページをご覧ください。防災行政用無線維持管理経費でございます。こちらは防災行政用無線の整備及び維持管理に関わる経費でございます。報償費は、防災行政用無線の子局で民地をお借りしている地権者への謝礼でございます。次に需用費は、防災行政用無線の子局に係る電気料の光熱水費でございます。次に役務費は、MCA無線の通信料及び防災行政用無線の放送内容を補完するための音声応答装置の電話回線の通信運搬費でございます。次に委託料は、防災行政用無線の保守点検委託料でございます。次に工事請負費は、防災行政用無線のデジタル移動通信システム更新工事でございますが、昨今のコロナ禍の影響で無線機に使用します半導体の供給態勢の逼迫から翌年度に繰越しをお願いしまして、最大令和4年11月末まで工事を延長しまして進めておりましたが、その後工事は順調に進捗いたしまして、令和4年8月15日で完了となりましたので、ご報告いたします。次に備品購入費は、旭が丘中学校に設置しております防災行政用無線のスピーカーを交換したものです。次に負担金補助及び交付金は、防災行政用無線及びMCA無線の電波利用料負担金や防災情報サービスの負担金でございます。なお、備考の不用額につきましては、デジタル移動通信システム更新工事の繰越し工事及び防災情報サービス事業の利用申請がなかったことからの執行残となっております。なお、事業に対する決算財源につきましては、全額一般財源でございますが、翌年度に繰越ししました工事請負費のデジタル移動通信システム更新工事の工事費には財政課がまとめて説明いたしました防災行政用無線維持管理事業債の充当がございます。

説明資料5ページをご覧ください。続きまして、自主防災活動事業費でございます。これは自主防災組織における資機材の充実及び活性化を図るための事業費でございます。役務費は、防災備蓄倉庫の移転に伴う建築確認申請手数料及び完了検査申請手数料でございます。次に工事請負費は、宮山自治会へ貸与しております防災倉庫の土地が相続により使用ができなくなり、使用しておりました4町内会、宮山、根岸、上、中、下、オリーブの丘町内会と協議いたしまして、宮山地域集会所の裏、宮山緑地敷地内へ移設工事を実施したものでございます。次に負担金補助及び交付金は、各自主防災組織で備える防災資機材等購入の補助でございまして、非常食やヘルメット、緊急簡易トイレ、テント、パーテーション、消化器、マスクなどが配備されました。なお、備考不用額につきましては、感染症の拡大による自治会活動の縮小に伴う執行残でございます。

続いて、下段の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は39ページ、40ページの神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金を負担金補助及び交付金に充ててございます。

続きまして、こちらからは交通安全防犯対策の充実事業費をご説明させていただきます。説明資料は6ページをご覧ください。自転車駐車場維持管理等経費でございます。この経費は、3駅における自転

車等駐車場の確保及び維持管理のための経費でございます。需用費は、自転車等駐車場用地借上げの賃貸借契約書の印紙代の消耗品費や倉見駅自転車等駐車場のフェンスの修繕費でございます。次に委託料は、宮山駅、倉見駅の自転車等駐車場の整備や清掃及び除草、放置された自転車等の確認作業の委託料でございます。次に使用料及び賃借料は、宮山駅、倉見駅の自転車等駐車場用地の土地借上料でございます。次に負担金補助及び交付金は、寒川駅北口及び南口自転車等駐車場の設置及び運営を行う公益財団法人自転車駐車場整備センターに支払う負担金でございます。なお、事業に対する財源につきましては、全額一般財源でございます。

続きまして、説明資料は7ページをご覧ください。交通安全活動事業費でございます。こちらは交通指導員を中心とした交通安全活動と意識の高揚を図るための事業費でございます。報償費は、15名の交通指導員の謝礼でございます。次に需用費は、新入学児童用の黄色い帽子の消耗品費や交通指導員の被服等に係る被服費の購入費でございます。次に役務費につきましては、交通指導員の活動保険でございます。次に負担金補助及び交付金につきましては、寒川町交通安全対策協議会及び一般財団法人茅ヶ崎地区交通安全協会への補助金でございます。なお、事業に対する財源につきましては、全額一般財源でございます。

続きまして、説明資料の8ページをご覧ください。放置自転車対策事業費でございます。これは放置自転車対策推進のための事業費でございます。需用費は、放置自転車保管場所の用地借上げの賃貸借契約の印紙代の消耗品費でございます。次に役務費は、放置自転車保管場所における盗難等に対する自賠責保険料でございます。次に委託料は、寒川駅周辺の自転車等放置禁止区域のパトロールなどの指導啓発業務、放置された自転車等の撤去運搬業務など管理業務に関わる放置自転車対策業務委託料でございます。次に使用料及び賃借料は、自転車等保管場所の土地借上料でございます。

続いて、下段の特定財源でございますが、歳入番号①及び②、決算書は45ページ、46ページの放置自転車等保管料及び撤去自転車売払収入につきましては委託料に充当してございます。

説明資料9ページをご覧ください。防犯対策推進事業費でございます。こちらは町民が安全で安心して暮らせる犯罪のないまちづくり推進のための事業費でございます。報酬及び共済費、旅費は、防犯アドバイザー1名と防犯相談員2名の賃金及び社会保険料、通勤手当でございます。次に需用費は、新入学児童用の防犯ブザーの消耗品費や防犯灯や一之宮分庁舎の電気料等の光熱水費、防犯灯移設に伴う修繕料でございます。次に役務費は、一之宮分庁舎の電話料及びインターネット接続料の通信運搬費や建物保険料でございます。次に委託料は、一之宮分庁舎の管理及び清掃業務に係る委託料でございます。次に使用料及び賃借料は、町内防犯灯3,650灯のリース料でございます。次に工事請負費は、LED防犯灯18基の新設工事費でございます。次に備品購入費は、倉見駅自転車等駐車場に防犯カメラを購入、設置いたしました。次に負担金補助及び交付金は、茅ヶ崎・寒川暴力団排除推進協議会等及び特殊詐欺被害防止機能付電話器等購入費補助金となり、申請件数は20件となっております。

続いて、下段の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は39ページ、40ページの神奈川県特殊詐欺被害防止対策事業補助金を負担金補助及び交付金に充ててございます。また、歳入番号②、決算書は43ページ、44ページのまちづくり基金繰入金を需用費の修繕料、工事請負費、備品購入費に充当しており、財政課でまとめて説明したものでございます。

続きまして、説明資料の10ページをご覧ください。安全対策事務経費でございます。この経費は、安全対策事務に要する経費でございます。旅費につきましては、交通防犯事務に係る職員の普通旅費でございます。なお、事業に対する財源につきましては、全額一般財源でございます。

続きまして、こちらからは消防費のご説明をさせていただきます。それでは、決算書は93ページから94ページの9款消防費1項消防費1日常備消防費、タブレットの説明資料は11ページをご覧ください。職員給与費でございます。この経費は、消防職員59名分の給料及び職員手当等共済費の人件費でございます。

続いて、下段の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は33ページ、34ページの緊急消防援助隊活動費負担金を職員手当等に充ててございます。また、歳入番号②、決算書は35ページ、36ページの消防救急体制整備費補助金を同じく職員手当等に充ててございます。

続きまして、説明資料の12ページをご覧ください。消防体制充実事業費でございます。これは消防業務を運営するための安全管理体制や防火体制及び消防設備等の維持管理、また多様化する災害に迅速かつ的確に対応し、町民の生命、財産、身体を守る事業費でございます。報償費は、初期消火協力者に対する記念品代等でございます。次に旅費は、消防事務に係る職員の旅費でございます。次に交際費は、消防式典等における交際費でございます。次に需用費は、消防隊や救急隊が使用しますホースなどの消火器具や感染対策品、また事務用品や参考図書などの消耗品の購入費や消防車両の燃料費、火災予防啓発ポスターの印刷製本費、消防庁舎の電気料等の光熱水費、消防車両の法定点検等の修繕費、救急隊が使用します医薬材料費でございます。次に役務費は、船舶や酸素ボンベ等の検査手数料や救急救命士の特定行為に対する医師からの指導、助言、事後検証に伴う手数料や車検の印紙、救急救命士の消防業務への賠償責任の保険料でございます。次に委託料は、職員の健康診断や各種予防接種、消防庁舎の清掃や電気工作物や消防用設備、医療機器等への各種保安点検など救急救命士への再教育実習、消火薬剤や医療廃棄物の処理、また茅ヶ崎市と寒川町との消防指令業務に関する事務委託の協定に基づき消防指令業務を茅ヶ崎市へ委託した委託料でございます。次に使用料及び賃借料は、放送受信料や有料道路通行料、町施設に設置してございます11台分のAEDや消防庁舎の空調設備、変電、発電設備、寝具の借上料でございます。次に備品購入費は、救急救命講習会等で使用するAEDトレーナーの購入費でございます。次に負担金補助及び交付金は、全国消防長会関東支部及び神奈川県消防長会や全国消防協会などや湘南地区メディカルコントロール協議会及び高速道路神奈川県消防協議会、県内の消防本部が共同で整備したデジタル無線共通波維持管理、新採用職員1名の消防学校の初任教育及び救助、救急等の専科教育や各種資格の取得の負担金でございます。次に公課費は、自動車重量税でございます。なお、備考の不用額につきましては、感染症拡大防止から式典が中止になったことによる未執行でございます。

続いて、下表の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は33ページ、34ページの危険物取扱許可及び検査手数料は、需用費の消耗品や印刷製本費、役務費に充ててございます。

また歳入番号②、決算書は33ページ、34ページの緊急消防援助隊活動費負担金は、旅費、需用費の燃料費、役務費に充ててございます。

歳入番号③、決算書は39ページ、40ページの神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金は、需用費の消耗品費、備品購入費に充てており、通常3分の1となっておりますが、補助対象により2分の1の

部分がございます。

歳入番号④、決算書は47ページ、48ページの救急業務支弁金は、需用費の消耗品費や医薬材料費、役務費、委託料、負担金補助及び交付金に充ててございます。

歳入番号⑤、決算書は47ページ、48ページの自動販売機等電気使用料は、需用費の光熱水費に充ててございます。

続きまして、説明資料の13ページをご覧ください。消防広域化準備経費でございます。これは茅ヶ崎市との消防広域化の準備のための経費でございます。需用費は、消防職員の階級章や火災予防懸垂幕などの消耗品の購入費や消防庁舎の看板や扉の交換などの修繕料でございます。次に委託料は、防災行政用無線遠隔制御装置を茅ヶ崎市消防本部へ移設する委託料でございます。次に備品購入費は、車両配備計画に伴う高規格救急自動車及び災害支援バイク等の購入でございます。負担金補助及び交付金は、消防救急デジタル無線システム改修作業及び町消防施設内へのLAN配線敷設等の消防広域化に係る準備経費に伴う負担金でございます。

続いて、下表の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は39ページ、40ページの神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金は、需用費の消耗品費や修繕料、委託料、備品購入費、負担金補助及び交付金に充ててございます。

歳入番号②、決算書は49ページ、50ページの消防広域化準備事業債は、備品購入費に充ててございます。

こちらからは決算書93ページ、96ページの9款消防費1項消防費2目非常備消防費をご説明いたします。タブレット資料は14ページをご覧ください。消防団活動充実事業費でございます。こちらは消防団を運営するための安全管理体制や活動用装備改善や車両維持管理など消防団活動の充実から地域防災力の強化を図る事業費でございます。報酬は、正副団長をはじめ消防団員170名分の消防団員報酬でございます。次に災害補償費は、消防団員の公務災害に対する補償費でございますが、該当がありませんでした。次に報償費は、消防団員として5年以上勤務された方が退職された場合に支給いたします退職報奨金で、7名の方に支給いたしました。次に旅費は、消防団員への訓練や研修、器具点検の出動手当でございます。次に需用費は、消防団員への団員の階級章や消防用ホースなどの消耗品の購入費や消防団車両の燃料費、消防団待機室の電気料等の光熱水費、消防団車両の法定点検等の修繕費、消防団の防火衣、活動服、編上靴、ヘルメットなどの被服費でございます。次に役務費は、消防団車庫待機室の建物損害保険料などがございます。次に委託料は、消防団待機室の浄化槽保守点検や次年度県操法大会出場分団の健康診断委託料でございます。次に使用料及び賃借料は、県操法大会出動へのバス借上料でございますが、感染症拡大防止から次年度に延期になったことにより未執行でございます。次に備品購入費は、第6分団への小型動力ポンプ付多機能積載消防車を配備したもの等でございます。次に負担金補助及び交付金は、団員への公務災害補償や退職報奨金等に対する共済基金への掛金や消防団運営交付金、県操法大会補助金などがございます。次に公課費は、消防団車両の自動車重量税でございます。なお、備考不用額につきましては、消防団員の公務災害がなかったことによる未執行や感染症の拡大防止から訓練や会議、県操法大会などが中止、減少になったことによる執行残でございます。

続いて、下表の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は39ページ、40ページの神奈川県市町

村地域防災力強化事業費補助金は、需用費の消耗品や被服費、備品購入費に充ててございます。

また、歳入番号②、決算書は47ページ、48ページの消防団員退職報奨金は報償費に充ててございます。

また、歳入番号③、決算書は49ページ、50ページの消防団活動充実事業債は、備品購入費に充ててございます。

続きまして、説明資料15ページをご覧ください。消防施設整備事業費でございます。こちらは町内の消防施設の保守管理を行い、最良な施設管理を行うための事業費でございます。需用費は、消防団のホースかけ用のロープなどの消耗品の購入費や消防庁舎のオーバースライダー、シャッターですね、などの修繕費でございます。なお、事業に対する財源につきましては、全額一般財源でございます。

続きまして、説明資料の16ページをご覧ください。消防水利関係経費でございます。こちらは公設消火栓や防火水槽の維持管理を行い災害時万全な消火態勢の確保を図る経費でございます。需用費は、防火水槽等用地借上げに伴う収入印紙の消耗品の購入費でございます。役務費は、防火水槽等用地借上げに伴う通知用切手の通信運搬費でございます。委託料は、消火栓表示ライン塗装委託料でございます。使用料及び賃借料は、防火水槽等用地の土地借上料や県企業庁へ依頼します消火栓の新設及び維持管理に伴う負担金で、県企業庁水道局に負担してございます。なお、事業に対する財源につきましては、全額一般財源でございます。

最後に、歳入の一般財源分等についてご説明させていただきます。説明資料は17ページをご覧ください。決算書は29ページから32ページの使用料及び手数料は、寒川駅南口自転車等駐車場に設置されております東京電力の電柱敷地料及び町消防庁舎の自動販売機、小谷分団車庫に公衆電話を設置する行政財産使用料でございます。

次に、決算書は43ページ、44ページの財産収入は、救急自動車を売却した公有財産売払収入です。

次に、決算書は47ページ、48ページの諸収入は、救急救命士賠償保険料や消防団福祉共済制度返戻金などの雑入その他です。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

【天利委員長】 これですべて町民安全課の説明が終わりました。これより質疑をお受けいたしますので、質疑のある方はお願いいたします。

青木委員。

【青木委員】 まず、町民安全課の防災対策事務経費の17分の2、こちらの委託費をもう一度詳細にお聞かせください。それと、17分の6の自転車駐車場維持管理経費、こちらは宮山とか倉見駅で自転車の整理をやっている方、シルバーの人ですよね。その勤務実態をまずお聞かせ願えますか。それと、これは交通安全活動事業費に入るのかな、いつも道路課にここじゃないと言われて、あれなんですけど、白線のこと、道路の白線があるじゃないですか。そのことについて交通関連となるとどうしても警察と関わるじゃないですか。その流れというんですかね。相談があって、また多分警察に相談した中で、止まれたとか、例えば交通法令のやつをやるじゃないですか。その流れというのをまずお聞かせください。それと放置自転車対策事業費ですね。年間でどのぐらい今回放置自転車があったのかということについてまずお聞きいたします。

【天利委員長】 高木課長。

【高木町民安全課長】 防災対策事務経費の委託料、水防体制支援サービス委託料の確認でよろしいでしょうか。水防体制支援サービスにつきましては、防災業務時に、迅速かつ的確な配備体制や避難情報の判断を行うため、町の地域特性や災害履歴、最新の気象情報の進路予測等から災害リスクシミュレーションを72時間先まで災害レベルを6段階で予測を行い、大雨、防風など種別ごとにリスク情報の提供を受け、その情報から町災害対策本部で協議を行い、配備態勢や避難指示等の発令の参考として活用を行っております。なお、水防支援サービスは、町の活用のほか町民の自助、共助を支援するコンテンツサービスといたしましても、平成30年度から町ホームページから閲覧できるようになっており、天気予報や雨量、雨雲の様子、注意報や警報、台風情報や地震情報などの提供を行っております。また、次の自転車駐車場整理等、シルバー人材センターに委託しているものですが、隔週水曜日、お盆2日間、年末3日間及び祝日土曜日を除く毎日、人員は宮山駅は6時から8時半まで2名、8時半から9時まで1名、倉見駅につきましては6時半から8時半まで2名、委託内容といたしましては、自転車駐車場の自転車整理、放置自転車の確認、回収立会い、自転車駐車場のごみ処理及び除草となっております。道路の白線の流れにつきましては、まず、白線を引いていただきたいという要望がうちのほうに来ます。道路管理者が引く十字線だったり、道路路側線とか、そういうものに関しましては道路課で行います。それ以外の止まれとか、そういう部分の停止線だったり表示につきましては、まず茅ヶ崎警察署に要望を出しまして、茅ヶ崎警察署が調査をいたします。茅ヶ崎警察署が調査したものの中から県警本部に上申書を出します。その上申書が出された中で、神奈川県警察本部が上申書を出された中からまたピックアップして、町内の白線の場所に引くという形となっておりますので、1年とか1年半とか、少し時間がかかる内容となっております。現在ちょうど白線を引いていただく仕事が発注されていて、倉見地区は大分止まれを今現在引いて、宮山地区と倉見地区も大分引いていただいている状況となっております。放置自転車の保管状態につきましては、宮山、倉見駅につきましては、令和3年53台、寒川駅周辺令和3年12台、その他道路、公園などから33台計98台となっております。

以上です。

【天利委員長】 青木委員。

【青木委員】 水防対策について詳しく聞きましたので、これは分かりました。どういったものかなということが単純に気になったということで、ありがとうございます。こちらは結構です。

自転車駐車場維持管理費の中で、実態は今お聞きしたんですけど、6時半から8時ということで、9時半までが1人ということなんですけど、実を言うと、その後なんですよ、問題は。いろいろと話を聞くと、どうしてもシルバーの人が帰った後、普通の日はあるんですけど、休日なんか普通の日でも乱雑に止めてしまうんですね、適当に。そうすると、ちゃんと整列していた人が出しづらいという話も聞いているんですね。そういったことを聞いていますか。そういう相談とかあってあったんですかね。それと、白線については、今倉見とかでいろいろと取り組んでいられるということなんですけど、これは相談があってから警察と相談した上で警察が決めて、そこから実行するということになる、1年から1年半ということで、分かりましたけども、警察との連携というんですかね。そういったところで、こちらが要望しかできないということなんです。要望した上で向こうが判断するという、そういう流れで、ここが非常に危ないというようなところは、こちらから何度も要望するなんていうことはしているんで

すかね。その辺をお聞かせください。

それと、放置自転車ですね。寒川の駅ですとか、倉見の駅ですとか、そういったところはすぐに放置自転車だと判断できるんですけども、残りのその他の部分33台というところでは、そこは町が調査しているというのか、それともここは放置自転車があるので回収してくれという、どちらもやっているかどうかということを確認させてください。

【天利委員長】 高木課長。

【高木町民安全課長】 自転車置場等の8時半、宮山駅は9時までですけども、そちらの通勤時間帯に合わせた委託をかけておまして、その後特に住民の方から、もうちょっと時間を伸ばしてくれとかということは、うちの課には、上がってきてはない状況でございます。あと、白線につきましては、去年は防犯アドバイザーが県警本部にいろいろ知り合いがおりましたので、そちらにお願いしまして、要望活動に行ってもらっている状況となっております。また、茅ヶ崎警察署の交通課にも地域の方、例えば小谷の人が立っている交差点とか、そういうところに関しては、なるべく引いてくださいというのをお願いしておまして、今年もそちらのほうは引いていただいたりという形となっております。放置自転車の先ほどの道路課とか都市計画の公園につきましては、本来うちの業務ではないんですけども、処理する部分が包括的にうちでやれば話がスムーズだったりするので、そちらはお願いを受けて作業している状況となっております。

以上です。

【天利委員長】 青木委員。

【青木委員】 宮山、倉見のところは、それ以降はそういう相談は町にはないと言うんですけど、そういう相談もあるということは心にとめておいていただきたいなと思って、一応その確認だけでも、どういう状況になっているかということを確認していただきたいと思うんですね。本当を言うと、帰り間際の夕方とか、帰るときに気持ちよく帰っていただくように整理していただく人員とか、そういうことも考えていただければいいかなと思って質問したんですけど、その辺のお気持ちをお聞かせください。

白線については分かりました。非常に危険なところについては何度も要望しているということで理解しましたので、こちらは結構です。

先ほど聞いたのは、包括的にこちらでまとめてやっていると言っているんですけど、発見する場面で、一般の人から来るのか、それとも町が見つけてと両方やっているのかということ聞いたんですけど、その辺をもう一度答えていただければ。

【天利委員長】 青木委員、8時30分の2番目のあれ、どうでしょうか、気持ちをお伺いしますということなんですが、2番目の宮山駅、倉見駅の気持ちでいいですか。同じ回答になってしまうんですが、よろしいですか。

高木課長。

【高木町民安全課長】 自転車等駐車場の維持管理につきましては、また現状を見せていただいて、宮山駅につきましては、地主さんが、すごいよくやっていただいて、大きな木を伐採していただいたりとか、すごく協力をしていただいたりして、維持管理がしやすい状況ともなっておりますので、またその辺も踏まえて確認をさせていただきたいと思います。

あと、放置自転車の公園とか道路からやってくるものに関しましては、所管で対応していただいておりますので、うちの置場に持ってきていただいているだけなので、状況は、ごめんなさい、分かりかねます。申し訳ございません。よろしくお願ひします。

【天利委員長】 他に質疑はございませんでしょうか。

茂内委員。

【茂内委員】 お疲れのところすみません。参考資料の7ページを見ての質問なんですけども、自主防災の組織訓練のところなんですけども、目標値と実績値を見ますと減少しています。ただ、これはコロナでの減少だとは思いますが、それでも訓練を行ったところはあると思います。参加された方々のご意見やそういうのがあると思うんですけども、どんなお声があったかお聞かせいただければと思います。

【天利委員長】 高木課長。

【高木町民安全課長】 自治会の訓練は14自治会が訓練を実施しております。去年は訓練を形式的にでもやってくださいということをお願いしているのですが、なかなか自治会が去年は集まり切れなくて、倉庫の棚卸しとかをやったりとか、あとは入り口の前にタオルを出したりとかして、せめて安否確認だけでもやろうと言っていることが多かった、人になかなか触れないでできる作業をということで、そういった訓練が多かったのが現状なので、声というのはなかなか難しい状況ということが現状です。今年度は大分各自治会が変化し始めまして、訓練も9団体がやっているんですけど、少しずつAED訓練だったり、水消火器の訓練だったり、防災活動を少しずつ広めていこうというような訓練に切り替わっているという状況でございます。少しずつ自治会の加入で防災訓練とかで、みんなでコミュニティを形成しようという意向はありますので、そういった現実で少しずつでも訓練を実施して、やりたいということで、うちも協力態勢を取りながら進めているという状況となっております。

【天利委員長】 茂内委員。

【茂内委員】 私も委員会で前に質問したんですけども、防災訓練とかがあると、地域の方々の触れ合いもあったり、いざというとき人とのつながりがとても大切じゃないかということをおっしゃっていただいたんですけども、町としては、そういう皆様のお声と申しますか、ちょっとずつコロナの中でもそういったことをされている中で、今後どのようにしていくかというものがもしありましたら、お聞きしたいんですけども、お願いします。

【天利委員長】 高木課長。

【高木町民安全課長】 町といたしましては、自主防災訓練を活発に行っていただきたいという希望は、自治会長連絡協議会でも説明しながら協力態勢を取らせていただいております。また、地域の避難所等の避難所運営委員会がやる訓練等は、今年は旭小学校で9月25日に倉見自治会さんと合わせて一緒にやって、そういったところでいろんなことを説明したり、意見を聞きながら、今回はアンケート調査もしてみようかなと思っていたりしていますけれども、そういった地域でのコミュニティ形成をしながら、うちも地域と関わりながら行っていきたいということで対応させていただいております。

【天利委員長】 他に質疑はございますか。

黒沢委員。

【黒沢委員】 1点だけ確認させていただきますけども、防犯対策推進事業で、令和3年度の犯罪発生件数が大分減っているように感じるんですね。目標値として77件と出していたんですけど、実際31件だったという結果が出ていますけど、令和3年度に大きなこれまでと違う対策をやって、こういう数字が出てきて、しっかりと効果が出されたのか、その辺についてお聞かせいただけますでしょうか。

【天利委員長】 高木課長。

【高木町民安全課長】 この件数につきましては、空き巣と自転車のひったくりの年間事業件数を抽出して出しているもので、寒川町の全体の刑法犯発生状況というのが3年度で141件となっております。そのうちの減少率というのが、2年度は全体で203件が141件に減少していきまして、62件の減少となっております。その中で下がっているのは、窃盗犯というのが下がっていきまして、自転車の窃盗が多いんですけども、そういったものは減少しているんだなというのは私も状況は確認しております。自転車が駅の駐輪場の状況もすいていたりする状況もありまして、そういった意味で人の稼働率が下がった部分で減少しているのかなというので、うちも犯罪キャンペーンとかが、交通キャンペーンは交通指導員さんと小ぢんまり一生懸命やっていたりはするんですけど、防犯キャンペーンにつきましては、茅ヶ崎警察署と茅ヶ崎市と合わせて事業をしている関係から、活動はない状況なので、今の減少率については、コロナによる抑制でそういった部分が減少していると状況把握をしております。よろしくお願ひします。

【天利委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 なるほど、要は実施計画に載っているということは、当然町としては、空き巣だとか、自転車盗だとか、ひったくり、こういう発生件数が町内は多いよねと、何とか町全体として件数を減らしていかなきゃいけないよねと。犯罪の重点課題として挙げているから、総合計画実施計画に載せてきていると思うんですよ。犯罪というのは、町としていろんな努力をして、そのために予算を使っているわけじゃないですか。犯罪が起きにくい町というのはあるわけじゃないですか。地域の目が届くとか、みんなが挨拶するとか、それから例えば駐輪場の明かりが青いほうがいいとか、そういう雰囲気をついぞ重ねていったときに犯罪って減っていくよねというデータが出ているわけじゃないですか。だから減らすためにそういう予算を組んでいるんだと思うんです。だから減ったということに関して、その要因とかをしっかりとつかんだ上で、じゃ、こういうことをさらに続けていくことによって犯罪を減らせるよねというところにつながっていかないと、何のための実施計画なのかと。せっかく減ったから、よくないことが減ったので、そこを評価したいなと思って質問させていただいたんですけど、言われても資料はすぐ出てこないとかというところで、じゃ、何のためにここを実施計画に載せているんでしょうかという疑問が出てきちゃうわけですよ。今コロナの話が出ましたけど、じゃ、片やもう一個出している自転車の事故、コロナで皆さんが家に引き込むのであれば、こういった自転車事故も減ってもおかしくないのに、自転車の事故とかは減っていないというデータが出ているわけですよ。そうすると、ここに対して何らかしかりと取組がされた上でこういう結果が出てきたのかなと思うわけなんですよ、実施計画に載っているわけですから。新しい総合計画の実施計画に載せるって、相当事業もセレクトして、ここに出してきているわけじゃないですか。しかも初年度です、今回。だからそれが全く分析されていない、たまたまでしたという捉え方しかできなくなっちゃうんだけど、そういう捉え方でいいのかな。

【天利委員長】 高木課長。

【高木町民安全課長】 すみません。お答えの仕方が間違っていたのかもしれませんが。一応乗り物等の自動車だったり、オートバイだったりというのは、交通事故は、寒川町は令和2年が45件に対して32件と、ここも減少しております。ごめんなさい、言い方が確かにいけなかったのかもしれないんですけども、うちも防犯灯を改善したりとか、防犯のアドバイザー等に地域を回っていただいて、防犯対策を行って治安の確保をしたり、そういった活動をしなが、犯罪の抑制だったり、安全の確保だったりという対策をさせていただいておりますので、そういった部分で件数が減った部分もあるのかな、先ほど言った白線等の止まれの標識等でも、いろいろ警察に要望活動を行ったりして、安全確保の体制を整えたいということで、いろいろな作業はさせていただいておりますので、そういった部分で事故の件数だったり犯罪の抑制ができたよというのは、確実にそれだというのはなかなか言いかねるところはありますけれども、現状としては、そういうことを体制を整えながらやらせていただいているということがあります。

【天利委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 総合計画の実施計画に載るって結構大事なことなんだと思うんです。そこにちゃんと担当課として、担当課は高木課長のところで大丈夫ですよ。いいですよ。犯罪をなくす、事故をなくす。だから実施計画に載っているわけだから、減った要因は何なのかというのをちゃんと押さえないと、何のために実施計画に載せているのかというのが分からなくなっちゃうんじゃないかなと思うんですけど、捉え方だよ。担当課として実施計画に載っているもの、これはだって、総合計画って町の最上位計画ですよ。そこにそれが載っているわけじゃないですか。しかも数字でばっちり出しているわけですよ。その数字の根拠はどこから出てきたんですか。その数字が劇的にいいほうに振れたから、触れてあげたほうがいいかなと思ったんですけど、それがこれといった要因をつかめていません、じゃ、ここにどういう執着を持って実施計画に載せているのかということなんだと思うんですよ。だから、たまたま減ったんだったら、たまたま減ったでもいいんですけども、答えとしてはね。答えとしてはいいけど、職員の体制としてはどうなんですかという話になりますけど、だから実施計画に載せたという捉え方はどうなんですか。そういう感じでいいんですか。もし部長が答えられるのであれば。

【天利委員長】 戸村部長。

【戸村町民部長】 誠に申し訳ございませんでした。黒沢委員がおっしゃるように、新総合計画2040が昨年度スタートした、まさにその年度でございます。当然ながら新総合計画の中には、きちんとした形で町民の皆様への安心安全なまちづくりというのをしっかりとうたわれている中の1つの実施計画に載せているものでございます。今後につきましては、当然その目標値に対する実績が増になった場合、あるいは減になった場合をしっかりと分析して、次につなげていかなければいけないと思っておりますので、今後きちんとした形で分析、評価していきたいと思っております。誠に申し訳ございませんでした。

【天利委員長】 それでは、他に質疑はございませんでしょうか。

佐藤（正）副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 4点ほどあります。全部消防関係になります。1点目なんですが、消防の分署は、新しくできる計画の分署は、令和3年度に何らかの形で進展があったのか、ある程度土地のめ

どがついたとか、何らかの形で進展があったのかということところがまず1点目。2点目が、消防広域化準備経費の備品購入費で、説明の中で恐らく災害支援バイクっていう説明があったと思うんですが、これはどういった用途なのか、日常的に使うものなのか、それとも大規模災害のときに使うものなのかという点と、あとは備品購入費の不用額がかなり多いですね。20%弱不用額があるので、これはどういった原因なのかということところが2点目。3点目が、消防団関係で令和3年度消防団員の募集について町としてやったことが広報なり、何らかの形でやったことがあったのかということと、あとは消防団そのものであったり、消防団活動であったり、そのものに対しての広報なり周知なり、町民の皆様に対してそういった周知を行ったのかどうかということ。最後4点目が、令和3年度だけに限らず、令和3年度まで広域化のことを様々時間をかけて議論してきたわけですね。その議論はいろいろ計算もして、計画もして、準備をしてきたわけなんですけれども、全てここまでやってきたのは机上のものだと思っていて、3月31日から4月1日にかけて当然この体制が変わったわけで、準備していたとおり、見込みどおりにできたのかどうか、体制への移行というのができたのかどうか、その振返りを教えていただけたらと思います。

【天利委員長】 高木課長。

【高木町民安全課長】 災害用バイクにつきましては、救急隊とかがほかの署に、例えば事故が起きて救急車の予備車を動かそうとか、そういうときに、そのバイクに乗ってほかの署に移動するような使い方、補助勤務体制の移動に使うバイクというのがメインの使い方になっております。不用額につきましては、入札の執行残になっております。

【天利委員長】 北野主幹。

【北野主幹】 消防団員の募集についてなんですが、令和3年度は消防団の活動もなかなかできなかったところで、広報活動も難しかった点があります。広報のネタになるものがなかったもので、実際広報に載せることができませんでした。でも、今年度神奈川県消防操法大会に第9分団が出場しましたので、その辺で活動報告と令和3年度消防団が活動しまして、無事優良賞を獲得しましたというところで、ホームページ等広報には今年度載せることができました。というところが現状です。令和3年度については活動が少なかったところで、あまり広報活動はできなかったところが残念なところでした。

以上です。

【天利委員長】 高木課長。

【高木町民安全課長】 消防の広域化の4月1日以降の見込みはどうですかというご質問にお答えいたします。茅ヶ崎消防から寒川町へ出動した件数につきましては、救急出動が4月から8月で171件、火災出動については8件、救助出動が6件、警戒その他が8件となっております。また寒川町から茅ヶ崎市へ出動した件数につきましては、救急出動が96件、火災出動が4件、救助出動が1件、警戒その他が4件の状況となっております。町に隣接します各署の対応から、迅速で効果的な対応が現在見込みのとおり行われていると考えておりまして、例えば圏央道で熱中症における事案がありまして、4月24日火曜日に発生した圏央道の救急事案につきましては、負傷者が多数であったため、寒川分署の救急部隊2隊のほか、茅ヶ崎市から指揮者部隊と救急部隊5隊が出動しております。以前の寒川町の体制であれば、このような事案が発生した場合、町内を対応する部隊が不在になることから、非直職員を招集し、

部隊編成を行ったり、近隣市へ応援要請するなどして対応してきたところですが、広域化したことで部隊数が増加し、通常体制でも対応できるようになっております。また、熱中症の救急要請につきましても増加しており、同様に部隊数が増加から通常体制で行える体制となっております。このようなことから、広域化のメリットある規模が大きくなることで出動体制の充実から消防力強化が図られ、安全で安心な住民サービスの向上が図られていると現在は考えております。よろしくお願ひします。

【天利委員長】 戸村部長。

【戸村町民部長】 私から寒川分署の令和3年度の用地候補の選定等についてのご質問にお答えいたします。また改めましてこの関係につきましても、皆様ご承知のとおり、平成31年3月27日に締結しております茅ヶ崎市と寒川町との消防業務に関する事務の委託に関する規約の協議に基づきまして、町内に整備いたします寒川分署及び宮山出張所の整備につきましても、令和3年6月に改定しております寒川町公共施設再編計画におきましても、町の南部地域に寒川分署を、令和7年度の供用開始、北部地域に宮山出張所を、令和13年の供用開始を目指しております。こちらに関しましては、令和2年11月末にも（仮称）寒川分署建設用地について報告させていただいているところでございます。令和3年度に関しましては、寒川分署の用地の選定を粛々と行っておりました。また、令和4年度現在に関しましては、早期建設を進め、町民の皆様への火災救急現場への到着時間の短縮を目指して考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

【天利委員長】 佐藤（正）副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 まず、分署の件なんですけれども、粛々と進めている、具体的にどうのという話ではないのかなと思うんですが、もしかしたら途中で変わったかもしれません。当初の予定だと令和3年度中に土地を購入して、4年度、5年度に実施設計とか、そんな感じだったと思うんですけれども、それが遅れているという事実はあるのかなと思っていて、今、旧消防本部の中は大分がらがらというか、そういった状況を見ると、大丈夫なのかなと思って、分署については、しっかりとスケジュールどおり進めないといけないものなんだなと今改めて思っているところで、スケジュールというのは、今令和7年度という答弁がありましたけど、大丈夫なんですかね。現時点での見解をお聞かせいただきたいと思います。

災害支援バイクは分かりました。移動用ですね。分かりました。

消防団の件で、令和3年度は広報が難しかった、それは確かにそのとおりかなと思いますので、その部分は仕方ないなと思っておりますが、基本的な考えとしてお聞かせいただきたいんですが、消防団員の募集については、町も協力していることだと思うんですけれども、町としては、できることであれば、消防団を募集しているという事実、そして消防団というものがある、消防団はこういう活動をしている、そういったことは町がしっかりと広報するべきだと思うんですね。その先の個別の募集、勧誘ということについては各分団でやればいいと思うんですけれども、その辺の基本的な町の考えをお聞かせいただきたいと思います、消防団の募集についてですね。

広域化の部分なんですけれども、特に大きな問題はなくて、基本的には計画どおり、見込みどおりだったのかなという答弁だったと思うんですが、1点不安というか、どうなのかなって、実態は分からな

いんですけれども、人がどうだったのかなと思っていて、組織と組織、100名超の組織と数10名の組織が一緒になったわけで、そこでいろんな問題というか、トラブルというか、人が関わることなので、いろいろ出てくるんじゃないのかなと思っているんですが、そういったことというのは、体制が変わった中でスムーズにその点についても行われたのかどうか、現状もスムーズにいつているのかどうか、その町の見解をお聞かせいただけたらと思います。

【天利委員長】 北野主幹。

【北野主幹】 消防団員の募集についての町としての考え方なんですが、まず魅力ある消防団を前面に打ち出して団員募集をしたいところで、いろいろ広報等を考えているところなんですが、そこでなかなかできていない部分がありますので、今後消防団の魅力、地域に根差した消防団というところで新入団員の加入に根づくように今後また事業展開していきたいとは考えております。

以上です。

【天利委員長】 高木課長。

【高木町民安全課長】 広域後の消防の体制というのは、茅ヶ崎市は茅ヶ崎市のやり方もありますし、寒川町がやってきたというような経過もございますので、全部の歯車が必ずしも全部うまく回るのはなかなか難しいこともございます。ただ、今連絡会議を重ねて作業部会をやったり、茅ヶ崎と会議をやっていたりもしますので、そういった中でそこで相談をしながら、どういう体制がいいのかなというのを協議しながら進めておりますので、茅ヶ崎とその辺は連携を取りながら行っていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

【天利委員長】 戸村部長。

【戸村町民部長】 寒川分署の関係の令和7年度の話でございます。副委員長おっしゃるように、実施計画上皆様方にご提示しているのが、本来であれば令和3年度に用地の選定、購入が終わりまして、4年で基本設計及び実施設計、そして5年、6年には建設工事、そして7年の供用開始が本来のスケジュールとしてお示ししているところがございます。現在ご承知のとおり令和4年度も既に半年近くがたっている中でございますが、ただ、私としては令和7年度の供用開始が実現するという形で考えております。その理由といたしましては、平成29年3月末、平成28年度に茅ヶ崎の消防本部で小和田分署というのを新しく設置しております。その辺の設計や建設工事のノウハウ、これは茅ヶ崎の消防本部とも共有しておりますので、各種手続を前倒ししながら進めていけば実現できると考えてございます。よろしくお申し上げます。

以上です。

【天利委員長】 ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでございました。

以上をもちまして、町民部町民安全課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【天利委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、町民部町民窓口課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

戸村町民部長。

【戸村町民部長】 それでは、町民部の最後となります町民窓口課より、令和3年度の決算内容につきましてご説明申し上げます。説明につきましては徳江課長より、また質疑等につきましては、出席職員で対応いたしますので、ご審査のほどお願い申し上げます。

【天利委員長】 徳江町民窓口課長。

【徳江町民窓口課長】 それでは、町民部町民窓口課所管の令和3年度決算についてご説明いたします。説明に当たりましては、タブレットの110町民窓口課をお開きいただき、こちらの決算特別委員会説明資料に基づいて説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、決算書は57から60ページの2款総務費1項総務管理費10目地域活動推進費でございます。タブレット資料の2ページをご覧ください。広聴活動事業費につきましては、町民の皆様からのまちづくりに関する提案や施策、事業等に対する要望などをお受けしているもので、わたしの提案制度に係る経費などがございます。報償費につきましては、わたしの提案制度の報償品の購入費でございます。旅費につきましては、職員の会議等出席のための普通旅費です。続いて、本事業費の財源でございますが、全額一般財源となります。

続きまして、タブレット資料3ページをご覧ください。男女共同参画推進事業費は、男女共同参画社会の形成を推進するための事業費で、報償費につきましては、男女共同参画プラン推進協議会の委員の謝礼及び男女共同参画講座の講師謝礼でございます。旅費は、職員の普通旅費です。役務費は、男女共同参画講座の参加者のための託児手数料でございますが、昨年度はオンラインで開催したため、こちらは執行を見合わせております。なお、本事業費の財源は全て一般財源となります。

タブレット資料4ページをご覧ください。次に、平和推進事業費ですが、平和思想の普及啓発事業に要する事業費で、需用費の消耗品費につきましては、平和パネル展に関する消耗品の購入費で、役務費は、パネル展用の資料を借用する際の郵送料でございます。使用料及び賃借料につきましては、核兵器廃絶平和都市宣言広告塔用地の借上料及び平和パネル展展示用資料の借上料でございます。負担金補助及び交付金は、平和首長会議のメンバーシップ納付金でございます。なお、本事業費の財源は全て一般財源となります。

10目の地域活動推進費は以上でございます。

次に、決算書の61、62ページに移りまして、13目町民相談費でございます。タブレット資料は5ページをご覧ください。町民相談事業費につきましては、町民の皆様が抱える様々な問題やトラブルなどに対し、問題解決に向けた専門的なアドバイスを行うため、弁護士や司法書士等による専門相談を実施するための経費でございます。報償費は、司法書士相談の相談員への謝礼並びに寒川町自殺対策計画推進に係る寒川町自殺対策計画推進協議会委員の謝礼でございます。旅費につきましては、職員の普通旅費です。需用費の消耗品費につきましては、自殺対策啓発用チラシ作成に係る用紙購入費でございます。委託料は、法律相談への弁護士派遣の委託料でございます。負担金補助及び交付金は、寒川町人権擁護委員会への補助金及び神奈川県弁護士会が行う法律援助事業への補助金でございます。扶助費は、本人の意思に関係なく犯罪に巻き込まれて不慮の死を遂げた町民の遺族または障害を受けた町民に対し支援する犯罪被害者等見舞金支給事業に関するもので、令和3年度は支給がなく全額執行残となっております。

続いて、下段の表をご覧くださいませうか。町民相談事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は37から40ページの15款県支出金1節総務管理費補助金にございます自殺対策強化交付金事業費補助金1万5,000円は、寒川町自殺対策計画推進協議会委員の報償費と旅費、自殺対策啓発用チラシ作成に係る用紙購入の消耗品費に充当してございます。

続きまして、歳入番号②、決算書は45、46ページの20款諸収入雑入2節総務費雑入にございます司法書士相談事業に係る負担金1万1,323円は、茅ヶ崎市との相互利用で市民の方が本町の司法書士相談を利用した際に市から経費が負担されたものでございまして、報償費の謝礼に全額充当しております。

次に、タブレット資料の6ページ、人権啓発事業費につきましては、人権問題の解消を目指した講演会、研修会等への参加、また寒川町人権擁護委員会と連携した啓発活動を行うための事業費でございます。旅費につきましては、職員の普通旅費です。需用費の消耗品費につきましては、人権啓発活動で配布する啓発物品などの購入費でございます。負担金補助及び交付金につきましては、人権啓発講座の参加負担金、横浜国際人権センター及び神奈川人権センターへの啓発活動事業補助金でございます。

続いて、下段の表をご覧くださいませうか。人権啓発事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、15款県支出金1節総務費委託金の中の人権啓発活動委託金9万2,730円は、人権等の啓発物品の購入費用として全額需用費の消耗品費に充当してございます。

次に、14目消費生活対策費に移らせていただきます。タブレット資料は7ページをご覧ください。消費生活相談事業費になります。架空請求や詐欺、悪質商法など多様化した消費生活に関するトラブルから消費者を守り、また正しい知識を身につけてもらうことを目的に実施してございます。消費生活相談及び啓発などに要する経費でございます。報償費は、消費生活相談の相談員への謝礼でございます。旅費につきましては、相談員が研修に参加した際の費用弁償及び職員の普通旅費でございます。需用費の消耗品費につきましては、相談員が使用する参考図書を購入費でございます。役務費につきましては、消費生活相談員の事故等に対する損害保険料でございます。負担金補助及び交付金は、茅ヶ崎市との相互利用による消費生活相談及び多重債務相談の負担金でございます。

続いて、下段の表をご覧くださいませうか。消費生活相談事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は37から40ページの15款県支出金1節総務管理費補助金の中の消費者行政事業補助金5,532円は、県の消費者行政活性化基金を財源とする補助金で、消費生活相談員の研修参加旅費及び負担金に全額充当してございます。

歳入番号②、決算書は45、46ページの20款諸収入1節総務費雑入の中の消費生活相談事業に係る負担金3万1,868円は、茅ヶ崎市との相互利用で市民の方が本町の消費生活相談を利用した際に市から経費負担されたもので謝礼に全額充当してございます。

以上で、2項総務管理費の説明を終わります。

次に、決算書の65、66ページ、2款総務費3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費に移らせていただきます。タブレット資料は8ページをご覧ください。職員給与費でございます。こちらは課長及び総合窓口担当の職員の人件費でございます。

続いて、特定財源でございますが、下段の表をご覧くださいませうか。歳入番号①及び②は、決算書の31、32ページの13款使用料及び手数料1節総務管理手数料の中の①自動車臨時運行許可手数料

52万3,500円は、仮ナンバー貸出時の手数料で、②住宅用家屋証明手数料39万6,500円は、法により不動産登記に係る登録免許税の減免を受ける際必要な証明書の発行手数料で、どちらも記載の額を給料に充当してございます。

歳入番号③から⑪までは、3節戸籍住民基本台帳手数料にございます各種証明の手数料で、歳入番号③の戸籍証明手数料241万7,400円は、戸籍の謄本、抄本などの発行に伴う手数料、歳入番号④の除籍証明手数料159万750円は、除籍謄本、抄本などの発行に伴う手数料、歳入番号⑤の戸籍関係証明手数料6万2,300円は、戸籍の記載事項証明、受理証明などの発行時の手数料、歳入番号⑥の住民票証明手数料612万8,100円は、住民票の写し、記載事項証明発行等の手数料、歳入番号⑦印鑑証明手数料383万7,300円は、印鑑登録証明発行時の手数料、歳入番号⑧諸証明手数料30万600円は、身分証明、戸籍附票、不在住証明等の発行時の手数料でございまして、記載の額を給料に充当してございます。歳入番号⑨の個人番号カード再発行手数料10万800円は、個人番号カードの再交付に係る手数料でございまして、記載の額を給料に充当してございます。歳入番号⑩のコンビニ交付住民票証明手数料58万6,800円、歳入番号⑪のコンビニ交付印鑑証明手数料36万600円は、コンビニエンスストア等における住民票及び印鑑証明の発行時の手数料でございまして、いずれも記載の額を給料に充当してございます。歳入番号⑫、決算書は33、34ページの14款国庫支出金2節戸籍住民基本台帳費補助金の中の個人番号カード交付事務費補助金625万9,000円は、個人番号カード交付に必要な経費に対するもので、毎週木曜日に午後7時まで時間外交付窓口の開設に係る経費として記載の額を職員手当に充当してございます。歳入番号⑬、決算書は37、38ページの14款国庫支出金1節戸籍住民基本台帳費委託金の中の中長期残留者居住地届出等事務委託金38万7,810円は、中長期残留者特別永住者の居住地届出等の事務に対する国からの委託金で、記載の額を給料に充当してございます。歳入番号⑭、決算書の41、42ページの15款県支出金3節戸籍住民基本台帳費委託金の中の人口動態調査事務委託金4万5,533円でございますが、厚生労働省が行う出生、死亡、婚姻等の届出に基づく調査の委託金で、こちらも給料へ記載の額を充当してございます。

次に、資料の9ページをご覧ください。戸籍住民基本台帳経費でございます。こちらは法令に基づいて戸籍住民基本台帳、印鑑登録等の記録及び管理を行うとともに、各種証明書の発行等を行うための経費でございます。報酬につきましては、会計年度任用職員に係る経費でございます。需用費の消耗品費は、印鑑登録証、マイナンバー等関係消耗品、参考図書等の購入費で、印刷製本費は、転出・転入等の異動の届出書、死体埋火葬許可証等の作成費でございます。役務費は、書類送付確認用のはがき、照会等の切手の購入、マイナンバー受取勧奨通知並びにパスポートセンターとのファクス回線使用料、通話料等に係る通信運搬費、さらにコンビニでの住民票及び印鑑証明書の自動交付サービスに係る手数料等でございます。委託料は、住基ネットシステムの運用保守費と個人番号カード交付事務に係る人材派遣委託費、コンビニ交付システムに係る保守委託料、斎場運営維持管理委託料につきましては、寒川町民が茅ヶ崎市斎場での火葬を無料で利用できる事業の経費で、茅ヶ崎市斎場の運営及び施設の維持管理に要した費用のうち運営維持管理委託料として支出したものでございます。さらに近年多様化する価値観に合わせ性別記載を見直すための印鑑登録システム改修委託料、また戸籍等を全国どこでも発行できるようにするためのシステム改修を行う令和3年度戸籍システム法改正対応作業の委託費がございまして、さらに転出入に係るワンストップ化システム改修委託につきましては、令和3年度の国の補正予算に伴

いまして予算化されましたが、システム改修期間を確保するため翌年度への繰越しを行ってございます。使用料及び賃借料につきましては、マイナンバーカード等の発行用窓口端末のコンピューター借上料でございまして、備品購入費につきましては、マイナンバーカード等の券面事項を変更するためのシステムカードプリンター並びに窓口において番号票を交付するためのボタン式発券機等の購入経費でございまして、負担金補助及び交付金につきましては、神奈川県戸籍住民基本台帳事務協議会等への負担金と個人番号通知カード・個人番号カード関連事務委託交付金でございまして、また、コンビニにおいて証明書等を交付するための地方公共団体情報システム機構への運営負担金及び神奈川県町村情報システム共同事業組合への負担金でございまして、さらに旅券発給等事務委託に関する負担金といたしまして、2市1町の一般旅券の申請受理等に関する事務の委託に係る経費負担等に関する協定書に基づき湘南パスポートセンターへ支払った負担金でございまして、令和3年度の旅券申請件数は、湘南パスポートセンター全体で4,579件、寒川町は136件でございまして、前年度比全体で139件の増でございまして、寒川町は14件の減となっております。戸籍交付事務委託負担金につきましては、戸籍証明書の発行事務経費の寒川町負担分を湘南パスポートセンターへ支払ったものでございまして、令和3年度の証明書交付通数は、湘南パスポートセンター全体で537通、寒川町は16通です。前年度比全体で91通増でございまして、寒川町では4通の減となっております。なお、執行残等につきましては、備考欄記載のとおりでございまして、

続いて、下段の表をご覧くださいませうでしょうか。戸籍住民基本台帳経費の特定財源でございまして、先ほど職員給与費の財源で説明いたしました歳入番号①、戸籍証明手数料につきましては、印刷製本費に記載の額を充当しております。同じく歳入番号②、印鑑証明手数料は、消耗品費に充当してございまして、歳入番号③、個人番号カード再交付手数料は、負担金補助及び交付金の通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金に充当してございまして、また、歳入番号④、コンビニ交付住民票証明手数料とコンビニ交付印鑑証明手数料につきましては、記載の額を役務費に充当してございまして、

続きまして、歳入番号⑥から⑧、決算書33、34ページの14款国庫支出金2節戸籍住民基本台帳費補助金の中の歳入番号⑥、個人番号カード交付事業費補助金1,569万3,000円は、地方公共団体情報システム機構に交付するための国からの補助金で、負担金補助及び交付金の通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金に全額充当してございまして、歳入番号⑦、個人番号カード交付事務費補助金625万9,000円は、個人番号カードの交付に必要な経費に対するもので、報酬をはじめ消耗品費のマイナンバー関連消耗品費、委託費の個人番号カード交付事務人材派遣委託料、役務費の通知郵送料、使用料及び賃借料のコンピューター借上料、備品購入費にそれぞれ充当してございまして、歳入番号⑧、社会保障・税番号制度システム整備費補助金325万6,000円は、戸籍システム改修に関する経費に対するもので、戸籍システム法改正対応作業委託料に全額充当してございまして、歳入番号⑨、社会保障・税番号制度システム補助金（ワンスストップ）459万2,000円は、転出入に係るワンスストップ化のためにシステムを改修する経費に対するもので、システム改修期間を確保するため翌年度に繰越ししてございまして、歳入番号⑩の市町村自治基盤強化総合補助金2,409万円ですが、こちらは既に財政課からご説明させていただきましたが、このうち86万9,000円を委託料に充当してございまして、歳入番号⑪、広域戸籍証明納付金7,200円につきましては、湘南パスポートセンターで交付した戸籍証明書の手数料が同センターより納入されるものでございまして、役務費に全額充当してございまして、

以上で、町民窓口課の令和3年度決算の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

【天利委員長】 これです町民窓口課の説明が完了しました。これより質疑をお受けいたします。質疑のある方はお願ひいたします。

茂内委員。

【茂内委員】 参考資料の8ページでお伺ひいたします。男女が平等な立場で経済的、社会的、文化的な責任を担いながらも、利益を得ていくという男女共同参画社会が広がっている今なんですけども、その中で寒川町としては、参考資料によると、目標値の100、実績値が135となっております。その中で実績値が上がっているということは、素晴らしいなと思います。概要にもありましたが、行った具体的なものをお聞きしたいなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

【天利委員長】 徳江課長。

【徳江町民窓口課長】 男女共同参画社会推進のために、第5次寒川町男女共同参画プランに基づきまして事業を行ってございます。昨年度こちらの事業といたしまして、講座を2回開催させていただいております。まず1点目が、令和4年1月22日土曜日に、こちらは神奈川県との共催になりますけれども、横浜国立大学の椛島洋美先生をお招きいたしまして、「社会が変わる、私も変わる、誰もが暮らしやすい時代を目指して」ということで講演を行っていただいております。こちらにつきましては、これは当然オンライン、ユーチューブでのライブ配信という形にさせていただいております。参加数といたしましては31名、男性が11名、女性が20名、以上となっております。

もう一点は、2市1町の広域連携事業といたしまして、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町とともに男女共同参画の特別講演会を開催させていただいております。令和4年3月1日から3月13日まで、こちらもユーチューブでのオンライン動画配信となっております。大阪市立大学の教授でございます永田潤子先生のご講演をいただいております。題名といたしましては、「女性のウエルビーイングって何だろう」というような題名で講演会を行っていただいております。こちらの参加者が104名、男性が26名、女性が73名、ご回答いただけなかった方が5名ほどいらっしゃるということでございまして、こちらは一応職員にも声をかけまして、町の職員の研修の一環としてもしているところでございまして、135名というような状況になってございます。

以上でございます。

【天利委員長】 茂内委員。

【茂内委員】 オンラインではありますけども、皆さん参加はあるということで、素晴らしいと思います。こういった事業をしていて、今後町としてはまたどのような形で発展させていくおつもりなのかお聞かせください。

【天利委員長】 徳江課長。

【徳江町民窓口課長】 昨年2回神奈川県との連携講座と、あと2市1町の広域連携講座ということで開催させていただいております。また、これ以外にも茅ヶ崎市や藤沢市が独自で開催されている講演会も連携事業ということで、寒川町の方も参加できるように相互で広報の周知啓発というのを行っております。数字的に見えるものというのがなかなか難しいものではございますけども、こういう機会を通

じてできるだけ講演会を開催してまいりたいと考えてございますし、また、男女共同参画プランの推進会議の中でも委員さんからご意見をいただいております、協働でできるものがないかということで、今年度コロナの関係でまだ会議が開けていないんですけれども、そちらにこちらからご提案して、意見をいただいて、推進会議と協働して町内での事業を打てないかということで、今検討しているところでございます。

以上でございます。

【天利委員長】 他に質疑はありますでしょうか。

黒沢委員。

【黒沢委員】 まず、令和3年度末のマイナンバーカードの交付率という説明がありましたっけ。言っていないですよね。交付率がどのくらいであるのかお聞かせいただきたいと思います。マイナンバーカード交付申請の方は、令和3年度で大分増えているかなと思うんですが、それに伴ってマイナポイント獲得に対する相談がどれくらいあったのか、また、その相談に対して町として対応したことがあったのかどうか、それから、マイナンバーカードを持たれる方が増えたので、当然コンビニで住民票や印鑑証明を取られる方も増えていると思いますけども、全体の例えば住民票、それから印鑑証明に対して何割くらいコンビニで交付されるようになってきているのか、コンビニでの交付率というのをまずお答えいただいてよろしいですか。

【天利委員長】 徳江課長。

【徳江町民窓口課長】 3点ご質問をいただきました。まず、1点目の3月31日現在のマイナンバーカードの交付率でございますが、交付枚数が2万1,432枚、人口に対する交付率は43.8%でございます。ご質問にはなかったんですけども、直近の8月末の数字も参考に申し上げます。発行枚数が2万3,031枚、交付率といたしましては46.9%となっております。あと、質問が前後しますけれども、コンビニ交付の割合でございます。令和3年度につきましては、コンビニ交付の枚数でございますが、住民票が1,956枚、印鑑証明書は1,202枚でございます。窓口交付と合わせましたコンビニ交付の割合といたしましては、住民票が9.1%、印鑑証明書は8.8%となっております。

先ほど住民票は今年度を含めまして、今住民票の発行枚数も増えておりまして、令和4年度の7月末までの数字で申し上げますと、コンビニ交付が7月末までで867件、印鑑証明書が490件となっております。窓口交付と合わせた数字のコンビニ交付の割合でいきますと、住民票が21.6%、印鑑証明書は21%となっております。ですので、令和3年度が1割程度だったものが令和4年度の時点で、7月までですが、既に2割くらいまで上がってきているということで、マイナンバーカードを取得された方がコンビニ交付を使われているなというようなところは出てきてございます。

それでは、マイナポイントの相談件数でございますけれども、8月末までの数字でいきますと、296件でございます。大変申し訳ございません。パーセンテージを今数字としては出せないんですけれども、今マイナンバーカードの発行が大変窓口で増えておりまして、それと併せてマイナポイントの設定も一緒にされる方が非常に多い数字が出てきてございます。大体でいきますと、窓口平均でいきますと約50から100件くらいまでの間のところで毎日推移しているというような状況でございます、今月頭の土曜日の午前中だけでいきますと約60件、4時間で60件ほどのマイナンバーカードの申請があったという

ような状況もございます。土曜日はマイナポイントをやっていないので、ただ、今電話も数がつけられないぐらいマイナポイントのご相談をいただいて、どういうケースがあるのか、どれが使えるのかというようにご相談をいただいているところでございます。

以上でございます。

【天利委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 令和3年の決算だったので、令和4年の部分については、遠慮して質問したつもりだったんですが、今現在の状況もお話ししていただいたので、ありがとうございます。まず、コンビニ交付については、住民票、印鑑証明となっておりますけれども、ほかのものもできるようになれば、もっと増えてくるのかなと思うんですけど、できればマイナンバーカードを持っている人は、役場の窓口に来ないで、住民票や印鑑であればコンビニでやっていただくというのが理想だと思うんですね。ただ、令和3年については1割ぐらいだったと、44%ぐらいの人が作っていたけど、1割ぐらいの人しかコンビニで交付しなかった。ただ、令和4年のお話もしていただいたので、令和4年については倍増しましたよ。ここには担当課として、こういう便利が機能が持たれていますよということをしつかりと広報していただいた結果なのかなと思っていて、令和4年は本当は聞く予定ではなかったんですけど、交付の割合を考えると、マイナンバーカードの交付率を考えると、コンビニでの住民票、印鑑証明の交付率が低いので、令和4年に向けてどういう対策をしますかと聞こうと思ったんですけど、ちゃんとやっていただいたからこういう結果になったんだと思います。

それから、マイナンバーカードの交付を受けた方が、マイナポイントは、せっかく国もしっかりと予算をつけておりますので、できれば黙って1万5,000ポイントはすぐつきます。最初の5,000ポイントについては、2万円分チャージしないともらえないので、そこは選択する人はいるかもしれないけど、作って健康保険証とひもづける、口座とひもづけるという作業だけやれば、1万5,000ポイントが入ってきますから、これは絶対に町民の皆さんにはやっていただいたほうがいいと町民窓口課の職員の皆さんは思っていると思うんですね。ところが、相談もいっぱいあるように、それから、作業のお手伝いもされているそうだな。特に高齢者の方は、これは多分ご自身1人でやるというのってなかなかハードルが高いと思います。私も自分で経験しましたが、特に口座をあれするときに、インターネット環境がどうにかありませんかみたいなメッセージが来て、つながらないみたいな、どういうことみたいなことになってしまうので、多分高齢者の方は分からないし、それから、スマートフォンじゃない方は諦めていただくしかない感じ、そういう説明もしなきゃいけないだろうし、そういう意味ではポイント獲得者なんていうのは捉えることはできるんですか、町として。そこまではできないのかな。ただ、どのぐらい相談がありますかという部分については、お手伝いできることについては、町としては、これは国が予算を取られていますので、国の予算ということは、我々が払った税金から捻出されているわけですから、できるだけ町民の皆さんにはしっかりと乗っかっていただいて推進していただきたいと思うので、そこについてはお手伝いできるところ、説明で済む方には説明をしつかりやっていただきたいと思っておりますけども、先ほどお答えいただいたので、この件については結構です。お答えも結構です。

【天利委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

青木委員。

【青木委員】 男女共同参画推進事業ですね。先ほど茂内委員も質問されていたんですが、その中でユーチューブで放送したということで、104人見られたということなんですけど、ユーチューブのコンテンツってまだ見られるのかということです。聞き逃してしまったので、見られれば見たいなということなんですけど、どうなんでしょう。

【天利委員長】 徳江課長。

【徳江町民窓口課長】 誠に申し訳ございません。男女共同参画の講座につきましては、一応期間を切って配信してございますので、現在は見られない状況にあろうかなと思います。もしよろしければ資料等をお渡しすることはもちろんできますので、その資料はお渡しできるかなと思いますけども、講座の視聴は現在では難しいというような状況になってございます。

【天利委員長】 青木委員。

【青木委員】 もう一つ質問するのを忘れた。平和事業について大丈夫ですかね、聞いて。男女共同参画事業については見られないということで、だけど、104人ってユーチューブでは少なくないかなという感じもあるんですけど、周知が少なかったんじゃないかなと思うんですけど。

平和事業についてなんですけど、取り組んでおられるのは非常にいいことだと思うんですけど、今回の取組内容について、どういったことをやられたのかということをお聞かせください。

【天利委員長】 徳江課長。

【徳江町民窓口課長】 平和事業といたしましては、先ほどご説明させていただきましたけれども、平和パネル展ということで、貴重な資料をお借りして、なるべく多くの方の目に触れてほしいということもございますので、図書館に場所を設定させていただいて、展示を行ってございます。また、平和事業といたしましては、各団体が行っておりますピースサイクルとか、そのような形でも寒川町として参画させていただいているところではございますし、また原爆投下につきましては、町内放送などを通じて改めて周知させていただいているところでございます。もちろん広告塔などもつけて核兵器廃絶というようなところは、広告塔の設置もさせていただいておりますし、寒川駅南口では、啓発の部分も年間を通じてやらせていただいているところではございます。なかなか予算が難しいようなところはございますけれども、できるだけ予算をかけずともというところを踏まえながら、今後も事業展開をしてみたいと考えてございます。

以上でございます。

【天利委員長】 男女共同参画の周知方法はということです。

徳江課長。

【徳江町民窓口課長】 先ほどユーチューブの配信で105名が少ないというようなお話もいただいたところではございますけれども、実は100名を超えるというのは、藤沢や茅ヶ崎でもなかなかないというような状況でございます。2市1町の今回の永田先生が女性初の海上保安官をやられた方で、以前に小田原でも講演をされている方で、非常に好評だったとあって、多分講師の先生の内容もよかったのかなとは思ってございます。当然寒川や茅ヶ崎市の方を含めてですけども、その他の市町村の方々も結構視聴いただいております。県内はもとより福島、宮城、東京、福岡、あと海外の方も一人動画の配信を見ていただいている方がいらっしゃいます。今回このような形でやれたのは、私ども2市1町として

も話した中でなかなかよかったねというようなお話もいただいたところでございます。今後もこのような形で、できるだけ皆様のニーズに沿うような形のものを検討するのはもちろんのこと、2市1町含めて、周知啓発を含めて、できるだけ多くの方にご視聴いただけるように努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

【天利委員長】 青木委員。

【青木委員】 男女参画は今後もやっていくということで、まず、ぜひLINEなどを使って確認できるような、そういう周知方法もぜひやっていただきたいと、町民が見逃さないような、そういった努力をしていただきたいということをお伝えします。こちらは結構です。

平和事業についてなんですけど、様々な先ほど取組ということなんですけど、これはやっぱり去年と変わらないですよ。別に前年の事業とほとんど変わらないのかという確認と、それと今年度に限っては、今年この決算に限って、事業の工夫、平和事業に対しての工夫や、それはいろいろと平和を伝えるということについては取り組んでおられるとは思いますが、さらに踏み入って予算内でも工夫ができなかったのかなと思うんですけど、その点はどうなんでしょうか。

【天利委員長】 徳江課長。

【徳江町民窓口課長】 3年度は行ったんですけども、令和2年度でコロナがかなり感染が広まったということで、実はパネル展自体も休止という形にさせていただいて、決算の中でもご指摘いただいたところでは3年度は何とかやろうということで、しかも開催場所は、以前は総合体育館のロビーなどを使わせていただいたんですけども、より目に触れる機会を増やすということで図書館に変更させていただきました。私も担当職員も、当然のことながら展示させていただいている関係で、場所を見にいったりもしましたし、期間中にお伺いしたところ、結構目に止めていただいている方も多くて、さらに関連図書などの展示も図書館の方々にさせていただいたことも含めまして、結構な方に目に止めていただける状況を確認してございます。このような形でできるだけ多くの方の目に触れるような形の工夫も含めて、また今後様々なやり方があろうなと思いますので、その辺を。今年度の話をする、またあれなんですけども、今年度は私どものほうでチラシを作りまして、併せて展示をするなどというところで工夫して、なるべく多くの方の目に触れてほしい、考える機会にしてほしいという意味も含めて事業を展開してございますので、今後もこのような形でよりよいものにしていただくように頑張っけて努めていきたいと思っております。

以上でございます。

【天利委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【天利委員長】 なければ最後に、佐藤(正)副委員長。

【佐藤(正)副委員長】 1点だけ聞きます。窓口に外国籍の方というのが来ると思うんですね。令和3年度人数というのは把握しているのか、もし把握しているのであれば、推移も含めてお聞かせいただきたい。もし把握していないのであれば、感覚で結構なので、ここ最近の傾向を教えていただければと思います。あと、外国籍の方で日本語が通じない方への対応というのは、どのようにしていたのか、その対応が令和2年以前と令和3年度で何か変えたことがあるのかお聞きます。

【天利委員長】 徳江課長。

【徳江町民窓口課長】 それでは、令和4年3月末の数字ということで申し上げたいと思います。人口でございます。4万9,053人、男性が2万4,928人、女性が2万4,125人、外国人の方が983人となっております。前年度の同時期と対比いたしますと、総人口では80人の増でございます。外国人の方は23人の減となっております。ちなみに3月31日時点の外国籍の方については1,006人というような数字になってございました。この時期はどうしても移動が多くて、さらにまたコロナがまだ感染状況が続いているところもありまして、町内に入ってくる人が少なかったというのも減の状況としてはあるのかなとは考えてございます。ただ、現在の8月末の数字でいきますと、外国籍の方が増えておりまして、8月末の外国籍の方が1,044人というような形で、また増えてきております。ですので、窓口には確かに今見るからにおいでになる方が増えているのは窓口の状況としても確認はしてございます。

窓口の対応というところのお話ですけれども、まず外国籍の方がお勤めになるケースですと、大体会社の方が一緒においでいただけるというのが一番大きなお話でございます。会社の多分総務関係の方だろうと思う方が、例えば3名、4名いらっしゃる場合ですと、大体必ず会社の方がお一人ついてきていただけるというようなケースが多いところでございます。また、外国籍の方は日本語を全くしゃべれないというケースは、中にはいらっしゃるのかもしれませんが、そうすると大体スマホの翻訳ソフトみたいなものを使ってしゃべるか、コミュニケーションを取らせていただくというケースがございます。また、私どものほうにはいないのですけれども、今子育て支援課の保健師で英語がしゃべれる保健師の方がいらっしゃって、そこへ相談に行くケースが多いのか、一緒においでいただいて窓口にご案内いただけるというようなケースもございます。私どもも本来であれば、外国語をしゃべれるようにというのがもちろん理想というか、そういう話でないといけないのかと思いますけれども、現状としては私どもとしてはなかなかそこまではいきませんが、今のツールをうまく使っていただいて、翻訳ソフトであったりを使っていただいて、コミュニケーションを取っているというようなところはございます。

【天利委員長】 佐藤（正）副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 外国籍の方そのものが増えているというのは、神奈川県でのデータでも出ていますので、それは分かっています。平成29年636人から令和4年1,002人、1月1日で。結構増えている、3割、4割増えているというところで、それに伴って結構耳に入ってくるのが、経営者の方から、外国籍の方を雇っていて、窓口に行ったけど、なかなか対応がというような話は、ここ最近聞くようになってきたんですね。町としても、まず問題意識は当然持っていただきたいというところなんですけれども、その中で国籍、大体ベトナムが30%、あとフィリピン、ブラジルとか、これもデータが出ていますけれども、そういった傾向とかもある中で、対応について恐らく今は翻訳アプリという話もありましたけれども、多分窓口の方はそれぞれの対応だと思うんです。窓口の職員の方それぞれの。ある程度どういう対応をするのかというのを、マニュアルまでいなくてもいいんですけれども、考えておいたほうがいいんじゃないのかな。あとは恐らく使われる言語というのは、ベトナム語が多分多いと思うんですけれども、簡単なやり取りぐらいだったらどうなんですかね。おはようございますとか、そういうレベルの言葉であればある程度対応できるんじゃないのか。いろんな国の全部の言葉に対応するのは無理なんですけど、簡単な言葉であればできるんじゃないのかなとちょっと思っているところで、そういっ

たところも含めて、まず問題意識を持っていただきたいということと、あとは誰が対応しても同じような対応ができないかということを確認させていただきます。

【天利委員長】 徳江課長。

【徳江町民窓口課長】 今おっしゃっていただいたお話は、委員さんにおっしゃっていただいたとおりで、寒川町内でも一番多いのはベトナムの方というのは、もちろんこちらでも把握はしてございます。今翻訳ソフトなどもというところもありますけれども、今おっしゃっていただいたように、確かに外国人の方が増えているというようなところで、全ての言語に対応するというのは、正直な話難しいところではございますけれども、今委員からおっしゃっていただいたような、言語を絞ってでも書き方のところに例えばそういう言語を使った例示を出すとか、窓口に用意しておくとか、そういうところは検討はできるかなとは考えてございます。確かに私自身も、このところ本当に外国の方が非常に多いのは目に見えて分かっておりますので、今おっしゃっていただいた問題意識を含めまして、課員とも検討させていただきます。

【天利委員長】 これで質疑を打ち切ります。夜遅くまでお疲れさまでございました。ご苦労さまでございました。

これをもちまして、町民部町民窓口課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【天利委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

これをもちまして、今日1日目の審査は終わりたいと思います。夜遅くまでご苦労さまでございました。明日第2日目は、学び育成部から始めますので、明日9時から皆さんと一緒に審査を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ご苦労さまでございました。

午後7時31分 散会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 4年11月25日

委員長 天利 薫